

第百四十回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第 七 号

平成九年五月二十九日(木曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 伊藤 忠治君

理事 赤城 徳彦君

理事 熊代 昭彦君

理事 河村たかし君

理事 西村 眞悟君

理事 木島日出夫君

岩永 峯一君

大村 秀章君

戸井田 徹君

平沢 勝栄君

渡辺 博道君

石田幸四郎君

中野 寛成君

池端 清一君

辻元 清美君

保坂 展人君

出席政府委員

経済企画庁国民生活局長

井出 亜夫君

議員外の出席者

熊代 昭彦君

小川 元君

河村 建夫君

河村たかし君

上田 清司君

富田 茂之君

山本 孝史君

木島日出夫君

瀬古由起子君

辻元 清美君

早川 正徳君

衆議院法制局第一部長

大蔵省主税局税制第一課長 伏見 泰治君
自治大臣官房地域政策室長 山下 貴史君
自治省財政局調査室長 岡本 保君
内閣委員会調査室長 新倉 紀一君

委員の異動
五月二十九日

辞任

鈴木 仁君

石田幸四郎君

鹿野 道彦君

深田 肇君

奥田 敬和君

同日

辞任

戸井田 徹君

上田 清司君

丸谷 佳織君

辻元 清美君

前田 武志君

同日

辞任

吉川 貴盛君

同日

理事西村眞悟君同日理事辞任につき、その補欠として河村たかし君が理事に当選した。

同日

本日開議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

委員派遣承認申請に関する件

市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律案(河村たかし君外四名提出、

第百三十九回国会衆議院第四号)
市民活動促進法案(熊代昭彦君外四名提出、第百三十九回国会衆議院第一八号)
非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律案(木島日出夫君外二名提出、衆議院第三三三三号)

○伊藤委員長 これより会議を開きます。

理事西村眞悟君から、理事を辞任したい旨の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、理事補欠選任の件についてお諮りいたします。

ただいまの理事の辞任により、理事が一名欠員となっております。この際、その補欠選任を行いたいと存じますが、先例によりまして、委員長において指名するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

そのように決しました。

市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律案

(本号末尾に掲載)

○河村(た)議員 おはようございます。河村たかしでございます。

慣例によりまして文書を読みますけれども、皆さん御承知のように、NPOという社会システムは、いわゆる二十一世紀、今からでも結構なんですけれども、国民が社会的なものにどうかかわっていかうかという仕組みをつくる、例えば米国の仕組みを決める、いわば市民社会の憲法というような意味合いを持つ、極めて大きい意味のある法律でございます。

したがって、国民各層のほとんどの理解、そして国会では全員の理解、それを得てどう仕組をつくつたらいいのかを考へるのはこれは当然でございます。ぜひ、委員各位におかれま

しては十分に慎重なる御審議をお願いしたいというところでございます。とにかく、社会の仕組みを考える、いわゆる市民社会の憲法だということをまず先に申しておきます。

河村たかしでございます。

一、提案者を代表して、市民公益法人格付与法案について提案理由と概要を申し上げます。

趣旨説明に入る前に、いわゆる市民団体に法人格を与える法案が、我が党案のほか、与党三党、共産党からも提出され、多くの市民、国民の期待と希望に沿うべく、各党御努力の上に議員立法として提出されたことはまことに意義深く、ここに深く敬意を表する次第であります。

つきましては、各党案の十分なる審議がなされ、また、広く公聴会等が開催されるなど、国民各層の意見を聴取され、よりよき法案成立のため、引き続き御努力をいただきますようお願い申し上げます。

二、この法案の意義は極めて重大であります。すなわち、明治以来脈々と続いた公益国家独占主義、すなわち、世のため人のためになる人間の営みについては国家がすべてを取り仕切るという考え方に風穴をあけ、二十一世紀の日本の国家像を問う法律案だからであります。

戦後の復興を支えてきた官による中央集権的、画一的な国家運営による予算配分、公的サービスの供給は硬直化しております。そのような、世のため人のための活動の分野に、税制支援のある市民の寄附金で支えられる多様な事業主体を認めることで、官僚の権限拡大に終わらない真の行財政改革を実現することができそうです。

また、国民が社会にどうかかわっていくか、この仕組みを考える市民社会の憲法に相当するものと言えましょう。

何とぞ、この意義を十分に踏まえ、十分なる御審議をいただきますようお願い申し上げます。

三、さて、このたびの市民公益活動を行う団体に對する法人格の付与等に関する法律案の内容で

ございます。

まず、この法律案は、第一条、第二条に明文をもって示されていますように、多様な価値観を有する市民による多目的な社会を形成することがその最大の目的であります。

二十一世紀の日本の国家像は、今までのような画一的な社会か、それとも、一人一人の人間を大切にする多元的な社会か、この法律案は、明文をもつて多元的な社会づくりを目指しております。また、衆議院に上程いたしました税制の抜本的改正案によって、NPOの財政基盤の多様性を担保いたしております。公開金、金融機関に届け出た特定口座へ入金された寄附金につき、いわゆる特定公益増進法人並みの税制支援を認める法律案でございます。

四、次に、第十二条以下においてこの法案は、NPOの設立を、限りなく準則主義に近い知事の認可によるものとしております。市民団体の自立を守るには、届け出のみで法人格を認めることが必要であるとの意見もあります。しかし、それには民法改正が避けて通れず、かつ、結果、税によるNPOの公益性の審査となつてしまい、税務署が公益判断をする大きな権限を与えてしまひます。それは、かえって官の支配を強めるばかりであり、時間もどれだけかかるかとんとわかりません。

この法律案は、苦しんでいる市民団体の声に力強くこたえる法律案でございます。行政の恣意的判断からNPOを守るためにさまざまな立法上の工夫を凝らしております。公益概念は行政のため利益ではなく、社会一般の利益、不特定多数の利益であると解釈する立法上の手当てを随所にしております。現在の公益法人の多くが官のため、いわば官益法人になつてしまつたのは、公益概念があるからではなく、民法第三十四条の許可、すなわち包括的な自由裁量に公益法人の設立をよらしめたことにあると考えます。

五、次に、この法律案は、民法の特別法という性格づけで構成されておりますので、民法とのすみ分け、つまり、非営利・公益団体の中から一定

の分野を抜き出す基準が必要となります。この法律案では、地域基盤性をその基準としております。

それは、地域に根差した活動こそ、多様な価値観に支えられた自主的な市民社会を構築する不可欠なものと考えたからでありまして、このことは同時に、コミュニティ振興という政策や地方分権という理念にかなうものとして位置づけられるからであります。

この地域基盤性という要件を定量化するものとして、この法律案では第三条二項において、社員の過半数、役員名の三分の二以上が、主たる事務所所在地の都道府県の区域に住所を有するものであること、主として活動を行う区域が、当該団体の主たる事務所の所在地の都道府県の区域内にあることの要件を置いております。

しかし、このことにより、県外、海外活動は制約を受けるものではなく、それらの活動がフィードバックして、例えばシンポジウムの開催とか広報の発行とか県内コミュニティの振興に資していればよいというところでございます。

六、以上がこの法律案の概要であります。提案案として以来、多くの市民団体から多くの要望が来ております。市民団体の誤解を解くためにも、その要望に積極的に対応した修正案を提出する用意もしております。

七、以上、この法律案は、日本をもう一度市民の情熱と創意により、元気いっぱい、生きがいに満ちた国にしていくための法律案でございます。党派を超えた熱のこもった御審議を心より心よりお願い申し上げます。

お願い申し上げます。

○伊藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○伊藤委員長 ただいま議題となつております三案の議事を進めます。

まず、岩永第一君。○岩永委員 おはようございます。大変重要なNPO法案のトップバッターとして質問をさせていただきます。私は、二十一年間県議員をし、四年間町会議員をしてまいりまして、二十四年の地方政治の経験があるわけでございますが、自由民主党に所属する議員というのは、それぞれの自治体組織、またそれぞれの地域の住民の皆さん方のいろいろな意図を地をはいうようにして受けて立つて、本当に私は、このすそ野の広がりが日本の政治形態、また日本の住民の生活形態というものを守つていって、いる基盤ではないか、このように自負しながら政治活動をしてまいりました。しかし、一面、こういう市民運動に対して自由民主党は理解がないとかなじみがないとか言われる。そういう批判もなきにしもあらずでございます。しかし、私は、今回のNPO法案が浮上してきた背景に、自由民主党がどれだけ市民活動に深い関心と理解を持ちながらききようを迎えたか、そのことを最初に知つてもらいたいと質問に立つたものでございます。以前、毎日新聞の編集委員の中村啓三さんのところへ、当時自民党の政調会長でございました加藤一現幹事長が電話をされたことがあるようでございます。それは、九五年の一月二十六日付のコラムに出ていた、阪神大震災直後、被災地に駆けつけたボランティアの活動を紹介しながら、非営利組織、いわゆるNPOを日本社会の中できちつと位置づけるべきだ、そういう記事だそうでございます。そのことについての電話をされたようです。加藤幹事長は、NPOと政府、自治体、民間企業の役割分担などについての考え方をお述べになりながら、NPOは非政府組織のNGOでもあるから関連法案を政府提案で出すのは矛盾だ、初めての考え方を法案化するのだから難しい問題もあるが、どうしても議員立法でまともな話の話をされたようであります。また、NPOの国際比較のシンポジウムのため

来日されておりましたジョンズ・ホプキンス大学のレスター・サラモン教授が、NPOを最も理解している一人として加藤幹事長の名を挙げられたようでもあります。教授は大震災直後に加藤さんと朝食をとくにされ、そのときに大変鋭い質問を加藤さんから次々と受けたと言われております。加藤幹事長は、こういう背景の中から、タイムリグを見てこの問題を政治の前面に押し出そうと考へられていたのではないかと私は推察するわけでございます。

NPOが政治の課題として脚光を浴びるようになったのは、震災直後の本院予算委員会に加藤さんがNPOの法的地位などの問題を取り上げ、当時の五十嵐三官房長官に質問をされ、そして法人格付に前向きにやりたいという五十嵐官房長官の答弁がきっかけだった、このように聞いております。

その後、与党プロジェクトチームで一から議論を積み上げられ、恐らく加藤幹事長にしてみれば、これこそ与党三党が結集して新しい時代に国民とともに歩みたいとの心意気をあらわす好材料で取り組まれたのではないかと、このように考えられるところでございます。

以上、こういう我が党のトップの熱意ある背景からこれが法案化の運びになってきたということをお願いいたします。

九〇年代、政党、市民活動家によるNPO研究が活発化され、政治家が問題提起をすれば幅広い議論が起る素地ができたことも見逃せません。また八〇年代、我が国でも福祉環境の分野でNPOが産声を上げましたが、小規模で、ほとんどが公益法人の資格がとれず、団体の事務所の賃貸契約すらできない。また、免税処置も受けることができません。何とかNPO法を成立させたいとの機運が高まってきたのも事実でございます。

アメリカでは八〇年代の後半、レーガン、ブッシュ時代に福祉予算に大なたが振るわれまして、そしてそのことからNPOが盛んになり、一時は二百万を超えるNPOがつくられたと聞いて

おりますし、また、NPOは公共施設の穴を埋めるだけでなく、環境問題や人権問題などで独自の活動分野を次々と切り開き、NPOは自主的で創造的な市民社会の基盤として注目を集めてまいりました。

NPO問題とは、行き詰まっている大きな政府にかわって社会の連帯をつくり出す新たな手だての問題であり、地球規模の課題に立場を超えてアプローチする手法にかかわる問題であろうと私は考えます。

橋本総理の六つの改革に対しては、間口を広げ過ぎたのではないかと批判もありますけれども、首相は、改革は連動して一分野だけで成果を上げることが難しいとの思いがあるのではないのでしょうか。改革の方向は、政府の関与をできるだけ減らして自己の責任の度合いをふやしていくということだと私は考えております。痛みを伴うことは首相も認めていらっしゃるわけでございまして、その空白を埋めるものとしてNPOは改革の中でもきっちり位置づけられなければならない、このように考えるわけでございますけれども、この点について、NPOの法案の意義をどうお考えか、河村建夫先生、よろしくお願い申し上げます。

○河村(建)議員 お答え申し上げます。

ボランティア活動を初めとする市民活動というのが、我が国の少子あるいは高齢社会、また国際化時代、こういうものを大きな背景として、二十一世紀において日本がより活力ある、また豊かで、そして安心できる社会をつくっていく上で大きな意義を持つ、重要な役割を果たしていくというふうに考えております。

よって、こうした市民活動を活性化するための環境整備もしっかりと図っていくことによりまして、政府は政府の役割、あるいは民間営利部門といえますか、そういうものの役割とともに、自主自律の民間の公益部門といえますか、いわゆる公益を考えた活動の発展というものが促進されることによつて、社会が直面する諸問題を解決する

手段がより豊かに、多様になっていく。多様な価値観の中で、そうした活動が生まれてくるということが極めて重要になっている時代を迎えておると思ひます。

岩永議員御指摘のように、現在市民活動を行う多くの団体、任意団体として行っておるわけでございまして、法人格がない。このために、契約を結ぶことが難しかったり、あるいは不動産登記、あるいは銀行口座の開設が不可能である。さらにNGO等の国際的な活動におきまして、リーガルステータスがない、そのために国際的活動においても大変不利な状況に置かれて日本の国際貢献の上からいっても非常に問題がある、また社会的な信用が低い、このような多くの障害があるわけでございまして、この問題を各方面から指摘をされ、この対策を急ぐようにこれまで求められてきたところであります。

さきに岩永議員御指摘のように、昨年、当初加藤調会長からも、この点について自民党としても早急に取りまとめるようにという話もございまして、我が党としては、きょう御提案者の一人であり、また熊代議員がプロジェクトの座長として鋭意この検討を進めてまいり、さらに与党社民党、さきがけ等々とも何度もこの問題について検討を進めてきて、今回この法律の提案になった次第であります。

市民活動を促進するための基盤整備の一環として、新たに市民活動を行う団体が容易に、また迅速な手続において法人格を得られるようにということがこの法案のねらいでありまして、私は、御指摘のように大変意義のある法案である、このように考えまして、御理解を賜りたい、このように思っております。

○岩永委員 ありがとうございます。

次に、NPOが活発になれば、国、自治体の福祉や教育の仕事が本当に減るのかどうか。

一つには、行政の仕事の一部をNPOが担うことになるのだから政府の役割というのは小さくなるという議論もございまして、また反面、政治を

市民中心のものに変える役割を担うのがNPOだ、政治が市民生活優先になれば、福祉や教育に要求が高まる、そして予算をふやす運動にもなってくる、そして要求が満たされれば運動というのは小さくなっていくのではないかと、このように言われております。

NPO、ボランティアなど、だれが見ても社会の役に立っている団体に限るか、また公的セクターや私的セクターの間にある団体を全部含めると、行政のNPOのかかわりも違ってくると思うわけでございすけれども、将来的にどういうように財政にかかわってくるかと思うのでございす。

時間がございせんので質問だけにしやいます。

NPOの定義と将来の日本の社会システムのでの位置づけというのは、私は、根本的な差はあろう、このように思っております。

国民生活の最終責任は公が持つべきだという考えに立つ場合には、本来公がやるべき仕事をNPOに分担させるのだから、免税、補助金といった考え方が出てくるわけでございす。そのかわり、官庁の許認可、監督も当然となるわけでございす。

次に、公がすべてに責任を持つ時代は終わったと見るかどうか。GDPに占める国債発行残高は九〇%を占めておりまして、先進国の中で最悪になってきております。低成長と高齢化社会の到来の中ではもはや国民のニーズのすべてを公の責任で満たせる時代は終わったと言われてる今、福祉を含む行政改革は大変大きな課題になってきております。公の不足をNPOに埋めてもらわねばという思いがあると思うわけでございす。NPOに公の補完を求めるのか、またNPOを通じて公の責任をどう考えていくのか、この点を質問申し上げます。

そして、次に御質問申し上げますのは、最近の新聞論調では、NPOに期待はあるものの、与党案に大変厳しいという論調もなきにしもあらずで

ございます。しかし、制度をつくって失敗は許されない政権政党としての責任があるところだ、私はこのように考えております。

しかし、この中で重要なもの三点について、この法案の背景をきつちりと答えておいていただいた方がよいと私は考えるわけでございますので、ひとつ、先ほど河村建夫先生のお話もありましたように、このことについて熊代先生は、本当に長い間この問題に精力的に取り組んでまいられ、そしてあらゆる角度から検討に検討を重ねて、責任あるものを提案せねばと大変な努力を重ねてこられたとお聞きするわけでございますので、あえて国民に理解を得る意味でもはつきりさせていただければ、このように思います。

その一つは、NPOが急展開したのは阪神大震災でのボランティア活動からでございます。ところが、当時官が民を下部組織のように扱った、そしてそういう中からトラブルが大きく発生したということも言われております。私は決してそうではないと思っておりますけれども、そういうような状況を背景にした場合に、今回の与党案に対し、官が民を排除し、都合のよい民だけをその下部組織に組み込もうとする印象があるとの批判がございます。それは十一の分野に限定しているのだというところであろうと思っておりますけれども、消費団体やオゾンズマン等がどの分野にも入れないとか、もともと幅を持たせた方がよいとか、こういうような考え方が一面にございますが、この点についてどのように考えておられるのか。

二つ目は、活動の監督が厳し過ぎるという話もございいます。会員名簿や会計内容などを毎年届けさせ、立入検査まで盛り込んで、団体の自主性や会員のプライバシーを損なう心配があるということ、むしろ役所の仕事をふやして行革の流れに逆行するのではないか、こういうような話もございいます。

三つ目は、寄附金の優遇性がないことを挙げておるわけでございまして、与党案は、その中で、所得に対して原則非課税とはしておりますものの、

の、寄附金の優遇性について今後どう考えていくのか。恐らく外国の制度等に見られる、財政基盤を確かなものにしていくという考え方からだろうと思われまが、特典を悪用する個人や団体等の問題もあり、慎重さが大切だと私は思っております。

ひとつ、どの新聞等を見ましても、こういう疑義、批判というものがございまして、熊代先生、長い御研究の結果すべてのことをお考えいただきてきようの提案になった自信をお伺いするわけでございまして、ちよっと時間がございますので質問だけ走りましたが、よろしくお願い申し上げます。

○熊代議員 岩永議員、大変に勉強されておられて、鋭い、難しい御質問を賜りましたけれども、基本的に、先ほどお話もございましたように、二年半にわたってこの問題を検討してまいりまして、いろいろな方面の御意見もお伺いしてきたというところでございます。

それで、官を民が補うのかというようなお話もございましたけれども、我が日本国は国民があつて政府があるわけでございまして、民の自主自律の活動が最初であるというところは間違いないこととでありまして、官が先にあつて民が来るようなことは決してございしません。それで、民だけで処理できない、交通整理をするとか、お互いに一致団結してやらなければいけないというところを政府が、官が担当しているわけであります。しかしその分野が広くなり過ぎてはいけないというところでございまして、これを可能な限り小さくしていこう、そして民間でできることをしっかりとやっていくというところ、民間の力を強くしていくというところでございまして、そういう中でこのNPO法案、私どもの市民活動促進法案はその一環でございまして。

阪神大震災等でボランティアの方々が大変活動されたということでありますけれども、ただ志があつて人が集まるだけではやはり仕事ができない、それをリードする団体があつて初めてできる

ということでありましてけれども、民法法人ですと、いろいろなケースがありますけれども、概括的に申し上げますと、三億円ぐらいたければ財団法人が取れないとか、それから社団法人ならば年間一千万円ぐらいたは収入がないと無理であるとかいう厳しい許可の条件が現実として課されておりますので、そういう財政的な要件を一切取っ払おう、そして事務能力さえあれば、そして団体としての結果さえあれば、きちんと報告できる能力さえあれば法人格を差し上げることになっておるわけでございまして。

それとともに、税法をどうするかというお話もございまして。それから、準則主義にするのか、許可、認可、認証にするのかという問題もございまして。

準則主義と御主張なさる方々にぜひ御承知いただきたいことは、準則主義であれば、アメリカの法人の制度がそのとおりでございましてけれども、寄附金も会費もすべて原則課税であります。非常に厳しい制度になるわけですね。私どもは、認証主義にしまして、準則主義に限りなく近いけれども認証ということにいたしました。これは、日本の伝統に従ひまして、寄附金とか会費はすべて原則非課税、ほかの民法法人それから人格なき社団と同じ分野に立っております。そういうことでございまして。

時間の制約もございましてはしりますけれども、非常にいろいろなことを考えまして、しかも厳しい監督もございまして。それは、例えばオウム真理教のように、非常に反社会的なことをしたというときには対応できるようにしてございまして。しかし、一つ一つの市民活動法人がルールに従って活動している限り、世の中の常識に従って活動している限り一切干渉してはいけません、そういう規定を盛り込んであります。明らかにこれは犯罪行為があるとか、明らかに定款よりも全く違うことをしている、そういうことがわかったときにだけそれは公の責任を果たさなければならぬ、そうでなければ一切を自由に、そういう

民間の力、市民の力に信頼した制度をつくり上げてきたつもりでございまして。

いろいろ御質問がございまして、答弁漏れもございまして、時間の関係がございましてのでこれで終わらせていただきます。

○岩永委員 大変な御尽力で、よくぞきょうここに提案ができるようになったと、本当に我々、感激でございまして。

ただ、これからこのNPO法案が地につくために大変紆余曲折があらうかと思うわけでございまして、特に、官庁が主導できるものでもございませぬし行政が主導できるものでもないわけでございまして、先生方に期待するところが大変大であらうと思ひます。本当に、民間の、市民の法律というお話がございましたけれども、そういう分野での新しい出発でございまして、今後とも格段の御尽力をお願い申し上げます、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○伊藤委員長 次に、大野松茂君。

○大野(松)委員 自由民主党の大野松茂でございます。

質問に先立ちまして、各法案のために今日まで御尽力を賜りました提案者の先生方に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げる次第でございまして。

今日、福祉や環境の分野を初め、幅広い分野にわたりましたボランティア活動は社会の形成に欠くことのできない市民活動として関係者の知恵と汗が結集されております。今後、二十一世紀に向かって活力ある、豊かで安心できる社会を構築していく上で、一層重要な役割を果たしていくものと考えております。そのためにも、活動のための環境条件を整備していくことが必要でございまして。

現在、大方の活動団体は任意団体として活動をしておりますが、活動を展開する上ではさまざまな障害が生じております。さきの阪神大震災、また日本海重油流出事故などでも、その経験を踏ま

えて、法的対応が一層求められたところでもございます。市民活動団体に法人格を付与する場合、多様な分野においての活動であることを踏まえ、市民公益法人制度で対応することは困難でございます。そしてまた、とてもなれるものではないでございます。その意味からも、民法の特別法として法人制度を創設することに情熱を注がれました先生方に、重ねて敬意を申し上げるものでございます。

限られた時間でございますので、与党案との大きな相違点の幾つかについてお尋ねをさせていただきます。

まず、新進黨案の市民公益法人の設立についてでございますが、まず第一点、設立申請に当たって、第十二条第一項で「主務省令で定めるところにより」とあります。また第五十六条におきましては「主務省令は」、「事業を所管する大臣の発する命令とする」とあります。この規定ではまさに縦割りでございます。複数の省庁が省令を定めることとなるはずでございます。その場合、各団体の活動の幅というのは極めて広いものがございまして、どの省令に従えばよいのか、こういう混乱が生じはしないか、こう思います。これが一点。

二点目に、この第十二条、第十三条、第五十六条の規定によりまして、機関委任事務を前提としている、このように思われるところでございますが、まずこの二点についてお尋ねをいたします。○河村(た)議員 どの省令に従えばよいということですが、これは前の委員会でも一通答えましたが、そのときは法制局の方からありまして、共同省令という方式があるということでございますので、そんなお答えであったかと思えます。

それから、機関委任事務かどうかということについては、機関委任事務としておりますけれども、いろいろな御要望もありまして、団体委任事務とするのも考えておられる状況でございます。

○大野(松)委員 主務省令の問題につきまして、これからの団体の活動を考えましたとき、やはり一番大事な理解につながるのだと思うのです。ですから、この点をしっかりと、こうするのだということがこの提案の中からもやはり明らかにされないかと、熱心に取り組んでおられる皆さん方にしますと、果たしてそれはどのようなものになったらいのかということだろうと思えます。

そして今、機関事務ということですね、機関事務、与党案の場合には団体事務という形の中で取り上げられているわけですが、この機関委任事務というのは、御案内のように、地方分権委員会の答申によりまして廃止の方向にあるわけでございます。なぜこの設立認可をするときに機関委任事務として残すのかということ、これは私は疑問に思っております。率直に言って、地方分権に逆行をしないか、このようにも思っております。本当はもっと詳しくお答えをいただきたいところでございますが、簡単にお答えをいただきます。

もう一点、二つ以上の都道府県に活動区域が及ぶときは、与党案では所轄庁、経済企画庁長官の認証とされておりますが、新進黨案では知事の認可とされております。したがって、先ほどにも触れるわけですが、県ごとの基準、対応になると思われるわけですが、県ごとの基準、対応の認可手続がうまく機能してくれるのかどうか、これも私、実は心配でございます。お答えをお願いします。

○河村(た)議員 まことに申しわけないのですけれども、ちょっと質問が聞き取れなかったものから、もう一回言っていたいただけますか。済みません。

○大野(松)委員 このことを進めるとき、二つ以上の府県にまたがるときには県ごとの基準で対応するのだと思うのです。そうした場合に、端的に申しますと県ごとに基準に違いが出た場合、その手続がうまくいくのかということです。

○河村(た)議員 主たる活動がその県内にあると

いうことになっておりまして、別に問題はございませんし、そういうことだろうと思えますけれども。

○大野(松)委員 どうも、大事な点なのですけれども、何かかみ合いません。自信を持ってお答えいただきたいと思うのです。

それでは、次に移らせていただきますけれども、新進黨案でございます。税制上の優遇措置等」ということで、第五十四条の第一項では、地方公共団体は、飛ばしますけれども、市民公益法人が一般からの寄附金を募集することを容易にするための措置を講ずるものと、税制上の措置を講ずるものと努力義務を課しております。その税制上の措置とはどのようなものであるか、これが一つ。

そして、五十四条の二項では、地方公共団体は、必要な財政上及び金融上の措置を講ずる、これはまた努力規定が課されております。このことはどのようなことを想定をしているのか、お聞かせを願いたいのです。

○河村(た)議員 税制上の措置としましては、たくさん盛り込んでございますけれども、例えば、市民公益法人、法人格を取得した場合は、法人格取得段階では非収益事業課税ということでございます。そして、活動状況を公開している等一定の要件を満たせば、知事の認定を受ければ、特定口座を通じてなされた寄附金については、法人税の損金算入について特定公益増進法人並みにするということでございます。それから受け取る利子配当についても所得税を課さない。それから所得税の寄附金控除について限度額を引き上げる。

それから、これは全く画期的というかすばらしい税制だと思っておりますけれども、例えば、ボランティア活動に参加した場合その実費を所得控除するとか、ホームステイの無償受け入れの場合、一定額になると思えますけれども、それを所得控除していく、こういう制度を持つております。

それから、もう一つ何かありましたか。

○大野(松)委員 努力義務について。

○河村(た)議員 税制上の措置ですか。これは、市民公益法人の課税については、先ほど言いましたように原則として人格なき社団と同様でございますが、地方税法六条一項により、個々の地方公共団体は、公益上その他の事由があるときは、その独自の判断により一定の範囲のものに対して課税しないことができるとしており、この規定に基づき公益等による課税減免及び不均一課税の処置を考えております。なお、地方公共団体がこのような措置をとるに際しては、条例をもって定めなければならない、こんなふうになっております。

以上でございます。

○大野(松)委員 本来、いわゆる市民公益法人これは権力からなるべく自由であるべき、こう思っております。このように国や地方公共団体から優遇措置を受けることは本質的にいかか、このようにも思います。つまり、このような優遇措置を受けることによって、団体みずから市民公益法人の自主性を否定することになりはしないかと思うのですが、その点いかがですか。

○河村(た)議員 そのことをもって、実は、これは私どもが一番言いたいところでございます。先ほど自民党さんにも聞かれておりましたけれども、社会にどうかかわっていくかという公共サービスを提供する場合、公共サービスのやはり対価が入らないといかぬわけですね。何か物を売ったり買ったりしたら、それは営利企業でいいわけですよ。だけれども、何か公共サービスをする場合は、公共サービスの対価が入る必要がある。それは、税という、いわゆる補助金で来るなら、これは一応役所の言うなりということになりますけれども、そういうシステムではなくて、私どもは、具体的に税制改正案を出しております。寄附金です。

寄附金というのがなぜいいかという、いいところへは寄附しますけれども、悪いところへは寄附しません。またもう方も、補助金であれば毎年幾らでも来ますし、かえって使ってしまった方

がいいということでございますけれども、寄附金の場合、もつと寄附してくれ、私たちはこういう活動をしているのだ、こういうことをしなければ寄附金は集まりません。そういうシステムを税制改正案ではつきり出してあります。

ですから、そういう格好で、公的資金とか、入る場合は、むしろ自主性が高まるということでございます。以上でございます。

○大野(松)委員 一般的に言って、我が国においては、寄附金、浄財等の考え方がまだ根づいていないと考えられます。寄附金への所得控除等税制上の優遇措置を盛り込んだ新進黨案については、申請手続あるいは受理側の処理及び虚偽申告等の面でさまざまな問題を想起することができま

す。また、公益法人課税とのバランスから考えまして、現段階ではふぐあが多いと思われま

す。実は、この点につきまして、新聞、例えば手元にありますのは昨年の日本経済新聞あるいはまた朝日新聞でございますが、この中に、新進黨案は立案の段階から大蔵省の激しい抵抗に遭遇した、こうこの記事にあります。大変御苦勞なされたように書いてございます。

新進黨案の税制上の優遇措置についてなんです、この点について、大蔵省のお考えはいかがでしょう。

○伏見説明員 ちょうど議員立法をめぐりまして御議論がされているところでございますから、私ども政府の一員としましては、直接のコメント的なものは差し控えていただきたいと思います。が、現行の法人税法上、どういいうわば課税の考え方が整理されているかという観点からお答えをさせていただきます。

現行の法人税法でございますが、御案内のように、大宗を占めます民間法人、これにつきまして、税法上、普通法人という言い方をしております。株式会社等商法等に基づきまして設立されたものにつきましては、普通法人としまして課税が行われることになってございます。これ以外のカテゴリーといたしまして、例えば、公共法人と

いうような、公団とか事業団あるいは公庫といった、まさに広い意味の政府の一員のようなもの、これについては非課税という扱いになってございます。それから、いわゆる公益法人等、こう言っておりますけれども、民法三十四条等に基づきまして設立された民法法人、これにつきまして、御案内のように、一定の範囲で税の優遇措置をとっているわけでございます。

この税の優遇措置がとられている考え方でございますが、これは、結局、その一つには租税法定主義というのがございまして、ある意味でいいますと公共サービスの財源としての税でございますから、租税法主義という中で課税についても非常に厳しい制約があるわけでござい

ます。同時に、一定の税の軽減をいたしますと、その分の財源というものはまさにほかの分野で何らかの確保をしなければいけない、あるいは、税の軽減というものは、ある意味では、広い意味では補助金を交付すると同様の効果もござい

ますので、そういう意味でおのずと一定の制約があるのではな

いかという思想ではないかと思ひます。現状の公益法人等につきましては、法律に基づきまして、主務官庁の許可なり、あるいはその後の指導監督が行われているということとを前提に、一定の軽減が行われているということだろうと思ひます。

最近の状況で申しますと、まさに、現行法人税法で想定をしていなかった新しいタイプの法人活動が活発になってきたということでござい

ます。そこはまた新しい時代に入ってきたということであろうと思ひますが、そういう意味で、税の公平というものを確保しつつ、いかにそういう新しい分野に対応していくかということ、今後まさに幅広く国民各層の御理解を得ながらどう考えていくのかということがポイントになるのではないかと思ひます。大野(松)委員 ありがとうございます。

○大野(松)委員 ありがとうございます。御承知のように、人格なき社団と同じ扱いにすることを市民活動促進法の中にはつきりと書いてあるということでございます。これはどういう意味を持つかというと、人格のないときに代表者の名前を登録しますと、それが税務署に認められま

す。一応寄附金とか会費は無税に、非課税になる。三十三業種のいわゆる法人税法上の収益事業だけが課税となるということでございますが、法人格を一つ取り取れば、普通であれば、準則主義のようなやり方ですと営利法人になりまして、これは寄附金も会費もすべて原則課税であるということになるわけですが、それを、法人格を取った後もはつきりと人格なき社団と同じ扱いにするということ、代表者に課税されるというようなことはこれで一切なくなりま

す。将来これをどうするかというお話、この二年半の間に随分議論されたわけでございますが、民法公益法人並みの課税の軽減税率二七%にするかどうか、みなし寄附が二〇%、所得の二〇%をもと

と寄附したとみなして課税されないとか、そういうものの適用、さらには、特定公益増進法人で、寄附した方の所得税が、法人の場合損金に算入されるとか、個人の場合これも寄附金控除を受

けられるとか、それが特定公益増進法人の税制御承知のとおりでございますが、これにつきまして、この一年ないし二年の市民活動法人の活動の実態をよく見まして、非常に多様な法人が認可

されると思ひますので、それに値する法人がたくさんあるということならば、その基準を定めて税法上の特典を付与するということも検討してまい

ろうというところで、法律の附則に三年以内に根本的に検討するということを付したところでござい

ます。○大野(松)委員 ありがとうございます。最後に申し上げますが、このNPO法の成立という

ものは、地方分権という課題とも大きな関係があると思ひます。既に第三の分権という言葉も使われ始めているところでござい

○伊藤委員長 次に、菅義偉君。

○菅(義)委員 自由民主党の菅でございます。

我が国は、民主主義の原点に立つて活動が盛んなアメリカなどの先進諸国と比べると著しく立ちおくれしている、これは否定をすることのできない事実であると思えます。しかしこれからは、まさに官民と並ぶ第三の組織としてのこのNPOと呼ばれる市民活動を活発にしていこうと、日本の民主主義にとっても極めて重要なことであると思えます。

現在まだ小さな市民活動を社会的に支援をし大きく育てていこう、そういう意味合いを持ってこの法案が提案をされたと思えますけれども、まず、この見解について最初にお尋ねをします。

○河村(建)議員 お答えいたします。

菅議員御指摘のように、戦後日本のこれからの生きるべき道、日本の社会の変革、そういうものに対応して、開かれた市民活動、社会貢献活動を活発にしていこうということは、これからの日本にとって極めて大事なものである、全く認識は一致いたしておるところでございます。この法案も、まさにそこねらいがあるわけであります。自主自律の理念に立つて、これらの団体が社会的信用を高めて、そして活動基盤を整備して、市民活動が健全に発展していくための法律であります。

推計によりますと、全国で約八万六千の市民活動団体が現在活動しているわけであります。この法律案が整備されることによりまして、これらの団体の基盤が強化されることになるであろう、こう思っておるわけでございまして、これらの団体がこれからその基盤の整備を進めながら、法人格を持ちながら活動するということは、我が国の社会の公益の上からいっても大変意義のあることでないか、このように思ひ、菅議員御指摘のように、この法案を進めていくことは我々の使命である、このように考えて提出いたしました次第であります。

(委員長退席、御法川委員長代理着席)

○菅(義)委員 さらに、今回のこの与党案は、自民党、社民党、さきがけ三党の提案者の皆さんが中心になって、まさに一生懸命知恵をめぐらして作成されたものであります。この法案は、まさにこれまでなかった法律の新たな分野に切り込んだというところで高い評価を、私は意義があるものと思えますが、こうした先駆的なことを始めていくには、最初から急いで多くを求めて、大ぶろしきを広げてあれもこれも、こういうことではなくて、間口を広くして、そして試行錯誤を重ねながら理想的なものをより上げていく、また、私はそういう手法の方が正しい、こう考えており、このことが現実に対応であると思えます。

そういう意味合いにおきまして、時間もある程度は必要である、与党案についてはこの辺も配慮されていると私は思いますが、この点について見解を伺います。

○河村(建)議員 この法案提出に至ります過程でいろいろな議論があったこと、御承知のとおりであります。しかし、御指摘のように、まずこの法案を通すことによりまして市民活動を活発にしていこう、これは大原則だということ、あらゆる障害を乗り越えてここに提案に至ったわけであります。しかし、市民活動法人制度、この制度におきましては、「この法律の施行の日から起算して三年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」という附則もついております。

したがって、今後、別表にもありますような十一分野の対象拡大とあるいは税制上の優遇の問題等々も当然この附則の中に含まれておるといふふうに解釈をしておるわけであります。小さいわけではございませんが、小さく産んで大きく育てるといふことわざもございしますが、まさにそういう考え方に立つてこれをスタートさせようというところになったわけであります。

○菅(義)委員 先ほどの我が党の岩永議員の中で、例の十一の分野に限定をされておるから排除

される団体があるのではないかと、あるいはまた認証に際して行政の監督色が強過ぎるではないか、こうした批判をする人もおりますけれども、しかし、条文を素直に読めば、一定の条件さえ整っておればありとあらゆる団体が法人格を得られる、そんな法案になっていると私は思いますが、この点についてはいかがですか。

○熊代議員 この法律案の立案に当たりましては、公益法人の一種類でございますので、民法三十四条に公益法人の一般法がありますので、その中で、民法は非常に厳しい許可制度である。しかしこの制度は、法律の条文にさえ合っていれば非常に簡単に三ヶ月ないしは四ヶ月で必ず法人格がとれる。同じ分野で二つの法律規制があつていいだろうかという議論が当然あるわけでございまして、民法の特別法としてのすみ分けをしななければいけない。すみ分けてボランティア活動だけに限定するわけではございせんが、有償で働いている人も当然含まれるわけですが、ボランティア活動として一般に行われている分野を十一分野選び出した、そういうことでございまして、それで、これで行われている団体を排除するつもりかというお尋ねかと思ひますが、そういうことはございせん、十一項目の中に常識的に含まれる、まあ常識と申し上げれば大変インパクトなように思われるかもしれませんが、コモンスン、コモンスンでございまして、法律はすべてコモンスン、コモンスンでございまして、常識的に含まれるというものは積極的に含んでいく、そういうことです。

そういう次第でございしますが、しかし、あらゆるものが含まれるかというと、あらゆるものが含まれれば民法とのすみ分けはできないということでございますので、当然この分野には入っていないものはある。しかし、これが永遠に変わらないものではございせん、これだけ入れればもう十二分に網羅したと思つても、やはり落ちもあつたというの人間はございまして、三年以内の見直しというのを附則に入れている、そう

いうことでございします。

○菅(義)委員 私は、今の熊代議員の答弁のように、排除されておるものでもないし、さらに行政の監督が強まっている案でもない、このように理解をいたしております。

そこで、逆に私が心配をいたしておりますのは、一定の条件さえ整えば、先ほどオウムの話が出ましたけれども、例えば暴力団や過激派と言われるような反社会的な団体が市民活動団体を装うような形で法人格を得ることも今のこの内容では可能ではないかというふうに私は考えております。その中で、こうした団体が法人格をとれば、現在の市民活動団体の人たちは社会的信用を求めて法人格をとるわけでありまして、市民活動そのものに対してマイナスのイメージが出てくるおそれが高いわけでありますので、こうしたことは絶対に防がなければならぬ、こう考えます。この点についてはどのような御配慮をされておられるのか伺います。

○熊代議員 このお答えの前に一つ、委員が確認されたとおりでございますけれども、行政の裁量の余地を非常に少なくしている、条文に書いてあるとおりきつちりとしていければそのままた三ヶ月以内に認証されるということでございますので、それは、できるだけ行政の恣意から市民活動団体を守りたいという趣旨でございします。

そういうことでございしますが、これは委員が確認したところでございしますが、これは委員が確認したところでございまして、これはおっしゃるとおりでございます。

私も一番苦労したのは、善意の市民団体が本当に自由闊達に、行政の監視を一切なしで活動できるということとともに、善意を装って非常に悪いことをする、例えばサリンをまきまきしたオウム真理教は宗教法人でありますから公益法人です。一番ガードされている、一番保護されている宗教法人でございします。一切行政の立入検査も

できない。法律を改正しても、法人の承諾がなければ立入検査ができない、そういうことになっておきますので、そういうこともあるわけですね。

それに対して、例えば暴力行為を行って処罰された場合、二年以上たっていないければ役員になれないとか、かつての罪がありましてその罪がまだ償われていないという状況では法人の役員に入れないとか、そういう事前にチェックする機能も十二分に入っております。

それとともに、やはり事前にどんなにチェックしましてもこれは網の目を漏れてくるわけでございますので、厳しい厳しい許可の民法法人でもそうでございますので、現実には本能的に反社会的な行為を繰り返すということがわかりますと、その場合には例えば改善命令をする。改善命令をするのがもうおかしいようなものは、直ちに立入検査をして直ちに取り消しをする。サリンをまいた団体にもう少しサリンをまかないようにしてくださいというような改善命令は出せませんので、そのときは直ちに立入検査とともに取り消しをできる、そういう厳しい一面もございいます。

しかし、これは、本当に犯罪行為をしたのは明らかだ、そういうふうに見られる法人に対して厳しい態度で臨めるというものを法律に取り込んだところでございいます。一般の善良な法人には一切干渉のない法律ということでございいます。

○菅(義)委員 ぜび、一生懸命頑張っている団体がそういうイメージ低下を招くようなことのないように御配慮いただきたいと思っております。

さらに、この法案によれば、先ほども税制問題の話がありました、税制については人格なき社団と同じ扱いをする。しかし、もともと税制上の優遇措置をとるべきである、こういう意見も強くあるわけでありまして。

しかし、現状を考えると、まさに橋本内閣、特殊法人や公益法人に対して全体の見直しを今進めておられるわけでありまして。私は、NPOをただ単体で、これだけで税制を決めるのではなくて、やはりこうした法人と総合的に税制について

も検討すべきであると考えます。そして、これについては三年以内に実態を踏まえて検討して結論を出す、こういうこともあるわけでありましてけれども、この点についてはいかがお考えですか。

○熊代議員 委員御指摘のとおりでございまして、与党案としましては、税制についても本当に苦勞したわけではございません。最初から何でも税法上の特典を与えるということにしますと、やはり認証の条件を厳しくしないといけない。そうしないと世の中の指弾を受けるわけでございまして、できるだけ認証の条件は緩やかにして市民の活動を自由にしたというところで人格なき社団並みな扱いということにしたわけでございいます。

これとても、申し上げましたように、法人格を取っても人格なき社団ですから、寄附金とかそれから会費収入とか、収益事業以外のものはすべて非課税である。アメリカの制度に比べればはるかに有利な扱いになっているわけでございまして、世の民法法人並みあるいは特定公益増進法人並みあるいはその他の税法上の優遇措置を考えるかどうかというのは、御指摘のように一年ないし二年しっかりと実態を見ていただいて、これはすばらしいということがはつきりすれば、おのずと世の中の総意といたしまして、世論といたしまして、そういう税制上の優遇措置をとるということになると思っておりますので、そういう構えでいるところでございます。

○菅(義)委員 経企庁の調査によれば、市民団体が八万六千ある中で二％の人が法人格を望んでいる、こういうことでありますけれども、これが成立をした場合にはどのぐらいのことを予測をされておりますか。

○熊代議員 私どもも、全国的な調査としましては経企庁さんの行われた調査しかございませんので、経企庁さんの推測どおり、約一万程度の市民活動法人が申請をし、そして認証を得るというふうに考えております。

○菅(義)委員 私は横浜市議員の出身でありますけれども、横浜市の精神薄弱者育成会連合会、

実はこの会の顧問をしております。ここで法人格を取りたいということで実は三年來頑張っているのですけれども、大変な金額が必要でありまして法人格が取れない。そういう団体が、今、熊代議員は全国で一万件ぐらいこの法人格を取るだろうという予測であると思っておりますけれども、一生懸命に地域で草の根活動をしているそうした団体にとりましては、この法案を一日も早く成立させてほしい、そういう声が圧倒的に強いわけでありますので、ぜび私どもも頑張りたいと思っておりますので、この法案が成立することを期待をし、質問を終わります。

○御法川委員長代理 次に、渡辺博道君。

○渡辺(博)委員 自由民主党の渡辺博道でございます。

我が党より四人の質問者が出てまいりまして、最後の質問者でございまして若干グズる点があるかと思っておりますが、質問をさせていただきますと存じます。

個別的な質問に入る前に、このNPO法案に關します私の基本的な考え方についてお話をさせていただきます。

市民活動団体に関する問題は、法人格の付与の是非や税法上の取り扱いなどのいろいろな角度より御議論がされておりますが、もともと社会全体のシステムの中でトータルで位置づける必要があるのではないかと思っております。とりわけ既存の国や地方公共団体の行政システムとの関係における市民活動団体の位置づけについては、規制緩和や地方分権、それらの各種行政改革課題と同じような流れの中で考えていく必要があるのではないかとこのように思っております。それは、来るべき二十一世紀の日本社会における行政の守備範囲の構造的見直し、そういうような根本的な問題の一つとして位置づけられるべきではないかと思っております。

このような観点に立つなら、当然のことながら、民間に任せざるものは民間に任せ、できる限り小さな政府を推進することがまさに時代の要請

であるというふうに認識しているわけでありまして。国や地方公共団体の守備範囲が狭まるということは、当然のことながら市民活動団体の守備範囲が広がることでもあります。基本的には、それまで行政の担うものであると考えられていた公益的なものについても、これからはいろいろな市民活動団体が多種多様な公益的な活動を担うことになっていくと思われるわけでありまして。

そして、その守備範囲を広げるための第一歩が法人化ではないかと思っております。現に社会の中では、活発に活動を始めていく多くの市民団体から法人化についての強い要請があることは承知の上であります。さらにそのような活動を一層しやすくなるような環境整備をしていくことが立法者としての大きな責務ではないかというふうに考えております。

本法案を考える上で大切なことは、行政が市民活動を過度にコントロールすることなく、自由な発想と活動を通じて、そこから生まれるエネルギーを生かした市民社会をつくるために行政が市民活動を支援し、かつ、ともに生きる、共生していく制度をつくり上げていくことが必要なのではないでしょうか。このような基本的な考えの上には、以下、特に与党案について、幾つかの条文の内容につき具体的に質問をさせていただきます。

与党案の二条でございまして、「この法律において「市民活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする」という条文がございまして。この条文の中で特に疑義が生ずる点は、私は「不特定かつ多数のものの利益の増進」という点にあるというふうに思っております。この不特定多数のものの利益とはどういうものを言うのか、具体的に示していただきたいと思

います。

○熊代議員 「不特定かつ多数」というのは、裏返しますと、特定の人ないしは特定の団体の利益でないということですから、一般的にだれにでも

サービスできる。しかし、現実には四、五人しかしていないということでもいいわけですね。会員制のものもありますけれども、会員制というものも、本当に他の人が入れないようにしてあるということじゃなくて、非常に緩やかな会員制で、だれでも会員になれるというふうなものも不特定多数を目的としたものであろうという解釈になると思いますが、具体的には、個々具体的なものの判断になるだろうと思います。

○渡辺(博)委員 そうしますと、具体的な内容に立ち入っていくと、それぞれの多種多様な形態があるということになりますね。そういった中で判断が大変難しく、それぞれ行政体の中で判断していくということになると思うんですね。そうしますと、その判断の基準をある程度明確にしていかなければいけないというふうに思うわけであり

すが、いままで、この中で会員制という一つの団体がある場合を想定しますと、この会員という場合は要するにどういふものを位置づけていくか。会員としての位置づけでございませうけれども、会費を取るといふのが一般的ではないかと思うんですね。こういった会費を取って、そしてその中に事業として参加する、その会費を取ることが直接的には不特定多数の要件には該当するかもしれないか、この辺はどうでしょうか。

○熊代議員 個々具体的であればなかなか難しくなるのじゃないかという話がございますが、これは申し上げましたように、コモロ、コモロセンスで解釈していただくことになるわけでございます。

例えばの話でございませうけれども、入会金千円で年会費がまた二、三千円とかいうことならば、それは会員となつた方にいろいろ連絡しなければいけない、電話連絡費も郵送料もかかるということでございますから、だれでも入つてくださいというふうなオープンになっているというふうに解釈すべきじゃないか。ところが、入会金は十万円です、それで年会費は五十万円です、これは明

らかにブロックしまして、ブロックした中だけでやりたい、こういう趣旨でございませうから、これは明らかに不特定多数ではない、こういうことであります。

その間をどうするかというのは、やはりコモロセンス、コモロで認証所管官庁が一義的に考えていただく、そして全国的に徐々に統一されていくということだと思ひます。

○渡辺(博)委員 相関連するわけでございませうが、二項の一号イのところは「社員及び会員の資格の得喪に關して、不当な条件を付さないこと」という条文がございませう。この内容につきましては、今熊代先生がおっしゃつたような内容ということに、一例でいうと、御理解してよろしいのですか。そのほかはどういったものが想定されるわけでございますか。

○熊代議員 先ほど申し上げましたのは、不当な会費で、会費が高過ぎて一般の人では会員にならないというふうなことを申し上げたわけですが、ほかにも、例えば何々大学の卒業生でなければならぬとか、それから宗教活動をやっていられしやる方も多いわけでございますが、それで市民活動をやられる方は当然いわけでございますけれども、会員の資格として、何々宗の人でなければならぬとかそういうことになりまして一般の人は入れないということになりますので、現実問題として何々宗の方が多い、その周辺に一般の人を入つてくるということはいわけでございますが、先ほど申し上げましたように、一般の人が入れないような条件は不当な条件であるということでございます。

○渡辺(博)委員 ありがとうございます。こういった定義の中で、一番基本となるものがそれだけの所轄で判断されるということであると思ひます。これが、第九条におきまして「市民活動法人の所轄庁は、その事務所の所在地を管轄する都道府県知事とする。」ということ、団体委任事務をここで明記するような形で記入されております。実際にこういった具体的な事例が出

たときに、この判断がそれぞれの県で異なつていった場合、ある団体では認証され、ある団体では認証されない、その内容がほとんど同じような場合であつたとしたら、こういったものを解消するには何らかの手だてはあります。

○河村(建)議員 委員御指摘のように、今回のこの法の精神、地方分権の時代に合せてということ、都道府県知事の認証ということになっておるわけですね。団体委任事務になっておるわけでありませう。

ただ、これが第二項で、多県にわたる全国的な規模であるものにおいては経企庁長官、こういうふうに分けてあるわけでありませうが、特に知事の認証の場合にはその県の中のことであるから、かなり地域的な活動も出てくるであらう、こういうことを考えますと、若干各県によつてその基準が違ふということも起り得るであらうというふうな考えられます。

しかし、余りにも大きな差異がある場合、あそこで認められて同じものがこつちで認められなかつたというふうなことが、そういうことが起きるとは思ひにくいのでありますが、万一起きた場合には、もし訴訟でも起されれば、裁判所の判断にまつというふうなこともあるかもしれません。

そういうことを避けるために考えられることは、例えば全国知事会等の中にそういう協議機関を設けていただいで、できるだけ基準をある程度ならしめていただいで、余り差がないように協議していただく、そういうことが必要ではないかなというふうな考えておりますが、大体の基準をつつていくわけでありませうから、委員御指摘のような大きな心配といひますか、そういうことは起きないであらうという想定に立つておるわけでありませう。

〔御法川委員長代理退席、委員長着席〕
○渡辺(博)委員 そうしますと、基本的には大きな問題は起きないであらうという御認識でございませうが、実は、具体的な事例をもつてお考え方を聞かせたいだと思ひますので、委員長、資

料を配付させていただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

実は、これからお配りします資料につきまして、私が、地元でございませうが、その地元の中で、NPO法案ができた、私たちは法人化を目指してぜひとも頑張りたいというふうな組織でございませう。こういう組織の中の要望がございまして、もし万が一これが認証されなくなりましたと、私自身の立場もございませう。

そんなわけで、この内容につきまして、会員制の互助団体であります。お互いに助け合ふ、助け合ひの輪を広げようということ、これは松戸くらしの助っ人という変わった名前でございますが、こういった団体がございませう。この団体の内容について、会費が入会金千円、年会費三千円、こういった規定でございませう。これが果たして対象となるや否や。

この問題については、たまたま一つの団体と思ひないでいただきたいわけですが、実は、こういった団体が全国に、現在わかつているだけでも、私が資料を取り寄せましたところ三百八十四団体、全部これは個々に独立して活動している団体であります。そのもの指導をしているのがさやや福祉財団というところでございまして、こういう財団がこういった福祉のあり方をどんどん各地に広めておりまして、ぜひともこれはNPOにおいて、法案が成立したらこの対象となる団体にしてもらいたい、そういった要望がございませう。したがひまして、この内容につきまして、ぜひとも見解をお聞かせいただきたいと存じます。

○熊代議員 大変いい資料をお配りいただきました。しかし、一般的に申し上げまして、千葉県知事の認証権を私がこの場で縛るわけにいきませうので、地方自治ですので、基本的には認証の裁量にお任せしないと思ひますが、先ほど申し上げました原理原則によれば、入会金千円と年会費三千円というのは、まあ、一般の人の入会を妨げない、そういうことではないのだからかと私

自身は思います。基本的には千葉県知事の認証の自由裁量にお任せしたいとは思いますが、この辺で意のあるところを酌んでいただきたいと思います。

○渡辺(博)委員 方向性は大体わかりました。

ただ、大事なことは、先ほども申しましたように、各県が認証するわけでございますが、この中に、必ずしも入会金が一律で千円でないという団体があるわけでございます。もう少し高い金額があります。でも、やっている内容というのはこれと同じ内容なのですね。こういったときに、片方の団体では認証され、片方では認証されない、こういった問題の不都合は事前にわかるのであればやはり解消していきたいというのが、本来、法を制定する者としては当たり前のことだと思うわけがあります。

したがって、今、熊代先生のお話を十分気持ちとして受けとめさせていただきましたが、こういった団体が全国各地に今やかなりの数で活動しているということもひとつ御認識いただきたいと思うわけがあります。そして、二十一世紀はまさに高齢化社会に到達するわけでありまして、こういった中でこういった団体が一生懸命地域のためにボランティア精神のもとで働ける、こういった制度をぜひとも確立していただきたいというふうに思います。

時間が若干余りましたが、いい答えを聞かせていただきましたので、これで終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○伊藤委員長 次に、河村たかし君。

○河村(た)委員 河村たかしでございます。まず冒頭ですけれども、先ほども趣旨説明で申し上げましたように、このNPOというのは、市民社会の憲法というような極めて大きな位置づけのある法律だと思います。それで、こうして審議を始めておるわけでございますけれども、きょうの新聞なんかによりますと、六月三日に採決をするのではないかとのお話を聞いておりますけれども、与党理事、六月三日にこれを採決されるの

かどうか。

○熊代議員 私も与党理事の一人でございますけれども、与党理事の全体ではございませんので、お断り申し上げますが、これはすべてこの内閣委員会の審議次第でございますので、そのようなことが勝手に決められるわけがございません。

○河村(た)委員 採決をしないということは約束したわけじゃないか。

○熊代議員 それも内閣委員会の権限でございますので、私が申し上げるのは越権行為でございます。

○河村(た)委員 どうもいろいろ御事情があると思いますが、私も、仮に出口がそんなようなことで決まっておるようでしたら、本当にこれは悲しいことだと思います。

僕は、この問題というのは、先ほどいろいろ質問もありましたけれども、一億国民がどうやって社会にかかわっていくかというのを決める大変な問題でございます。だからもつといういろいろなところでいろいろな動きが出て、国会議員のほとんどがNPOとは何かという認識があつてしかるべきだと思います。

社民党さんはどうですか、採決に関して。

○辻元議員 今、河村議員を初め、このNPOにかかわつてこられた議員のすべての皆さんにここで敬意を表したいとともに、それから、全国でNPOの活動をなさつていた方に、その活動に対して、私、初答弁ですので、まず敬意を表したいと思います。

そういう意味では、今熊代さんもおっしゃったとおりでございます。私は、採決するかせへんか、そんなことをここで答弁しようと思つて来たわけではございません。きょう六時間ございますので、内容について十分な審議をしたいと思います。ここに立つております。それは河村さんと同じ気持ちだと思つて。以上です。

○河村(た)委員 とにかく、そういうことのないようにね。内容に入りますけれども、何もこの国会で拙速

に決めることもないし、本当に皆さんが理解して、いいものをつくっていく、それにふさわしい法律です。私、自民党の皆さんにも、今から質問で言いますけれども、これはどういう社会をつくっていくのかという哲学的なことが背景にありますから、ここで簡単に切つてしまわないように、本当に心から訴えたいと思います。

まず、与党にお伺いしたい。NPO法NPO法と言つておりますけれども、与党さんの中からいわゆる税の話を検討したという話がありますけれども、条文の中にない。それから税法も出しておられない。自民党の議員として、NPOというのがどういう社会をつくつていくというイメージでこれに取り組まれたのか。

僕は、個人の自由とか責任とか創意工夫、競争、そういったものが自民党の一番の精神だと思ふのです。僕は実は自民党が非常に残念でしやうがない。今言いましたように、個人の自由と創意と工夫を大事にする、役所べつたりの国をつくらない、それが自民党の絶対的な精神だつたはずですよ。(発言する者あり)それは後から言いますけれども、それをやるためには、要するに寄附金控除の制度に踏み込まないと、幾ら自主独立だといつたって、寄附金制度がなくて補助金漬けになつてしまつたら、だれも公共サービスを提供しきれないが、補い合いながらできないじゃないですか。

そこら辺のところを、熊代さん、長い間一緒にやつてまいりましたけれども、自民党の議員として、初めにどういふ社会をつくろうと思つてこのNPOに取り組まれたのか、ひとつ聞かせてください。

○熊代議員 自由民主党を大変高く評価していただきました。心から感謝申し上げます。ところでございます。自由民主党は、自由主義の政治、経済、そして民主主義を大切にす党でありまして、この原点に立ち返る限り、いつも不死鳥のようにみずみずしく生まれ変わり前進する党であると思つてます。

お尋ねのことでございますけれども、どのような社会か。

自由が基本でございますから、やはり国民、市民の活動がすべて主体でございます。補いをするものがたくさんあるものでございます。補いをする政府の要求に基づくものであつても問題である、この時期に大いに反省しようということでござい

今考えますと、役人は中央、地方入れましても四百四十万人ぐらいます。私どもは、この市民活動促進法案でNPO法人、市民活動法人ができて、それを中核として、二、三千万人の市民がボランティアとして、あるいは有償ボランティアとして生き生きと生きがいを持って働く社会、それを政府が有効に補う、足りないところを補う、あるいは交通整理の必要などところは交通整理をする。それから、世界に向かつてやらなければいけないところはやりましても、世界に向かつてもNGOが民間の活動を主としてやるということでございます。

政府と、それから明らかにNPO、民間公益の活動が大きな分野、それに民間官利活動、この三者が相まって生き生きとした二十一世紀の社会をつくつてまいらうということでございます。これは自民党の党是そのものでございます。

○河村(た)委員 ここからぜひ自民党の皆さんに聞いておつてほしいのです。市民が主役になろうというのと同じなんです。じゃ、どうやってその団体は生きていくのですか。皆さんも私も議員ですけれども、実は税金で給料をもらつていて、今こういうことをやつて、これはいい法律をつくつていこうという公益活動ですよ。ちゃんと税金で給料をもらつていけるのです。

じゃ、市民団体はどうやって生きていくのですか。お金は、どうやって行政に自立していくのですか。皆さんはどういうシステムを考えてみえるのですか。これをちよつとお願ひします。

○熊代議員 市民の活動としまして一番すぐれた

活動は、みずからの資源でみずからの活動を律するということでごさいます。補助金とか、税金をまけてもらうということがなくても、堂々とやっていくというのが一番自主的な活動であろうというふうに思います。それとともに、政府の活動をスリムにして、税そのものは大変に安くしていく、国際水準にまで持っていくというのは大変大切なことであろうと思います。

それが一番の基本でございまして、そういう基本原則の上にさらに公益活動を促進したいということでごさいます。

しかし、税法上の特典をつけるという面につきましても私も検討してまいりたい。とりあえず人格なき社団という取り扱いを、代表者に課税されるとかいろいろ課税上の不都合がないように、市民活動促進法の中に法文上はつきりと取り込みました。

その先の、現在の公益法人並みの税法の優遇措置、あるいは、さらにそれを超えて個人寄附について税法上の特典を設けるかどうかというようなことも検討してまいりたいと思いますが、やはり公益ということがございまして、法人の活動を一年じつくり見せていただいて、それとともにすぐ検討を始めたというふうに考えているところでごさいます。

○河村(た)委員 今言われた中で、みずからの資源でやるというのを中心にお考えのようですね。すると、いろいろな団体があり得ると思いますけれども、これは自民党の皆さんに言わないかぬのだけでも、単なる民間企業ならいいですよ。なぜかという、例えばこのコップを売ったり買ったりということになりますと、これはコップのサービスの対価が直接一個五十円とか百円とか入ってきますからいいですよ。

しかし、何度か言いますけれども、公共サービスをしていくわけでしょう。社会にかかわっていくわけですよ。そういう活動をこういう団体がやるのですよ。じゃ、お金をどうするのですか、お金は。(発言する者あり) 慎重は結構ですけれど

も。

私、熊代さんと、もう何年になりますかね、二年半。僕が一番初め、熊代さんに一緒に考えようと言ったのですよ。この間も本会議で答弁されましたけれども。

だから順番ということよりも、そういうことよりも、このNPOというのは人間が実際に生活していくところであって、お金を、例えば株式会社法でいえば、経済取引の自由がないような株式会社法じゃしやうがないじゃないですか、これ。

だから、私が本当に自民党の皆さんに言いたいのは、段階、段階と言っていますけれども、もう何年も勉強してきておるわけですよ。これ、何年も。何年も勉強してきておるわけですよ。だから、やはり寄附金控除の抜本的改正を含む制度をつくらないと、みんな補助金漬けになっちゃうんですよ。(発言する者あり) いや、そちらもそうですけれども、私は自民党の委員の方に本当に心に訴えたいんです、自民党の。自由主義の精神というのは、補助金漬けにせずに、要するにそういうお金を減らして、みんなで寄附をし合いながら努力もして、それで競争し合っていくというそういう社会なんです。

じゃ具体的に言いますと、団体の、まあいろいろな団体がありますけれども、収入、お金が入ってまいりますよね。大体その中でどんなような割合で、事業収入とか補助金とか寄附とかこうありますね。どんなような割合で大体想定されていますか。

○熊代議員 申し上げましたように、この市民活動促進法案は、アメリカの準則主義の法人と違っていて、寄附金や会費は免税になっております。最初から免税になっていきますね。アメリカの準則主義の法人は、国税庁の認証を得ない限り、例えば、五〇三(三)に該当してこれは社会福祉に貢献しているんだという認定を得れば、初めて税法上の特典があるわけですね。ですから、最初は簡単ですけれども、税法上の特典は厳しいことになっております。

そういうことを背景に考えているわけですが、いろいろな調査もございまして、確かにアメリカの法人は、どれくらいが補助金であって、どれくらいが税とか、どれくらいは寄附金というのがございましてけれども、私どもは基本的に現在寄附金控除を認めていない法人でございまして、会費をいただく人たちがですね、それから、収益事業というところで成り立っている法人である、基本的に市民活動促進法人はですね。行政からの補助金とか、それからそのほかの援助というのは当初は期待していない法人だろうというふうに一応のイメージを抱いております。

○河村(た)委員 一応のイメージは描いているということはどういうことですかね。そこでそういう団体イメージしているということですか。いわゆるボランティア、まあボランティアという言い方は悪いですけども、そういうような寄附金とか一部の補助金とか、そういう公的なお金の入らない団体をイメージしてつくられた法律ですか、それは。

○熊代議員 現在ある社団法人とか公益法人でなくて、公の補助金が入っているというのはNGOでありますね。NGOで外務省がやっておられるものがあると思いますけれども、そのほかは、現在の公益法人でなければなかなか補助金というのは難しいのが日本の制度であらうというふうに思っております。

それで、基本的にこの市民活動法人がでさうりまして、社会的実績を上げて、それが公にどのように評価されるか。そのときは補助金の受給主体になるかもしれないと思いますけれども、しかし、これは今後のことであらうと思うんですね。これから、公の信用とともに実践上の信用を得て、初めて国、地方公共団体の対応が決まってくるであらうというふうに思っておりますので、その対応が決まるまでは、やはり先ほど申し上げましたように、会費収入、そして、寄附金控除はないけれども寄附収入、そして、収益活動等の収入と

いうことでこの活動は基本的に成り立ってスタートするであらうというふうに思っているところでごさいます。

○河村(た)委員 いや、これは本当にまことに申しわけないですけども、うまくいきや本当にいかもしれませんけれども、今の発想ですと、これ、信用があるとかないとかって、どこでどういうふう信用が出るかわかりませんけれども、やはり市民がいいと思ったところには寄附をしていく、自分の意思です。団体も自分の意思で寄附金を集める。そういうことによつて信用が出てくるのであって、どうも熊代さんの話を聞いておると、みずからの資源でやっていく団体だということ、僕はこれ本当に申しわけないけれども、NPO法と言えないのではないかと、悪いけれどもね。

これはこれでいいんですよ。ボランティア法というか、言える。まあこれは熊代さんは多分わかっておると思う、今まで何年もやっておるから。わかっておると思うけれども、だけれども、これをNPO法と言ってしまうと、何しろ熊代さんに言いたければ、厚生省の高官をやってみえたから、介護保険法の中に介護の団体の規定がありますから、介護に絞ってつくってくりやよかったですよ、これを。それを広げてしまったものだから、どうもいゆる行政の下請法案になつてしまったという感じがするんです。

それで、先ほど岩永先生ですか、聞いておりましたらいいことを言われてまして、いわゆる小さな政府、それでそれをいろいろな団体が埋めていくと、福祉とか。言われましたね。これは、そうなる、埋めていくのはいいんだけれども、その団体はどうやって食うんですか。どうやって生きていくの。これを教えてくださいますよ、自民党の皆さん。いや、向こうに聞きますけれどもね。いやいや、本当に岩永さんの言った話は新進黨案を支持せにやいかぬのですよ。そういうことなんです、これは。

実はNPOというのは、ボランティアの無報酬

の救済ではなくて、それも一部含みますけれども、行財政改革というか政府を小さくして、税金でやるんじやなくて、公共サービスを競争し合っでみんな活力ある社会をつくらう、お金の面でもやっつけていくんだということなんです。

どうも、まことに申しわけないけれども、本当に残念なだけども、これ、岩永さんの論理まではいいんだよ、本当に。自民党の小さな政府、それを埋め合わせる人たちはどうやって生きていくんですか。

ここを、もう一回ひとつ熊代さんお願いします。

○熊代議員 河村委員もわかり過ぎるほどわかりながら、外野を意識して発言しておられるんじやないかというふうに思うわけでございますけれども。

申し上げましたように、スタートは、税法上の特典がなくてもアメリカの準則主義の届け出だけよりはいい制度で、有利な制度でございまして、税法上の特典を得たならばアメリカの制度の方が少し有利になるということですが、そういうことでございまして、今人格なき社団としてやっていて、とりあえず法人格は欲しいと、早く欲しいと。それで、税法上の特典をつければ、これは厳しい審査を経なければなりませんので、なかなか法人格が取れないということになりますので、まずその法人格を取ることにより重点を置くということでございます。

そして、スタートしますとそのような市民活動法人がおいおい一万ぐらいは出てくるわけでございますので、社会的な評価も、まあ一萬も出ない間に、最初の数法人から社会的評価は始まりまして、やはりあれだけの仕事をするならば税法上の特典をつけた方が明らかに国のためになるいは市民社会のためにいいということが出てまいるわけでございますから、その段階でどのような法人に税法上の特典を付与するかということとをきちりと決めまして、それを、法案が成立すれば直ちに検討に入って、実態を見ながら早急に結論を

出したいというのが与党案の趣旨でございます。

○河村(た)委員 これは本当にだめですね。これは申しわけないけれどもちよつと哲学が異なる。どこが異なるかといいますと、いい団体かどうかの判断を——熊代さんの考え方もそうですよ。いいんです、それは。役所なり何か税法なら税法で厳しくチェックして、それでよければ特典を与える、こういう考え方も一つの考え方だろうと思う。だけれどもそうじゃなくて、NPOというものは違ふんですよ。NPOというのはその考え方を民間の寄附金にゆだねるんですよ。全部じゃないですよ。一部補助金もある、どうせ寄附金だけでは無理ですから。民間がいいところへは寄附するようになるだろうということなんです。公開もしますよ。そういう論理でつくりますよ、これ、NPOというのは。役所があくまで、税法の世界でもないです、ああこれはいいんだと、それで何段階にチェックして。これはそういうものじやないんですよ、本当に。

その辺の御理解、どうですか。

○熊代議員 アメリカの制度は先ほど御説明申し上げたとおりでございますが、最初は準則主義とするけれども、実際に、寄附金控除あるいは会費とか寄附収入の免税措置を得ようとする、IRS、国税庁の厳しい審査が必要であるというのがやはり世界の趨勢であるというふうに思います。

それで、河村委員は、恐らく御提案の、別の委員会にかかっておりますけれども、市民公益法人として情報公開をしているなどと書いてありますからほかの要件もあるのかもしれないが、情報公開をしているという要件だけで寄附金控除の対象にしようというふうなことになりますと、これはかなり社会的批判も受けるんじゃないかと思ひます。しかし、そういう制度も含めて、私どもは実態を見て早急にやっみたい。とりあえずは、現在やっていらつしやる人格なき社団としての運営に市民活動法人としての社会的な信用を付与する、そして税の問題も、社会的公平を失しないということ、できるだけやっみたい。い。

確かに、すべてを税金で取り上げてそれを分配することだけが市民社会ではありませんで、みずからの判断で寄附金控除を受けて寄附する、寄附金控除がなくても寄附している人はいらつしやるわけですから、寄附金控除を受ければ、企業でしたら五〇％ぐらいは免税になるということになるわけですね。

ですから、そういう民間の判断に従って、NPO法人に、市民活動法人に社会的支援が増していくということも重要であると思ひますので、私も早くも早急に本格的な検討に入りたい。しかし、余り緩やかで社会的な批判を受けるようなものはいくはないというふうに考えているところでございます。

○河村(た)委員 無論、私どもの法案でも、寄附金控除を受ける団体というのは厳しいことは厳しいんですよ。いわゆるアカウンタビリティといひますか、公益活動をしつかりやっているとどうか、それはやはり厳しくチェックしております。

これは熊代さんも御存じのように、向こうでは非常に基準がずっとありまして、やはり見ていくということなんです。それは当然そうなんだけれども、それは一応形式的にきちつとしていければオーケーということで、あとは、そこへどんとん、本当に、今言いましたように、寄附金を出してくださいよ、自分も努力してくださいよ、こういう社会制度なんです、これは。

だから、そちらの制度を、法人格を取ったと同時にそうしろというわけじゃありませんよ。それはうちの法案でも全然違いますから。全然違うという段階が違ひますから。法人格を取つても、次のそういう寄附金による団体の自立性がお金の面で担保されるような、それがなかったら、全部補助金漬けの団体になつてしまふじやないですか。もしくは、もうそういうふうじやなくて、ボランティア団体で、行政をただで手伝うのでいい、例えばいろいろな事故があつたときにみんな助けに行く。

また、これ、僕、気になるのは、先ほど質問が出ておりましたけれども、会員の得喪に不当な条件を課してはいかぬ。これは、ですから、常にいろんな人が入つて、余りフィックスしないような団体をどうも想定されておるような気がする。

だから、本当に、そういう本当の意味での公共サービスをみんな担ひ合つていく、そういう市民団体を育てる哲学がないんじやないですか、口先だけであつて。あれば、これだけ勉強しておれば、寄附金控除の案について何らかの具体的提案が絶対出てくるはずですよ、これはもう何年もやっているんだから。そこら辺どうですか。

○熊代議員 かなり同じテーマにこだわつていらつしやるようでございます。

申し上げましたように、一番の市民活動というのは、補助金がなくても、寄附金控除がなくてもしっかりとボランティア精神でやる、ボランティア精神だけではなくて収益活動もやっていると。それから、会費、寄附金は免税なわけですから、それでやれるというのが一番私は尊敬に値することだと思ひます。

補助金がなければいけないというのは、これからの社会にそう補助金が出てくるわけではございません、小さな政府ですから。ですから、補助金は余り当てにされない方がいいんじゃないかと私自身は思つております。

税の免税ということは、補助金とは少し違ひます。半分は税が免税ですけれども、半分は寄附者、御本人の負担でございますから。そういうことでございまして、それにつきましては、申し上げましたように、これは社会的資源の配分でありますから、税金に入るところを税金に入れないで配分するわけですから、それは社会的な公平というところがなければならぬ。非常にお金持ちの人が、自分の市民公益法人をつくつて、すべては公開するけれども、ばんばん入れてそれを運用するということが非常によければいいけれども、社会的非難を受けるようなこともあり得るだろうというところでございまして、そこは、実態を見なが

弁がございましたけれども、税制に関して、私たちはやはりこのNPOの魂というのは税制だ、寄附控除の仕組みがなければ育たない、会費であるいはボランティアの善意でというお話もございましたけれども、やはり展開を考えればそれでは無理ではないかということ強く訴えておりますけれども、あくまで与党案の中ではこの寄附控除を中心とする税制について考慮をしない、こういう考え方でございますか、確認させていただきます。与党のどなたでも結構です。

○辻元議員 昨日、この提案理由説明の折にも、その中にも見直しのことについては申し上げました。そこにこういうくだりがございます。

本法律案は附則において検討規定を設け、施行の日から起算して三年以内に、市民活動法人の活動の実態等を踏まえつつ検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずることとしております。市民活動法人制度の運用の検討とともに、これに関連する法人制度、公共的な活動に関する税制の整備などを検討することが、この規定の趣旨であります。

というふうに書いております。

この中に税制の優遇措置や、それから民法をこれからどうしていくのだからかという趣旨が入っておりますので、そのように対応しようと思っておりますので、ぜひ、物すごい知識をお持ちですから一緒に入っていただきまして、速やかに検討したいと強く願っております。

○上田(清)委員 ちよっとお尋ねいたしますが、それだと三年以内に見直すということで、税制について全くゼロじゃないというふうな受けとめ方をさせていただきますが、だれがこの市民的な活動だということ判断し、だれが公共的な活動だということ判断するのでしょうか。

○辻元議員 今、この与党案につきましては、認証という形をとっておりますけれども、一つの県で行われる場合、これは主たる事務所ですけれども、都道府県知事になっていきます。そして、二つ

以上の県になりますと経済企画庁になっております。

三年以内の見直しということですが、税をいじる場合は、それもすべて含めてこの実態を検討していくということでございますので、今の認証につきましては都道府県知事と経済企画庁になっているというふうに理解いただくことになり

○上田(清)委員 それでは、経済企画庁が気に食わないというふうな団体であればこれは認証されないというふうに考えてよろしいのですか。

○辻元議員 今回、与党案を作成していくに当たりますと、そういう官庁を含めまして地方自治体の関与ということをいかに減らしていくかというのをポイントと考えてきました。そういう意味では、書類審査によって、この書類審査が与党案の規定に合う場合は速やかに認証していくということですから、気に食わないも気に食うも書類の審査で行いますので、それが規定どおりそれぞれの団体が申請したとしましたら認証は速やかに行われるというふうに私たちも解釈しております。そのように各官庁それから地方自治体が進めていただきますようお願いしたいと思っております。

○上田(清)委員 それでは具体的にお伺いします。長良川の河口堰をやめさせる会から認証の要請があったときにはどうなるのでしょうか。

○辻元議員 長良川は岐阜県と愛知県にまたがる大きな美しい川で、私も何回も視察にも参りました。ですから、与党案が成立した折には、それぞれの県知事さんが判断されることだと思います。これは先ほど、午前中、熊代議員も答えられたとおり、私がここで認証するかしないかということをお答えすることはできないと思います。

ただ、それぞれの、後ほど多分質問されるのではないかと思いますけれども、政治の施策、政策については与党案では認めておりますので、今いろいろな施策が重要な環境問題等の運動につながっていることは皆さん一緒に認識していること

だと思っておりますので、それについては自由によっていただいて結構であるというふうになっております。そういうことや、地球環境保全、地域の環境保全、これもオーケーですので、そういうことにかんがみて、各自治体の長の方が、社会通念上こうすればいいなというふうに判断していただくというふうに思っておりますので、ここで、できるかできないかは、答えたいですよ、しかし答えません。しかし、今申し上げたことで御判断いただけると思います。

○上田(清)委員 私も辻元先生のこれまでの活動を高く評価する者の一人ですが、今の答弁だと、何のための委員会かというのがわからなくなるのです。知事も、判断する一人の人間として、この委員会の審議の身なんかも参考になるわけですね。知事が判断するのじゃないのです、法案をつくられた皆さんの基本的な考え方や、そしてここで審議される中身の知事が判断されるのですけれども、そうじゃないのですか。

○辻元議員 今私が答えたとおりなのですね。これは、それぞれの知事が権限を持つという法律を、まず枠組みを決めていますので、その中で判断してもらいたくないのです。しかし、今申し上げましたように、環境を保全する、そしてそれぞれの施策についてさまざまな住民活動をしていくという範囲につきましては、これはこの法律に合致するものから、それを判断していただくということになると思います。

ですから、私は、この法律を提案しておりますけれども、今申し上げたことで十分御理解いただけたと思っております。そのほかにも、いろいろな環境問題、重要な問題がございますので、同じように判断していただきたいと思っております。

○上田(清)委員 辻元議員の今の発言、あなたも御承知のとおり、経済企画庁を中心にして原案をつくられたときに、ああしちやい、こうしちやい、かぬという原案の部分に相当より市民的ななされてきたあなたの功績を大なるものというふうに私も認めますが、基本的な認識がそういう

ところからスタートしていたという現実をやはりきちっと認識していただければ、危ないなというのは感じるでしょう、いろいろな点から。

先ほど質疑の中でありました、暴力団が入ったらどうするんだと、新進黨案みたいな何でもかんでもいいよというふうな話をしていると、暴力団の会社は山ほどあります。これはどうにもならない部分があるのです、そういう部分に関しては。

しかし、例えば新進黨案みたいに、寄附控除の過程できちっと銀行口座を通していく、そういう形で全部公開される、そして、もし解散するときには、それは全部国のものになる、国庫のものになるというふうな形をとっているから、いかに暴力団が、あるいはおかしい人たちが、NPO団体を自分たちの何かの、あるいは脱税の受け皿にしようかなと思っても、それは無理ですよという仕掛けを私たちはきちっとつくっている。その上でうんとオープンにやろうじゃないかという、そして積極的に市民活動を受け入れられるような、どんどん展開できるような、何か、お金がなくて、どうしよう、こうしようという、しょうがない、市役所に頼むか、そういう話が多いのです。

市長も、選挙に出なければいけないから、そういう元氣のある団体に補助金をよろしくと言われる、何となく出さざるを得なくなってくる。そういう社会が、余計な癒着やあるいは財政の膨張につながっているのだという認識も含めて、NPOで税制は不可欠だ、検討する、見直すという、だれが見直すのか、どういふのが公益なんだというのを本当に区分けができるのか、だれがそれをできるの、どういふことを私たちはやはり申し上げたい。

そういう意味で、やはり与党案の中には、先ほど熊代議員も言われましたように、ボランティア、善意、一切の善意が一番美しい。まあ、それも美しい。しかし、大きな活動ができるかという

○熊代議員 一つだけ、御質問にちよつと聞き捨てならないことがありましたので。

経企庁の出してきた案とかという事でござい
ますけれども、これはまさしく議員立法そのもの

そこで、経済企画庁の皆さんにお伺いしたいと思っておりますが、御承知のとおり、平成八年度

も書いてありますけれども、本当に隅から隅までそういう調査をしようとするのだったら、ちよつと角度を変えたような人々を集めなくてはいいけないし、そういうことを集めているようなところにお願ひしなくてはいいけないんだけれども、メンバー、みんな同じじゃないですか、研究所こそ

ように、極めて善意にいろいろなことをやってこられても、必要以上に国がかかわる、あるいは官がかかわる世界の中で、この委託調査一つにしても、結果として同じところに同じような内容で、同じようなメンバーで二年続けてやっていくというような仕掛けになってしまっているわけです。

ね、これでよかったと思っておられますか。あら、しまったな、同じようなメンバーであればここに頼まなかったらよかったなと思いませんか。お願いいたします。答えてください。

○井出政府委員 委託の成果として、市民活動団体の全国把握というふうなことにつきまして、委託といたしましては適切な結果を出していただいたいというふうに思っております。

○上田(清)委員 質問にきちっと答えなくてはだめなんです。こは国会ですから、きちっとした委員会ではじめに質問をしているのですから。そういうのは、ぶつさらばうに適當に答えただけなんです。だめなんだよ、そういうのは。どういふ評価をしているかというのを聞いているのです。よかったですか、それとも、よかったですと言っているのですか、それとも、よかったですと言ったときちつと云ってください。中途半端な評価じゃなくて。

○井出政府委員 委託につきましては、委託の成果というものがよかったですかということが一義的な判断になると思えます。委託の成果につきましては満足しております。したがって、委託先についても特に問題はなかったというふうに考えております。

○上田(清)委員 経済企画庁が、これからNPOにかかわるさまざまな問題を、多方面から、社会の各層からあらゆる意見を吸収したいという思いを持って、なおかつこのNPO団体あるいはボランティア団体というのは、日本国じゅうもうありとあらゆるところにいろいろな展開をしているわけですよ。それを毎年特定の二つか三つの研究所にお願いをして、なおかつそのメンバーを見ればほとんどダブっておられる。そういうのでよかったと思うセンスがどんなセンスをしているのだらうと、傍聴人の方は、みんな意見が言えればそう思いますよ。おかしい人だなとみんな思いますが、これはまずいな、たまたまそうだった、今後、散らす工夫が必要ですねというような答弁が何で出

ないのですか。出してくださいよ。開き直ったのだめだよ。反省が足りないよ。

○井出政府委員 もちろん、今日まで委託したものがすべてだとは思っておりません。今後、より充実した調査というふうなことで、目的にかなったものがあれば、そういうところにもお願いをしたいと思えますし、私どももそういうものももう少し発掘する余地があれば、努力をしてみたいというふうに考えております。

○上田(清)委員 それじゃ、局長にお伺いしますけれども、日本に現在、こうした委託調査にかかったような団体がどんな形で活動を展開されているか、その調査調査を見て、この委託調査でよかったかどうかとか、それから今度もし研究するのだったらもう少し違う切り口でとか、そういう内部の検討をされましたか。

○井出政府委員 従来のものにつきましては、それぞれの成果物を見まして、その検討の結果、次年度を決めたわけでございます。

今後につきましても、委託の目的あるいはそれに十分応ぜられる能力があるかどうかというのを議論をいたしまして決めていきたいというふうに考えております。

○上田(清)委員 ぜひお願いをしておきますけれども、この中身だけ見れば、やっぱり特定の人たちに特定に論議されたというふうなニュアンスを否めないというふうには私は受けとめられますし、もつと違う切り口で違う研究もできたのではないかなというふうには私は思っておりますので、これから丁寧にこの調査書をもっと一回振り返っていただければ、これはいかにめんどろに思われるかと思えますので、これは、いわゆる国民の公僕としての良心に基づいて、もう少し散らしてもらいたいというふうに私は思っています。そういうことを一応申し上げておきます。

全部いければそれが一番いいんですが、民法との絡みで云々ということも聞いてはおります。しかし、何かそこをクリアできる、特定の十一分野という形ですべて包摂されると思えませんので、ぜひ辻元さん、提案者の一人として、私は、もっとも、あなたが一生懸命やっていただいているのを評価しておりますので、この部分について何かうまい方法はなかったのですか。限定しなくても、何か「その他」ですべてのそういう市民的な活動をフォローできるような、そういう部分はできなかったかどうか。苦労話も言いつつ結構ですから。○辻元議員 苦労話を言いつつ出したらこの委員会が終わってしまいますので割愛させていただきますけれども、趣旨は、もう本当に、すべての団体の方に自由に、潤達に活動していただきたいという気持ちで一生懸命つくってました。

ただ、民法の三十四条とのすみ分けというのを、この法律はこれでやっているという、その限界があることは事実です。しかし、この十一項目になっていきますけれども、そこで大部分の活動は入るといって、これが提案者の意図でございまして、ですから、それぞれ個別にこの活動の中の範囲でぜひ申請していただき、みんなが活動できるようにしたいと思っております。「その他」というのは、残念ながら入れることができません。それと、市民活動を支えていく運動など、この市民活動というのは、新しい分野がどんどん出てくるので、阪神大震災が起これば、そこで対応して新しい活動が生まれてくる。ああいう重油の流出事故のようなことは私たちは起こると思定しております。そこにはまた新しい分野の活動が生まれてくるわけなんです。それは私も提案者として承知しております。提案者同士でそのような議論をやりました。ですから、三年の見直しの際には、この項目の拡大等も含めてもらい見直ししていこうというふうに私たちは理解しております。

○上田(清)委員 見直しよりも、最初からやっただ方がいいなというふうに私も思いますし、それからから社会観の、考え方の違いもあるかもしれない。できるだけ私たちが税を納めて、それを中央省庁に集めて、それを分配して恩恵を受けるという社会の部分も必要ですが、しかし一方では、自分たちが所得で上げた、稼いだお金は自分たちの好きな分野にそこそこきちんと納めていくことができる、そのことが、社会にとってもプラスであり、また自分にとっても、個人にとっても、所得控除とか寄附控除の枠の中でできるというメリットを受ける。そういう意味で、再度私たちは、やはり新進黨案についての強い理解と、そして、与黨案ではいま一步私どもと一緒にやっていただきたいということをお願いして、終わります。ありがとうございます。

○伊藤委員 次は、河村たかし君。

○河村(た)委員 河村たかしでございます。

午前中も質問をいたしましたけれども、やはりとにかくは理解が分かっていきます。自民党の方でも、なぜ自民党ばかり言いますかという、何遍も繰り返しますけれども、今も小川先生に言いましたけれども、NPOというのは自由主義の論理なんです。ぜひここを押さえてください。それで、熊代さんが午前中のお話の中で、報酬とは言いませんでしたが、表現としては、自分のお金でやっている団体を大体イメージしている、そういう話。それから、無報酬でやっている、そういうものは美しいんだ、そういうような趣旨に基づいてつくった法律だというふうな路線なんです。

僕は、別に熊代さんを非難しているんじゃないんです。熊代さんは熊代さんの理論でいいんです。彼はお役人出身だから、それはそれでいいんです。いや、そんな問題ではありませんでいいんです。一つの論理は貫徹しているのです。だけれども、私、例えば岸田さんなんかかわかると思いますが、これは、赤城さんも、済ませなければいけません。いや、本当に、このNPOというのはどういふものなのかという理解がこれほどない状況で決めているんです。

もう一つの論理として今どういうのがあるかといひますと、ここでやらないとどういふことになるかわからない、自民党の中はNPOはだれも理解しない、だから、もう五年、十年これはできないよ、こういう議論があるわけですよ。それで皆さんが早く決める、早く決めると言っているんだけれども、僕は違ふと言っているのです。違ふんだって、これは。実は、今NPOの理解というのは物すごい広がっていますよ、この委員会の審議や何かで。

それで、先ほど経企庁の話が出ましたけれども、これをここで決めちゃうと、現に今、上田議員の質問もありましたけれども、まだ法律もないのに、経企庁がここの予算で調査費一億二千四百万ですよ。その中に、NPO何でしたかね、特にことは、ボランティア交流等の情報センター機能創設への支援。こんなことは調査じやないのですよ。これは支援ですよ。

経企庁にちよつと聞きますけれども、情報センター機能創設の支援というのは、一体どこにどう支援するつもりですか。

○井出政府委員 お答えいたします。

まだどういふ形でこれをやっていくかというのは明確には決まっておられません。しかし、このボランティア活動をさまざまな観点から支援をするためのいろいろな工夫、あるいはいろいろな知恵をお持ちという方々がいらつしやる、また、支援をしてほしいというところでのいろいろな要求をお持ちの方々もいらつしやるということで、そういうものをどういふ形で結びつけていくのがいいの、あるいはそういう人たちに對して共通した支援のシステムと申しますか、そういうふうなものがどういふふうにあるかというふうなことを研究をしてまいりたいと考えております。

○河村(た)委員 そういふものを支援するのは、なぜ役所がやるのですか、まだ法律がないのに、どういふ権限でやっているのですか、これは。

○井出政府委員 経企庁といたしましては、市民活動の環境整備というのを行っていく必要

があるのではないかと認識を持っておりまして、そういう認識のもとでやっておるわけでございます。

○河村(た)委員 こういう情報センターなんかは、経企庁がやるのも一つ。役所がやるパターン、それから営利会社がやるパターン、NPOがやるパターンとか、いろいろ多様に出てきていいわけですよ、NPO社会で言へば、それをあなたたちが権限もないのに……(発言する者あり)そういうことにとられますよ。

だから、自民党の方に言いたいのは、こういうシステムになつちやうていっているんですよ、もう今、入る前からこの法案というのは。だから、これをやつてしまつと、あと何年か——多分自民党の方の気持ちとすれば、税は難しいよと。いろいろな仕組みがあるから、ほかの公益法人税制、いろいろなものとバランスをとらなければいかぬから、一たん法律をつくつて、その後で税の体系をやらうと言われるかわかりませんが、これはできないです。

なぜかという、一つは、かなりの方がまず認識が違つてます、先ほど午前中の議論でわかりましたように、原則的には無報酬の、金の入らない団体を立法者が想定されているのだから、そこに新たな寄附金控除のシステムが入ることはできません、これは。

それともう一つ、既に法律ができる前からですよ、これ。こんなことが行われている。こういう現状の中で、本来自民党の皆さんはいいのですか。皆さんは小さな政府と市民の自立と責任を標榜しているんじゃないですか、自民党というのは。どうですか、自民党。

○熊代議員 経企庁さんが独自に予算をとられてされるということについて我々は関与しているわけではありませんが、与党として予算を成立させたということでしたわけでごいまして、経企庁さんが現在ある市民活動法人、その他の公益法人に對していろいろなことを考えられる、それは国民生活局という役目でやるべきことであらうと

いふふうに思います。

ですから、効率的に政府としてあるべきことを進めていくということは、市民活動法人全体の活動を促進する上で有益であらうというふうに私は考えているところでございます。

○河村(た)委員 その経企庁が今度、皆さんの法律だと主務官庁になるのですよ、所轄庁に。いいのですか、これは。

○熊代議員 どういう御意で質問なのかよく理解しかねますけれども、さすが春日一幸さんの御教育を受けられた方としまして、なかなか粘つこい質問をされてまして、榊問答のような気がします。まずけれども。

経企庁が所轄庁というのは、私どもが判断したのは、国民生活局を所管する経企庁ということ、国民生活という面をこれをとらえた、事業所管官庁というところをえ方しないということでしたわけですよ。

そういう意味で、ボランティア活動を中心とする市民活動、ボランティア活動だけに限定されないのは理解して申し上げているところでございませうけれども、それを所管する省庁として、活動は知事の認証で全国的あるいは全世界的に活動しているわけですが、二つ以上の県に事務所がある団体、これは宗教法人でそういうふうな境内建物で二カ所以上あるところは文部省にするというふうな非常に近い過去に改正したものですから、その経緯もございましてやつたわけでございます。そういうことで、私は、国民生活を所管する経企庁が極めて適当であるというふうに考えているところでございます。

○河村(た)委員 適当であると言われますが、経企庁が所轄庁になるんですよ、これ。NPOといたのは実は物すごい話で、すごい団体が出てくるわけですね。将来なる役所が、自分のところが初めから権限を持っているならいいですよ、これからなうというところが何か予算をもらつて、それでいろいろなところに調査と言つて、それもまたひどいことに創設への支援なんということを

既にやっている。これから権限を持つのですよ、あなたたち。何でやるのですか、こんなこと。どういふことですか、このお金は一体。

○井出政府委員 与党の案によりますると、私どもが、二つ以上の都道府県に事務所を持つ、そういう団体については所轄庁ということに認定あるいは監督をやるというふうなことになるわけでございます。もし法律がそういうことになるならば、私どももいたしましては、法律の規定あるいは御審議の内容というふうなものを十分参考にし、またそういうものを踏まえた上で、客観的な事務施行というのをやつてまいりたいと思ひます。

一方、NPO団体というのは、既に法律のあるなしにかかわらず活動しておるわけでございまして、そういうものに対するものもろもろの支援でございますとか情報提供の役割というものもまたあるのではないかと今いふふうに考えております。

○河村(た)委員 とにかく、与党案によれば、目的限定していますから、早いこと言えば、今言った長良川河口堰の問題とか、それから、僕は九段の宿舎ですか、きょう靖国神社を通つてきましたけれども、例えば靖国を守る会なんて出てきたら、もう判断つかないのですよ、知事は。こんなこと見えているのです、頭から。

それから、何か一県に事務所があれば世界じゅう何でもできると言つていますけれども、そんなこと知事がオーケー言はずないですよ、そんなもの。なぜ言うのですか。事務所だけあつて外国をぐるぐる回つておる団体とか、日本じゅう行つておる団体、どうしようもないじゃないですか、そんなの。決まっていますよ。経企庁、行くのですか、あんなところへ。こういうものに補助金というのですよ、NPOの趣旨は。そうじやないですか、経企庁、NPOというの。

○井出政府委員 経企庁といたしましては、個々の具体的個別のNPO団体というふうなものに對して私どもが何か特別な御支援をするというふうな立場ではございせん、むしろ全体の、

日本全体のNPO活動がどういふふうにしたら活発化されるであろうかというふうな観点からも、もろのこをやってまいりたいと考えております。

○河村(た)委員 ここでも、自民党の方、なぜ繰り返すのかといふと、もうこの法案、三日に決めるのでしよう、来月の三日に、僕が聞いておるところでは、だから、僕は最後に本当に頼んでおるのですよ、自民党の皆さんの良心に、もう法律が決まる前から所轄庁になろうという経企庁が、市民団体の方々さん見えましますけれども、はつきり言って、寄附金控除がないですから、そうお金ありませんよ。

繰り返しますけれども、私たちがこうやって偉そうなことを言っているのは、きょう来てみえる市民団体の皆さんの税金が自分たちに入っているからですよ。給料をもらっているのですよ、私たちが、そうでない市民団体の皆さん、たくさんさんなどところに一億二千四百万も調査費を使っているんですか、この社会は、なぜそんなことはみんなて寄附してやるようにしないのですか。

だから、本当に自民党の皆さん、これは絶対やめてください、法案成立は、三日の採決はとにかくこれはやめてください。どうですか、自民党。

○熊代議員 一つ前に、都道府県知事が認証をして、全世界に行ったらどうして監督するんだというのでございますが、下手な監督をしないというのが新進党さんのことでもありましようし、私どもも同じ精神でございまして、情報開示と、それから市民あるいは世界市民の目もありましようから、それで、ただ問題を起こしたときにだけ行政庁が関与する、外国で問題を起こせば外国の政府が関与するというのでございまして、問題ないと思います。

それから、自由民主党の議員は良心に目覚めろということでございますが、私どもは良心に目覚めてこれをやっておりますので、新進党の皆さんもぜひ良心に目覚めて私どもの案に御賛同いただ

ければというふうに思うわけでございまして。いつ採決するかは委員会の御意思でございまして。

○河村(た)委員 とにかく言えますことは、もう一回繰り返しますけれども、NPOは何かということについての理解がばらばらになっているということだけはぜひ御理解をいただきたいと思っております。

私も新進党方は、多元的な社会というか、公共サービスは役所が全部やる必要はない。お金もです。それで、みんなで競い合っているんだ。しかし、午前中言われたように、自民党の場合、全員かどうかはわかりませんよ、それはわかりません。しかし、基本的には役所がやって、お金の面です、ただやるならどうぞ手伝ってくださいよ、こういう議論の方が多いいんじゃないですか、今のところ。

だから、私は、本当にこれは、何でこんなに焦るんですか、国会に成立させよう、そういうええ。これはどうですか、自民党。

○熊代議員 質問されたかどうか定かでございます。その中で、ちょっと挙手がおくれましたけれども、法案を出すからには、新進党さんもうございまして、それぞれの国会で成立させるというのを目指すが議員の役目でございます、全力を挙げて成立することを指して私も与党は頑張りたいと思っております。

○河村(た)委員 まあ、それは当たり前でございますけれども、この終盤になってこれほど無理をして、NPOとは何かというこの理解がまだ国会の中で不十分だと思われませんか、国会議員の中で、正直なことを言って、今言った話ですよ、寄附金の話も含めて。

それからもう一つ、これは委員の方で聞いておいてほしいんだけど、よく言われるのは、僕なんかにもよく言われるんですけど、例えばオウムのようなところへどんどん寄附するの、脱税天国じゃないか、こういう話がある。だけれども、これは違いますからね。

どういふことかという、寄附金控除がある、いつ何とき幾ら寄附する、何月何日百万円寄附しましたというふうな書類が、第一義的にはそれを公開しているというところが大きいんですけど、第二義的には、いつ幾らこの団体に寄附したという書類が税務署へみんな上がるんですよ、寄附控除しますから。そうなりますと、寄附控除がないところへは人は寄附しないようになると。だから、米国なんかではすごい寄附金に現にワークしているわけですよ。

そういうふうにして、アフタータックスの金でここへ幾ら寄附したという、何に使ったかわからぬじゃないですか。私どもの事務所でも結構来ますよ、議員だと、寄附してくださいという書類が。なぜ寄附する気にならないかという、その団体の浄財をどうやって使ったかわからぬでしょう。だれも見えてくれないでしょう。信用できないですよ、これは。

だから、そういうふうじゃなくて、それは寄附控除をして、税務署へ書類を上げるんですよ、課税庁に。そうすると、課税庁がこのところの所得を捕捉してくれる、こういうシステムなんですよ。こういうシステムを同時にくり上げることはそんなに難しいことじゃないですよ、これは。皆さんいろいろ、何年かかかる何年かかかる言っていますけれども、何も僕だけが力んでおるんじゃない、これはもうアメリカもイギリスでもやっておるじゃないですか、どんどん。

だから、これを同時にスタートさせて、半年か一年勉強すればいいの。それから同時に法人法を成立させれば、本当のNPOの時代が来るんですよ。今の経企庁みたいなことは起こりませんよ、絶対にはこれは、役所がやる部分も全部否定はしませんよ、私は。役所がやっていい部分もあると思います。しかし、やはり民間がやっていくのと、もう一つNPOという公のセクター、その収入の中の二割から三割は寄附というもので賄っていくセクターもそこに参加する、そこで初めて多元的な社会ができる。

だから、これは委員長、絶対強行はやめてください、三日。日本社会のフレームをつくる大変な問題ですよ、言っておきますけれども、これは。こんなことが強行で通ったら最大の悲劇ですから。お願いします、これは本当に。もう一つ、きょうの場合は余り細かい条文に入るより、まあ用意もしてきたんですけれども、何遍も繰り返しますが、やはり僕とすれば、本当に心から頼みたいんだ、皆さんに。確かに、法人法を通して後でやってもいいかなと思わぬでもないです、これは。多分だめだね、やはり。僕はだめだと思ふ。

理由は、繰り返しますが、まず今の経企庁のようないことが起こっている、既に。それから、やはりまだ議員の考え方が、無報酬というか、公的サービスは全部役所がやって、ただのボランティアが役所の下請としていろいろ助け合うんだという理解の方が余りに多い、まだです。一たん決めてしまおう、NPO法というかどうか知りませんが、私は申しわけないけれども与党のNPO法とは呼びたくないんだけど、そういうものが一たん決まってしまうというので一気に熱が冷めてしまふ。僕はそういう危険を感じています。

だから、何も私どもの法案を絶対だともいいませんよ、こうなったら。皆さんと本当に、若手の、若手じゃなくても御法川さんみたいな方で結構でございます、本当に精神的に若い方、精神的に。いや、これは冗談じゃなくて。戦後の日本経済は僕がそれであつたから。だから、お金を全部集めて、そこで画一的に分配するやり方であつたと思ふ。だけれども、ここまで来たから、全部そういう集中的な公的資金の分配じゃなくて、みんなが寄附のシステムを今みたいにつくればいいんです。そう難しいんじゃないから。これはあるんだから、もうここに。早くつくって、半年か一年でやればいいんです。それで、同時に法人法をワークしていくというふうにはしませんか、これ、自

民党の皆さん。やれるんですよ、これを。ぜひ、そこを訴えたいと思います。

それから、岩永さんにも訴えますが、先ほど言われました小さな政府の話は、本当にいいんです。小さな政府の話はいいんだけど、小さな政府というのは、権限だけを、みんなで手伝おうという話だけじゃなくて、お金も行くようにしてあげるということですよ、お金も。そうじゃないと、それから、これを福祉切り捨てというんですよ、そういうシステムをぜひつくっていくように、私は、社会のシステムというのは、一遍つくと本当に戻れないのではないかとこの危機感を本当に正直に言っている感じがします。ですから、ぜひこ

こはひとつ、本場に立ちどまってほしい、ここです。本場にいいのから、今自分たちのやっている方向は、すべて国が税金で取り仕切る、活力のない国にしてしまっているんじゃないかということを、本場にこれと与党の皆さんに真剣に立ちどまって考えてほしい、そんな気がします。

そんなことで、一度、委員会に自民党の政策担当の方をお呼びするのはどうかかわりませんかけれども、一遍ぜひそういう方とお話できませんか、こういふところで、できませんか、これは。

〔委員長退席、御法川委員長代理着席〕
○御法川委員長代理 これは、後ほど理事会で諮りいたします。

○河村(た)委員 あ、そうですか。済みません。委員長の御配慮、ありがとうございます。

それから、ちょっと個別のお話にも入りたいと思いますけれども、これはまあだれも気がつくところですから、この十一項目の限定ということとでございませうけれども、これはだれがどう判断するんですか、いろいろありますけれども、ここに入るかは入らないかは。

○熊代議員 何度かお答えしているところでございますけれども、法の支配でございますから、法律に書いてあるところに従いまして所轄庁が常識の範囲内で、コモンセンスで判断するということがすなわ。そういうことでございまして、それはあ

らゆる法と同じでございます。あらゆる法と同じ、コモンセンスで判断していただく。所轄庁でございませう。

○河村(た)委員 コモンセンス、コモンセンスと言われますけれども、これは何ですか、これから、基準もなしで、どなたかがぼつと入るから入らないかと、こう来るわけですか、これ。コモンセンスですか、これは、知事か経企庁の。

○熊代議員 団体委任事務でございまして、経企庁も所轄庁であり都道府県知事も所轄庁であり、形式上は対等な立場にございませう。

ただ、国の機関としまして、一般的に情報を提供するときとそういう義務はあると思っておりますので、経企庁さんがいろいろと情報提供をされるだろう。それから、各都道府県もお互いに情報提供をする、国の経企庁さんにもその情報が集まるということがあるであろう。そういう情報交換、そしてまた立法過程に関する情報交換等を通して、全国的にはほぼ似通ったコモンセンスでの解釈が成立するであろうというふうに考えておるところであります。

○河村(た)委員 きょう午前中もちょっと、会もありましたけれども、これは具体的な会でございませうので余り言うとかぬかもわかりませんけれども、例えば臓器提供者情報センターなのですね、こういうのは、これどうなりますか。厚生省のオソリティーでございませうので、熊代先生、臓器提供者の情報センターなのというのは。

○熊代議員 具体的案件でございませうから所轄庁の判断ということになりますけれども、臓器提供情報センターをNPO法人がやるわけでございませうね。ですから、別表の十一ある中の一号の、保健医療の推進に関する活動でございませうか、それに該当するかどうかを判断する。それを目的として、その一環でそれをやるのだということならば当然入ってくるのではないかとこのように思いますが、それは具体的に所轄庁の判断ということを繰り返して申し上げます。

○河村(た)委員 ここが臓器移植法案を推進しか

けると、どうなりますか、これは。

○熊代議員 だんだん神問答も複雑になってまいりましたが、そこが臓器移植法案を推進したらどうなるかということでございませう。

それは、要するにそれが保健医療の推進に関する活動であるというふうに団体が判断されてやられるならば、それは常識的に見てもおかしいことではないのではないだろうか。反対される団体がある、保健医療活動の推進という一つの環としてやられる、それはそれぞれの御判断があるわけでございませうので、その一つ一つの判断に、この判断はおかしい、この判断はおかしいとして介入するものではないと思いません。

一般的に、保健医療の推進に関する活動ということに該当すれば、十分NPO法案としての資格があるというふうに法の解釈としては思いますが、具体的にはそれぞれの所轄庁が判断されると思ひます。

○辻元議員 ちよつと補足させていただきます。

まず、各運動、市民の活動をしているところが、自分ほどれに入らうかと考えるのが手順です。ですから、その自分が起こしていらっしゃる活動について、どれかなとまず考えて御判断していただくということになります。ですから、あなたの方でこれだと思つたら、それに對して、いやあなたの方でこれは違うではないか、こうではないか。その団体がうちはこの活動に入っていると言われているわけですから、まずそれが第一義的にこの法の運用の適用の範囲ということになるわけなんです。

それから、先ほども私申し上げましたけれども、この法案では、いろいろな施策については禁止事項がございませうので、それは自由にできます。ですから、それぞれの活動はどれかということを決めていただき、そしてそれがさまざまな施策の推進、支持、そして反対であったとしても、これはその法律に合致しないというわけではないのです。

ですから、もしも恣意的にどなたかが、所轄庁

とかが恣意的に判断して、何かちよつと困るなというようなことをしたら、そちらが法律違反になるというところを明確にうたっておりますので、そのように解釈してほしいと思います。

○河村(た)委員 いずれにしろ、入るから入らないかはチェックするということですね、目的は。これは自民党です。

○熊代議員 法律の規定に基づいて、法律の規定に縛られて判断するというのは当然でございませう。

○河村(た)委員 許可というのじゃないですか、そういうのは。

○熊代議員 だんだん法律解釈の神問答になりましたのであれでございませうが、許可というのはいくつかの裁量の許されている法律行為じゃないでしょうか。ですから、許可という場合に、これは公益の増進に当たるかどうかということをはかり自由にするということですね。やつてはいけないうのだけれども、許可でやる。それから、認可というのが少し緩やかになりまして、羁束裁量というのか、羁束というのとは法文で縛られているという意味で、法文で縛った裁量、裁量の余地が少なくなる。さらに認証になりますと、私どもの言葉遣いの認証でございませうけれども、もう非常に明確に法律に要件が書いてある。

その法律の要件に該当すれば三カ月以内、まあ公示期間一月と書いてありますけれども、プラス三カ月以内で認証しなければならぬということとでございませうので、非常に自由裁量の幅は少ない。けれども本場にこれ合っているかどうかというの、それは常識の範囲内で判断しなければならぬというところでございませう。

○河村(た)委員 そうしたら、女子大生の雇用を考える会なんてどうですか、これは。

○辻元議員 その団体の人がどれにお決めることになるかというの、私はなかなかここで答えにくいのですけれども、もしも私がその団体を運営するとして、女子大生の雇用ですから、十番の「男女共同参画社会の形成の促進を図る活動」にびたつ

とはまるのではないかというふうに思うのですけれども、いかがですか。

○河村(た)委員 まあ、そういうところが、また雇用の促進法というのありましたね、そういうことをやりかけると、これはまた政治がいいかどうかというところになってくるわけでしょう。まあいいですよ。

それから、例えば北方四島の返還を求める会はどうですか、これはどうですか。

○熊代議員 北方四島の返還を求める会では、一から十一号のいずれにも該当しないのじゃないだろうかということでございますね。ですから、一から十一号に該当する仕事を主たる仕事として、その従たる仕事としてそれをするならば入るけれども、主たる仕事はそれだけであるということならば、一から十一号の中に入らないという解釈だと思います。

○河村(た)委員 国際協力とは言えませんが、これ、先ほど言われたから、私は国際協力でしょうと、北方四島、これはだめなのですか。

○熊代議員 国際協力を目的としてその一環としてやるというなら、当然入ります。

○河村(た)委員 こんなことを延々とやっておつてもしょうがないぐらいのことはわかっておることで、こんなものは。

だから、どういうことかというところ、入るか入らないかが問題ではなくて、これは多分経企庁になります。知事はそんな境界事例はもうやめてくださいと言いますよ、必ず。これは経企庁長官が要するに判断するわけですよ、いいのか悪いのか、これ。こういうのを許可というのですよ、目的チェックをすることを。それで、政治をやっておつたらいいかどうか、宗教はどうですか。政治なんて、みんななってくるじゃないですか。政治上の主義と言っていますけれども、プライバシーを守るというのは政治上の主義なのか主義でないのですか、どっちですか、例えば、これは、熊代さん、どうですか。

○熊代議員 政治上の主義というのは大変限定されておまして、いわゆるイズムと言われるものでありますから、民主主義を守るとか共産主義を守るとか、そういう体制のあり方の根本にかかわるようなものを政治上の主義にすることと申しておりまして、政治上の主義の推進することというところは政治上の主義というのに入っておりません。施策を推進する活動は自由によつてください。ただ、イズムを実現する活動というのは政治活動そのものではないだろうかということ、一応除外してあるということでございます。

○河村(た)委員 じゃ、地球環境を守る、どうですか、地球環境を守る。緑の党、これは何ですか。

○熊代議員 法案が成立する前から都道府県知事になったような心境でございますけれども、いろいろと。

地球環境を守る活動ですね。地球環境を守る活動というのは、五番に「地球環境の保全を図る活動」というのがございまして、その項目に該当するとして申請されれば認められるんじゃないんですか。

○河村(た)委員 政治上の主義でもあるんじゃないんですか。

○熊代議員 ここに言っております政治上の主義の概念に入りません。この解釈は、法令用語上の検査もやっております、いわゆるイズムと言われるものでございまして。

○河村(た)委員 私が言った人だけ答えてください、時間がありませんから。

民主憲法を守る会というのはどうなります。熊代さんやつてください。

○熊代議員 民主憲法を守る会というのは、それが入るかどうかというの、頭から排除されるかどうかという話ですね。政治上の主義主張に入るかどうかという話ですね。

先ほど申し上げましたように、民主憲法を守るというのは、それは民主主義を守るというふうに言っているかわかりませんが、イズム

ムだけをやるならだめだし、そうじゃなくて、一般的な施策を推進するんだというふうなことでございましょうから、いずれにしましても、この十一項目に入る、十一項目の市民活動に入る目的を掲げてやっていたかどうかということで、それがあつたらやらない活動だということにはならないというふうに思います。

○河村(た)委員 ですから、こんな例を挙げれば切りがないですけれども、とにかく、認証という言葉は、まことに申しわけないけれども、うそという言葉を使ったとせつかつく法律に対して申しわけないのを使いませんけれども、認証ではないですね。法制局、どうですか、認証という言葉でいいですか。

○早川法制局参事 認証という言葉は、これは、ある行為が法令に適合しているかどうかということとを審査し確認をしてその判断を表示する行為であるというふうに一般に使われております。

この法律案に即して申し上げますと、設立の認証に關しまして、十二条におきまして、「所轄庁は、設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。」それから「当該申請に係る市民活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。」当該申請に係る市民活動法人が十人以上の社員を有するものであること。」という要件に「適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならぬ。」ということになっておりますので、その意味で認証であるというふうに理解しております。

○河村(た)委員 そんなこと言っているんですか、本当に。なかなか苦しいところだと思いませんか、十人以上に入るから入らないとか、そういうことはいいですよ。しかし、目的限定で、これが入るか入らないか、政治上の主義になるかならないかとか、こんなのは内容に立ち入らないとわかりませんか、そんなのは内容に立ち入らない主義とわかるんですか、書面で、いやいや、いいです。

そういうことでございまして、私、これは實際

上は、本当に、経企庁経企庁と言つて悪いんですけれども、役所の恐ろしい裁量権ですよ。どうでも判断できますよ、申しわけないけれども、もしもこういう列挙をするんだら、アメリカ法でも、そうすけれども、アメリカ法のいわゆる(3)団体の場合、やはり列挙になっていまして、慈善団体とあるんですね、その中には、だから非常に、制限列挙のように見えますけれども、包括的に読める規定が入っているんですよ。その慈善団体とは何かというのをずらつと並べてやっていますけれども、だから、原則的に入るようには、その他公益ですね、言ってみれば、そういう規定を持っています、これは。

それで、公益かどうかはチェックします。例えばカラオケの会とか釣りの会とか、これはちょっとだめでしょう。やはり社会的利益のためにみんな活動している、こういう団体かどうかは見ますよ。だけれども、申しわけないけれども、今の与党さんの案、これは実際ワークしましたら、みんな知事がギブアップしますよ。それで全部国に上がつてきて、政治、宗教、十一項目、これ見ますよ、全部。こういうふうになりますよ。それしかできないんだもの、こんなの。例を挙げるのはやめましょ、そんなことでございまして。

それから、経企庁はこれ所轄庁ですけれども、僕は縦割り論者じゃないんだからこれは別なんですけれども、例えば、何ですか、これ、保健福祉は厚生省ですか、社会教育は文部省ですか、町づくりは、何ですか、これ、建設省か自治省かでしょ、今のは、今のは、私は役所論者じゃありませんから、そういう縦割りがいいと言つておりませんが、これは、経企庁はスーパー官庁になるわけですか、今度は、ちよつと経企庁、ます。

○井出政府委員 経済企画庁は、政府の各機関が行う経済政策を総合調整をするというふうな役割がございまして、そういう中で、国民生活行政など各省庁の枠を超えた横断的な行政を担当しておるわけでございます。そういう中で私どもにこの認証をやれということではないかというふうに理

上は、本当に、経企庁経企庁と言つて悪いんですけれども、役所の恐ろしい裁量権ですよ。どうでも判断できますよ、申しわけないけれども、もしもこういう列挙をするんだら、アメリカ法でも、そうすけれども、アメリカ法のいわゆる(3)団体の場合、やはり列挙になっていまして、慈善団体とあるんですね、その中には、だから非常に、制限列挙のように見えますけれども、包括的に読める規定が入っているんですよ。その慈善団体とは何かというのをずらつと並べてやっていますけれども、だから、原則的に入るようには、その他公益ですね、言ってみれば、そういう規定を持っています、これは。

これは法制局、大変ですよ。これは民法より広い法律をつくっちゃったことになりますよ。どうで

すか。

○熊代議員 繰り返し御答弁申し上げているところであるが、また、町立主三の十二分二厘の里解の

上で、やはり師匠譲りの物すごい政治的センスを発揮していらつしやるのだと思いますけれども、

私どもは、公益の範囲内にとどまってやっており
ます。公益を公益ということで裸で規定しない

で、不特定多数の者を対象として次の十一項目を推進するものは当然公益の範囲内に入るというこ

とで解釈していますので、自由裁量の余地を少なくしているのが十一項目とその柱書きであるとい

完全に公益の範囲内にとどまっているところがございます。

○河村(た)委員 それは、先ほどの話はちよつとしつかり訂正しておかなきゃいかぬですけれども

ね。私どもは地域限定とすぐと言われますけれども、それは全く間違っております。

今もいかにそうだとすると、公益は同じなわけです。僕はちよつとどうも釈然とせぬのですけれども、どうも自民党は、そこは公益と共益がま

ぎっておるのではないかという気がして、それはいいように見えませうけれども、それをやります

と、実は法律の仕組みが変わってきますから、後の税のシステムをつくるのが非常に難しくなる、

それから残余財産の分配等の法制度の仕組みがこれでもまた非常に難しいということで、これはやや

そうなりますと、判断は、与党案のように目的を子エックして行く、政治、宗教を子エックして

いくのと、私どもは、地域に基盤があるかどうか、基盤があるということは、これは海外活動も

やっていたいわけなので、ただ、それをフィードバックして、例えば県民の人に会報を発行した

り、それからシンポジウムをやったり、そういうことをして、その県の人たちが喜ぶようにしても

111

すけれども、そういう法律なんですよ。いわば地方分権法なんですね、これは。

まあ、NGOの方についても、シンク・グロバリ、アクト・ローカリーというのがありますがね。そんなことで、現実的には海外で活動されておられる方も、やはりみんな地元である程度やっていかないとお金も集まりませんし、そういう法律でございまして、どうもそこがちよつと、そこはしっかりと訂正しておいてください、限定と言われしたからね。限定ではない、地域基盤ということでございます。

それから、県に事務所が一つあって、日本じゅうでぐるぐる活動している、主たる活動が県外にあるという場合、これはどういうふうに、知事ではないんですか、これは。

○熊代議員 法律の要件が、同一都道府県内に事務所がある、ほかの都道府県にはないということでございますから、たとえ海外で活動しようとも、都道府県知事の認証で足りるということでございます。

○河村(た)委員 これはむちゃとしか言いようがないんでね。これは欠陥法で、多分僕は直すことになる——欠陥と言うと御無礼かもわからぬで、直すことにはなるとおもいますよ。

二県以上に事務所があれば経企庁長官で、それで海外に事務所があつて結構だとか、ないし、事務所が県内に一つだけで、日本じゅう、事務所はないけれども、主たる活動は県外にあるのが、なぜ知事ができるんですか。

○熊代議員 既に御説明申し上げましたように、宗教法人法でそのような割り切りをいたした。活動自身は一県内にとどまっているかというのは、なかなかチェックできないわけですね、常時ついて歩くわけでもありませんから。ですから、その活動の規模の大きさ、全国的な規模なのか都道府県規模なのかということは、一応のメルクマールとして事務所をチェックするということでありまして、活動は、むしろ一々チェックしないで、事務所が一県内であれば、全国、全世界で

いいだろうと。

基本的に、これも繰り返しになりますけれども、要するに、情報開示で国民の監視のもとに置いていく、それが第一義の法人の監視でございまして。非常に悪いということが明白になったときにだけ行政庁が関与するわけでございますから、それで十分対処できるというふうに考えているところでございまして。

○河村(た)委員 なるべく監督をしないなんというののあたり前のことでございましてけれども、やはり事務所一つだけで、多分そのうち法案を直されるのではないか、僕はそんな気がしております。もう時間ありませんから、最後にさせていただきます。

何遍も繰り返し申し上げて本心に申しわけないのだけれども、これはいろいろな考え方がありまして、何と私の言っておることだけがいいわけではなくて、ここで本心につくった方がいいのかどうか、かもわかりません。しかし本心に、特に自民、それから民主さんも、市民が主役、こう言っておられましたけれども、こへ行ってしまったのか。市民が主役なの社民党さんも、市民のきずなはこへ行ってしまったのかということですね。やはり主役というのは、人間生活というのは、何遍も言いますけれども、ある程度活動資金という経済基盤もしくかりしておるのを主役というのであって、単に行政の手伝いをしたりするというのを主役というのではないのですよ。

だから、多分皆さんは、とりあえずまず行政下請法案であろうがここでつくって二、三年後にまたやればいいではないかと思われておるかも知れませんが、先ほど、何遍も繰り返しますけれども、非常に危険な状況ではないかと僕は思っております。そんな危険を冒すのだったら、今からもう一回組み直して、特に自民の方、やはり一番大きい政党ですから、自民党の中に、寄附金控除というのは実は脱税を減らすためにあるのだということを皆さんで手分けして十分に説明

に回れば、新しい時代は意外と近いところに来るのですよ。自民党の方はわかっていますよ、自由主義をやっているのだから。ただNPOの説明がなかっただけなのです。

だから、私は最後、そのことだけ一つ皆さんにお願いしまして、繰り返しますけれども、特に自民党の皆さんにはぜひ立ちどまってもらいたい。もう一回またメンバーを組みかえて、本心にNPOの自立、特に経済的自立、ここをしっかりと踏まえた法案と一緒に力を合わせてつくっていきたい、そんなふうにして思っております。

○伊藤委員長 次に、金田誠一君。

○金田(誠)委員 民主党の金田誠一でございます。私も、このNPO法案作成に関与をさせていただきました。私も、これは大変面倒な法律だなという思いをつくづくいたしているところでござい

す。本来であれば、民法三十四条を改正をして非営利法人一般法という形で立法をすれば、民法とのすみ分け規定も不要になる、あるいは役所の認定、ある意味では役所によるコントロールといたしますが、懸念されるそういうものも不要になる。本来の姿としては、民法改正を伴う非営利法人一般法の制定、これが必要なのだなということを、この間法律をつくる作業と一緒にさせていたいただいて痛感してまいりましたところでございます。

先ほど来答弁の中でも多少触れられてはおりますけれども、三年後の見直し規定というものがございまして、その中でこうした非営利法人一般法についての検討も加えられていく、私どもはこのように考えているわけでございますけれども、これはいかがなんでしょうか。三党共同提案の中で、それぞれ政党ごとに多少度合いが異なるものなのかもしれない。政党の立場、党内事情等々によつて異なるものかもしれないけれども、私どもとしては、本来あるべき姿として、民法改正を伴うこの非営利法人一般法、それに向けてこれから見直しの三年後を含めて努力すべきもの、

こう考えておるわけですが、これにつきまして、熊代さん、辻元さん、それぞれ御見解を伺いたいと思うわけですね。

○熊代議員 委員御指摘のように、民法は営利法人として非営利公益法人を定めてございまして、非営利でありかつ非公益である、例えば互助組織のようなものについては全く定めておりません。

そういうことでありますから、非営利かつ非公益を含めて一般法をつくるということは、百年続いた民法の制度をここで思い切つて変えるということでございます。それはそれなりの手順とそれなりの準備とそれなりの時間、資源が必要であらうということでございます。我々は、とりあえず民法の公益法人の範疇の中にとどまって、その中の特別法ということで、国民生活、市民生活に影響の多いところを簡易な法をつくるということにしたわけでございます。

それとともに、非営利法人一般法で準則主義にするということになりますと、これは英米の一般のことでございまして、これも既に申し上げたところでございまして、これも既に申し上げたところでございまして、寄附金もお布施もすべて原則課税になるわけですね。会費も課税になる。そうなりますと、今は人格なき社団でもあるいは宗教法人でもその他の公益法人でも寄附金も会費も全部原則非課税であります。これまで公益法人に適用された大原則を完全に改めるわけでございますから、これはまた大作業ですね。既存の宗教法人等本心に反対される面もあると思ひます。ですから、そういう根本論をしていたならそれは相当な時間がかかるであろうということでございますから、こういう法律をともに出させていたたくというところで出したわけですね。

税につきましては、申し上げましたように公益法人並みあるいはそれプラスアルファというのがまず一つのステップでありまして、もう一つは、根本論もやる、そういうのは二次ステップですね。「三年以内」という中にその両方が含まれて

いるだろうかという事です、**「三年以内」**というの、限定して何を検討するか書いておりません。それは両方とも含まれていると思います。ただ、私の個人的見解としては、その二つを分けて検討した方が非常に生産的であるというふうに考えているところでございます。

○**辻元議員** このたびの提出した法案につきまして、附則に三年の見直し、先ほどから何回も出ています。この中に今金田議員が御指摘の非営利一般法制定に向けての検討というのも入っているというふうに私は理解しています。ただ、これは私たちだけの力ではできませんので、多くの議員の方と議論しながら進めていきたいというふうに考えております。

○**金田(誠)委員** 熊代先生おっしゃるように、民法をいじるとなると、この原則課税という問題も含めて大変膨大な作業になる。しかし、NP法も市民の要望が大変強いわけでございますし、一刻も早くという御要望でございます。抜本的な非営利法人一般法なりあるいは税制優遇措置、これまた現行公益法人税制との整合性をどう確保するか等々、そう短兵急にできるものでもないというのを考えますと、差し当たってどうしても必要な最低限の法整備ということからすれば、今回の民法三十四条のすみ分けによる市民活動促進法の制定ということは時宜を得た判断である、こう思うわけでございます。

しかし、そうはいっても、今後の方向づけみたいなものももう少しはつきりすることによって、NP法運動に携わっている皆様も将来の展望がより開けてくるのではないかと。民法改正なりあるいは税制の優遇、それぞれ時間のかかる大変困難なものではございますけれども、その辺のところをもう少し明確に方向づけできないものかなというのを思うわけでございます。

そこで、この非営利法人一般法、民法改正を伴うわけでございますけれども、その制定あるいはこれの検討といえますか、それと、もう一つの大きな柱が税制等の優遇、この二つとも諸外国で

はもう既に常識になっているわけでございます。結社の自由に伴って、届け出制、準則主義による法人格の取得ということとは当然のことでございますし、NP法に對しては税制あるいは郵便料金なども優遇されているようにございますけれども、そうした措置が伴うのは当然のこと。

第一歩を踏み出すに当たって、民法改正、非営利法人一般法あるいは税制の優遇、セットにすることは物理的に無理であったとしても、将来進むべき方向として、例えばこの附則の三年後の見直しの文言を、もっとわかりやすく、将来はそういうことも踏まえて検討されるのだという形で修正をするというか手直しをするというか、この点について、提出者として検討の余地がないものか、ひとつお伺いをしたいと思います。

○**熊代議員** これは、委員御承知のように、大変に賛成論、反対論の激しいところでございまして、国民が支える国家でございます。国民のための国家であるけれども、その国のありようとして、税制がどうあるべきかということとは本当に大きな問題でございます。附則に、極めて抽象的な形であるけれども、前向きな雰囲気を持わせて「三年以内」と書いてございまして、これを改正しないかということになりますと、これはまた大変な議論を巻き起こすこととございます。私は、むしろ、本委員会が決意を込めて附帯決議等で、委員会が御検討いただいた方がより生産的なかなと個人的な見解を持っているところでございます。

○**金田(誠)委員** 気持ちの上では変わるものではないということの確認できたと思うわけでございます。それを法律の上に明確にするかどうかの違い、私どもとしては願望は非常に強いわけでございます。ぜひ御検討いただきたいと思いますというわけでございしますが、そういうことを申し上げて、次の質問に移らせていただきたいと思います。

次は、そういう民法とのすみ分け、民法の特別法という形で立法に伴って、これはやむを得ずすみ分け規定が必要になるわけでございます。与

党案においては十一項目別表に掲げている。それとも一つは、無報酬性といいますが、社員なり役員が無報酬性という二つの根拠を持って民法三十四条とすみ分けするという御苦労をされた立法になつていっているわけでございます。

新進黨さんの方は、地域基盤による活動ということで民法とのすみ分けをされている。これは日を改めて新進黨さんにもお聞かせいただきたいなと思つてございしますが、地域基盤によるすみ分けということでは、具体的にどういうすみ分けになつていくのか、民法法人とNP法人と一体どこのように異なつてすみ分けられていくのか、日を改めてこれはお聞かせをいただきたいと思つて、これにつきまして順次お尋ねをしてみたいと思つたわけでございます。

それぞれの項目、十一項目あるわけでございますけれども、かなりそれぞれ幅広く解釈できると思つたわけでございます。先ほどの答弁でも、そのように御答弁がなされているというふうに受けとめさせていただきまして、この十一項目の中で、立法者の意図としてはできる限り広い分野の市民活動を対象にしようということで立法をされた、こう理解してよろしいかどうか。そして、それによつて、現実問題としては現在行われている市民活動の大部分はこれに該当するな、こう理解をしているわけでございますが、そういうことでよろしいかどうか、お聞かせいただきたいと思つてます。

○**辻元議員** 先ほどからたびたび十一項目出ておりますが、大多數の皆さんに活用していただきたいということとこれをつくりましたので、金田議員御指摘のとおりです。

○**金田(誠)委員** 例えば別表の一でございまして、「保健福祉の増進を図る活動」、こういう中には、「保健福祉の増進」というふうに文言上はありますが、当然のこととして、保健なり福祉に関連の深い医療も含まれる、例えば国境なき医師団とかA M D Aなどもそうなんだろうが、諸外国

で大変な医療活動をされている。この医療も当然のこととして含まれる、こう解釈すべきものと思つたわけでございますが、そんなことでよろしいでしょうか。

○**熊代議員** 保健は医療よりも広い概念でございまして、医療にプラス予防とかも含めて保健と言つておりますので、当然医療は入ります。

○**金田(誠)委員** この十一項目がどのように解釈、運用されていくのかというのがNP法諸団体の非常に強い関心事でもございしますので、ちよつとくどいようでございしますが、順次お尋ねすることをお許しいただきたいと思つたわけでございします。

二の「社会教育の推進」という項目がございしますが、これは、社会的な問題についてテーマが限定されているわけではない、テーマを限定せず、市民一般を対象として講演会の開催であるとかあるいはパンフレットの頒布であるとか、社会的な啓発活動、こういうことを行う活動であるというふうに理解をいたしますけれども、いかがなものでしょうか。

○**辻元議員** 社会教育の教育という言葉だけにしますと、これは大分議論があつたのですが、塾などありますね、高いお金取つて、ああいうことにつきましているいろいろな配慮して、社会教育としております。

最近では、生涯教育など、随分地域でも、年齢の高い方いろいろな講演会を催されるとか、そういう活動も活発になっておりますので、金田議員指摘のとおりで結構だと思つてます。

○**金田(誠)委員** この項目であと三ポイントほど聞かせていただきたいと思います。

「五 地球環境の保全を図る活動」ということでございしますが、これも、解釈によつては、地球環境、環境全般というふうに解釈できるわけでございますけれども、一般に、地球環境といいますが、オゾン層だとか地球温暖化とか、かなりグローバルな、森林の消失とか、そういうことを指す場合が多い。地域の鎮守の森を守るとか、小川

を守るとか、地域環境ということも含む幅広い環境だと理解をすれば、この五は、例えば地球という言葉を除いて、「環境の保全を図る活動」ということの修正の方がより理解しやすい形になるのではないかなと思います。いかがでしょうか。

あと二点あわせて聞かせていただきますが、六には「災害時の救援の活動」というのがございいます。これについて、解釈の仕方によっては、災害時ということですから、例えば災害が終わってしばらくたつて、例えば今の神戸の状態、これはもはや災害時とは言えないわけですが、ここにもボランティアの方がさまざまな救援活動等々されているわけがございいます。あるいはまたこれからの災害に備えて未然に訓練等と、こういうこともあるわけがございいます。もちろん、その解釈として、災害時の救援ということであるから災害時だというように限定的な解釈ではなくて、例えば災害に関連する幅広い、災害後、災害前も含めた後援、調査研究等を含む、そういうものであるという理解をいたしておりますが、それでよろしいかどうか。

あわせて、九に「国際協力の活動」ということがございいます。これは、先般来、河村たかし先生の方からいろいろ私、個人的に御指導もいただいておりますが、国際協力ということかなり限定的なものである。これが国際理解の増進とか国際交流ということになると幅が広がるんだということも御教授はいただいているわけがございいます。

ここで言う「国際協力の活動」ということは、そのような限定的な解釈ではなくて、国際交流、国際貢献を含むあらゆる国際的な形態の活動というふうな当然のこととして理解をするわけがございいますけれども、それでよろしいかどうか。

以上、三点でございいます。

○熊代議員 地球環境の保全でございいますけれども、砂も地球のかけらなんだよとかいう歌もあります。そういう意味ならばあらゆる環境が入るようにも解釈されますが、いろいろ御指摘がありまして調べたところでは、やはり地球環境といえ

ば、公害対策基本法などでは地球上の非常に広範な部分にわたつての環境問題ということになっております。

そういうことでございいますから、委員のお話でございましたように、この委員会での御審議を踏まえて、より広く環境問題が入るような修正ということも弾力的に考えたいと思っておりますところでございます。

それから、「災害時の救援」というのは、そのときに限らない、その後も後もすべて含む。それから、国際交流は、二国間の交流がすべて入るわけがございいます。援助という先進国、後進国というふうなことになると思いますが、先進国同士の交流も入る、すべて入るということで、委員御指摘のとおりでございいます。

○金田(誠)委員 十一項目の解釈については了解をいたしたいと思ひます。よく理解ができました。

次に、第二条、定義でございいますけれども、民法の特別法ということにございまして、公益ということがどうしてもついて離れない。その公益の解釈としては「不特定かつ多数のものの利益の増進」ということになるのだそうでございいます。

そこで、第二条にもそのように明記されているわけがございいます。この不特定多数の解釈、これもまた先ほど来取り上げられておりますけれども、改めてひとつお聞かせをいただきたいと思います。

といいますのも、実は今、介護保険法が成立間近、こう思うわけがございいます。この中でも、在宅介護サービスを提供するボランティア団体なども、法人格のあるなしによって、介護保険法の適用もかなり違ってくる。そういう、NPOに期待をしている向きもあるわけですね。NPO法の本来の目的の一つでもあるかと思うわけがございいます。

官に頼らず、本心に自立をして、介護だろうが何だろうがみずからやっていく。それには当然正当な報酬が、寄附金なりあるいは介護保険の場合

は診療報酬、介護報酬というのでしようか、そういう形で対象になるということが、NPOの発展の上で極めて重要なことだと思ひわけがございいます。

ところが、介護サービス提供団体は、労働法制との関係もあるというふうには聞いているのですが、労働者派遣法とかそういう関係の絡みもあつて、便宜的に会員制という形をとっているということなのでございいます。

そこで、この会員制の解釈が実際どうなるのかということが改めて聞かれるわけがございまして、実際問題、非常に心配事の対象になっているわけがございいます。

そこでお尋ねをしたいわけがございいますけれども、会員制の市民団体の場合、どこまでが法人格の付与がされて、どこからされなくなってくるのか。先ほど来の御答弁では、会員制だからといって直ちにすべてだめというわけではないということまでばかりでしたが、その辺につきましての考え方を伺ひたいと思ひます。

○熊代議員 先ほど他の委員の御質問にお答えしたとおりでございいますけれども、会員制の要件が非常にエクスクルーシブにほかの人を排除するという要件であつてはだめだということがございいます。

例えば入会金千円とか年会費三千円とかいうのも申し上げましたけれども、そういう一応だれでも入れるような要件でありまして、しかしやはり会員制というのをとりたいたということ、一般の方々を排除する趣旨でないということが明白なものである場合は、会員制であっても差し支えないというところでございいます。

○金田(誠)委員 具体的な例を挙げればその都度の判断ということになるのかもしれないけれども、例えば、非常に低廉な価格で一応会員制という組織をやっている介護サービス提供団体であるとするは、介護サービスの提供を受ける際にその場で会員登録手続などができるというような場合

などはいかがなものでしょうか。これもケース・バイ・ケースということになりますでしょうか。

○熊代議員 あらかじめ会員でなければならぬという条件ではなくてその場でも会員になれるということは、会員になることが非常に容易であるわけがございいますから、他の条件が同じであれば、その場でも会員になれる方が、より不特定多数ということに近いと思ひます。

○金田(誠)委員 例えば舞台芸術などを鑑賞する団体、文化鑑賞団体でも申しします。こうした団体も会員制をとっている場合が多いわけがございいます。この場合は、恐らく福祉サービス団体と同じように、ケース・バイ・ケースで判断されるということにはなりましようけれども。

これは全く例えは話でございいます。会員制で行っている文化鑑賞の事業を、本来事業ではなくて収益事業ということに位置づけをする。そして本来事業としては文化の普及、舞台芸術の振興ということ、例えば後援会であるとかパンフレットの発行とかさまざまな公演の紹介とか、そういうことを非営利でやる。一方で、会員制で行っているものについては収益事業であるという形なども可能だと思ひますが、いかがなものでしょうか。

○辻元議員 収益事業の場合は、問題は全くありません。

○金田(誠)委員 不特定多数のところは、これまた十一項目と同じように、各団体は非常に心配をされている。せっかく期待をして、NPO法ができ、しかし自分のところは対象になるのかどうか。このことは、民法の特別法であれば、新進黨案でも同じことが言えるのだらうと思ひわけがございまして、これはまた次の機会にも少し掘り下げさせていただきたいと思ひわけがございいます。

それと、民法とのすみ分けの要件としての無報酬性ということにございいます。役員と社員の両方の無報酬性。

役員総数の三分の一以下、社員総数の三分の一

以下、報酬を受ける者がこうした数に限定をされているというところでございますけれども、こまめに厳格に無報酬性を要求することはないのではないか。十一項目というすみ分けが一方にあるわけでございますから、せいぜい役員のみにとどめることでも成り立つのではないかと。社員まで含めると、その無報酬性を証明する社員名簿の提出などということに運動してきて、現実の市民活動にそぐわないのではないかと、こう思いますが、いかがなものでしょう。

○熊代議員 この規定にありますが社員は、これは社団でございますから社員と言っているわけでございますが、社員総会などに出席して議決権のある社員ですね。そのほかの人たちは一般の会員とかそういう名前になると思いますが、それから役員ということでございます。

御指摘のように、ボランティア性ということ、三分の一を超えては報酬を受けてはいけないという規定を入れたわけでございますけれども、役員については、確かに営利を目的としないものでございまして、確かに配当ができませんね。収益事業などで得たものを一般会計に入れて、それが配当できないわけでありまして、そのかわり、役員が全員高給を取っているとかそういうことになりまして、確かにボランティア性というのは非常に少ないということでございますので、役員の方は堅持する必要があると思っておりますが、社員についても一応そのように考えたわけでございますが、他の法人制度というふうに比べてみますと、ちょっと厳しいかなという感じもしております。

御指摘を受けまして、委員会の総意であれば、これも柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

○金田(誠)委員 次に移りたいと思っております。

第十条でございますが、設立の認証に当たって提出をする書類が列記されております。その中で、「各役員の就任承諾書及びその住民票」とい

う記載がございまして。在日外国人の方あるいは海外に居住する外国人の方を含めて、日本のNPO法人であっても外国人が役員に就任をするということは当然あり得るんじゃないかと思うわけでございますが、この「住民票」という限定した記載であっては、外国人の方には住民票はないわけでございます。外国に登記簿などになるわけでございますが、その点の考え、外国人の就任ということも想定されているとすれば、この辺のところの、それに合わせた記載の仕方ということになつてくるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○辻元議員 この法律をつくりました折は、さまざまな、例えば架空名義で登録されたり、そういうことがあつては困るなという意見もありまして、本人の確認ができるものということでこのような記載になりました。

しかし、今議員御指摘のように、外国人が役員になっていくというふうな組織も日本にたくさん出てきているという実態も私たちはその後把握いたしました。ですから、外国人の方、日本の内外、役員になられる方も積極的に参加していただくのもいいかと思っております。そういう方々の参加に際してはそれに相当するような書類の提出というふうなことを考えていってもいいかなというふうに、検討させていただきたいというふうに思っています。

○金田(誠)委員 ありがとうございます。

次に、宗教活動についての記載がございまして。第二条でございまして、宗教の教義を広く、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。これがNPO法人の条件になっているわけでございます。

これについて、宗教系のNPO、キリスト教、仏教、多々あるわけでございますけれども、そうした団体からは大変心配の声が上がつてございまして。実は、私も、この規定がなくてもNPO法全体としては何ら問題はないんじゃないかという

思いもございまして。しかし、立法者がこうした記載をされているということについて、現実にはさまざまな心配がされているわけでございます。この点、何を具体的に想定されているのかということについてお伺いをしたいなと思うわけでございます。

推察をいたしますと、この記載の仕方は、宗教法人法の記載とはほぼ同じでございます。宗教法人法は、これは宗教法人であるということで、祭祀を行う神社仏閣等でしたか、それを保有するものが宗教法人となれるということでございまして、札所施設等を持たないところは宗教法人とはならないわけですね。

その辺のところのすみ分けといいますが、宗教法人法とのすみ分けを意図したもののかな。宗教系、キリスト教系、さまざまな宗教系の団体、宗教の精神を基盤として、バックボーンとしてNPO活動を行っている。当然活動の一部としてそうした宗教に基づく儀式等も含んでいくということとは問題はないんだということを明確にしたいだいて、心配を解消していただければありがたいと思っております。

○熊代議員 委員御指摘のように、「宗教の教義を広く、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする」というのは、宗教法人法に掲げられている定義でございまして、宗教法人法も民法の特別法でございまして、民法とのすみ分けで、目的のすみ分けをしている。

ですから、この法律もすみ分けるわけでございますから、宗教法人法と区別してのすみ分けという趣旨でこれを規定しているわけでございます。宗教活動を特に排除するとか、宗教活動というのは市民活動になじまないという趣旨ではないかともございまして。そういう抗議も世界的な団体からいただいておりますけれども、そういう趣旨では全くございせん。

それで、境内建物があるものでないと宗教法人法の、あれはまさしく準則主義でございまして、これだけ宗教法人法のようにやわらかい、やわらかいという表現が適当かどうかは別として、やわらかい法人はないわけですね。それに準ずるのがこれでございます。一年目はほぼこれと同じでございますが、一年を過ぎると、もう裁判を経なければ認証を取り消さないという、もっとやわらかくなっております。

宗教法人法で、境内建物のないものはどうするかという問題は確かにあるわけでございますが、それは宗教法人法で定められていることでございまして、もしもそれとやわらかい、簡易な法人格制度をつくるべきならば、これは、宗教法人法は改めるべきであらう。そういうことで、すみ分けをさせていただいたものでございまして。

それから、団体に何々宗何々法人というお名前をつけられることはいささかも差し支えございせんが、申し上げましたように、何々宗の人でなければ会員にはならないとか、そういういわゆる不合理な限定をつけてはいけないわけでございますが、主が何々宗の方であつて、そのほかの方々もどうぞということになっていけば、それは問題ないわけですね。

それから、宗教的行事は、従たるものであれば行つて差し支えないということでございますから、実際上いささかも差し支えないというふうに思っています。

○金田(誠)委員 わかりました。

この宗教に関する条項の次に、「政治上の主義を推進し」という条項が連なっているわけでございます。第二条第二項第二号の口でございまして、「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする」というものは、これは認証外になってしまうわけでございますけれども、その解釈でございまして。

先ほど来も主義と施策の違い、既にもう明らかになったかなと思っておりますけれども、繰り返しになりますが、確認をさせていただきたいと思っております。特定の政策を提言をし、これを目的とするという活動は、この規定による「政治上の主義」ということとは別だ、含まないというふうに理解を

していかどうか、再度確認をさせていただきます。

また、時の政府の政策と必ずしも同じではない政策、時の政府の政策と異なる政策を掲げて活動する団体も当然あるかと思いますが、そのような団体であっても、この法律の要件、十一項目であるとかさまざまな要件があるわけですが、この法律の要件に適合すれば法人格を当然のこととして取得できる、こう解してよろしいかどうか、改めて伺います。

○辻元議員 この部分は、この案をつくるときも随分議論してきた部分ですので、正確にお答えするために、私たちがこの提案者と、そして法制局の皆さんのお知恵もかりまして、一文つくってありますので、これをしっかりと読ませていただきますので、御確認ください、間違えると大変ですから。

「政治上の主義」とは、政治によって実現しようとする基本的・恒常的・一般的な原理・原則をいい、自由主義、民主主義、資本主義、社会主義、共産主義、議会主義というようなものがこれに当たる。この政治上の主義と政治上の施策とは区別されております。ですから、政治上の施策の推進、支持、反対を主たる目的とすることは禁止されておりません。この政治上の施策とは、政治によって実現しようとする比較的具体的なもの、例えば公害の防止や自然保護、老人対策等というものと解されております。

なお、主たる目的とするものではあつてはならないと規定されておりますから、政治上の主義の推進等であっても、これを従たる目的として行うことは禁止されております。

それと、今御指摘の、さまざまな政策を提言していく、これは今いろいろな市民活動の中でも活発に行われていることで、これは施策に当たりますので、できるというふうな解釈です。それから、その施策に対する政策提言が、どのような立場であっても、この法律によって制限されるものではないというふうに確認できます。

といえますのは、やはりさまざまな、これだ、え、心配やなという声も、この中にもいてはるかもしれない、ええんかいなど。しかし、例えば公害とかいろいろな問題がありました。その中で、被害者の方の声を新しい省エネ社会につなげた環境を考へるきっかけになりましたので、そここのところはかなり議論をいたしまして、そこも含み込んで、これは新しい市民社会をつくっていくという法律で、目指しているというふうな提案者の方では提案しております。

ですから、これが非常に運用されるということではないと考えておりますし、いろいろな監督等もつけてありますので、それはそこで対処できると思いますので、自由にそのことはやっていただいて結構です。

○金田(誠)委員 よく理解をいたしました。

そこで、これに関連して、問題になりそうだなと思う活動を一項目だけお聞かせをいただきたいと思うわけですが、いわゆるオンブズマンという活動がございます。この間、さまざまな地域で大変な実績を上げてこられた。そういう団体が法人格取得を申請するかどうかはわかりませんが、例えば、恒常的に事務所等も保有しながらやっていかれるというふうなことであれば、もしかすれば、この法律によって法人格認定の申請をされるかもしれません。そうした場合、もちろんこの十一項目のどれかに該当するという前提は当然のこととして、その該当する分野における行政の監視、提言団体オンブズマンというものが申請をされたら、これはいいかです。うか。当然、施策の推進、主義ではなくて政策、施策の部類である、こう思うわけがございます。

したがって、十一項目に該当する分野における行政活動の監視、提言を目的とする団体であれば一般的には認定される、具体的にみた場合はまたこれは具体の判断ということになります。一般論としてはそう考へてよろしいございますでしょうか。

○熊代議員 具体的なことは、具体的なその都度

その都度の判断だと思いますが、一般的に、例えば保健福祉を推進する活動をする、その一環としてオンブズマンをやるといふのは、当然保健福祉の推進活動になるわけがございますから、そういう趣旨で、オンブズマン活動そのものを取り出して、監視だけしかやらないのだというのとは範疇に入りませんけれども、十一項目のいずれかを推進する活動というものは当然認められるわけがございます。

○金田(誠)委員 ありがとうございます。

先ほど十一項目のところであわせて聞いておいた方がよかつたかなと思うのですけれども、例えば、最近、NPO支援センターというふうなNPO活動を支援する団体が各地でつくられていて、思うわけがございます。市民活動を発展させるに当たって、団体や活動のマネジメントとか情報交換、実務研修、こういうものが必要であつて、そうしたことを行う団体もこの法律の市民活動に加えるべきだ。もちろん十一項目の活動に限ってということにはなろうかと思ひますけれども、市民活動をサポートする市民活動といふんですか、そうしたのもも加えられてしかるべきだと思ひます。うか、いかがでしょう。

○辻元議員 今、金田議員が御指摘になりました活動も、非常に活発に今行われております。この十一項目を私たちが議論した折も、その活動についての議論もありました。御指摘のとおり、十一項目の市民活動を支えていく、もしくは連絡等を手伝っていく、そういう活動も支えていくことによつてこの法律が潤滑に運用されるのではないかと、皆さんの総意であれば検討の余地があるというふうに考へております。

○金田(誠)委員 ありがとうございます。

次に、設立の認定に当たりまして、どのような形でその認定という作業が行われるのかということについてお聞かせをいただきたいと思ひます。都道府県あるいは経企庁が、認定に当たって、

これは提出された書類によって認定、不認定という判断が示される、こう思つておりますが、それによろしいでしょうか。特別、実態調査とかそうしたことは伴わない、こう思ひますけれども、いかがでしょう。

○熊代議員 三カ月以内に認定、不認定を決定するわけがございます。その前に一月の公告期間がございます。原則として書類による審査ということに実態としてなろうかと思ひます。しかし、一カ月の公告期間もございますので、それ以外の情報もたらされて、それが非常に信憑性のあるものであれば、それは実態に入ることもありましようが、原則として委員の御指摘のとおりがございます。

○金田(誠)委員 よくわかりました。

そこで、次に、この認定に関連をいたしてございしますが、経企企画庁長官が登場してくるわけがございます。二つ以上の都道府県にまたがった場合、経企庁長官が認定をするということございしますが、その際、所管大臣に意見を求めることができる。という規定があるわけがございす。これは第十条でございす。「所管大臣に意見を求めることができる。」これがまた、さまざまなNPOから心配されている条項なのでございす。

それは、現在の民法三十四条、それぞれ所轄庁が縦系列で分散をしている。教育関係であれば文部省、海外で活躍するNGOであれば外務省というふうなことで、財団法人、社団法人になるに当たっては、それぞれお役所の縦割りということであつて、そのコントロールのもとにあるわけがございすけれども、NPOについてはそういうことであつてはならないのか。それぞれ役所の枠を超えて、本当に自由闊達に活動をしていただく、それであつてこそそのNPOではないかということがございす。

そういう意味からして、「所管大臣に意見を求めることができる。」この条項というのは設ける必要があるのかという疑問が出てくるわけがございす。

います。本来であれば、冒頭申し上げましたように、準則主義による法人格取得ということが諸外国を見ても本来の姿でございまして、そういう意味からしても、所管大臣の意見ということについては検討できないものかということでございます。その辺についての御見解を賜りたいと思います。

○熊代議員 所轄庁である経済企画庁長官が意見を求めることができるということで、事業所管庁からのいろいろなインターフェース、介入がないだろうかという御心配でございしますが、基本的には介入はないと思います。それは専門的な見解を求めるということでございします。

しかし、そこまで規定する必要があるのかどうか、事実上十分意見は求められるという意見もございします。そういう意見もございしますので、これもまたこの内閣委員会での御意見を拝聴しながら、弾力的に配慮してまいりたいと思います。実態的に専門的意見は徴収する、しかし所轄庁はあくまで経企庁長官であるということでございますから、そういう原則のもとにやってまいりたいと思います。

○金田(誠)委員 ぜひひとつNPOのNPOらしさを遺憾なく発揮していただくために、所轄庁がそれぞれ縦割りでかかわってくる状況についてはぜひ再検討をいただきたいと御要望を申し上げておきたいと思ひます。

次に、第二十七条の関係でございしますが、会計の原則ということで、「収入及び支出は、予算に基づいて行うこと」といういわゆる予算主義というものが出てくるわけでございします。一般の財団、社団の公益民法法人でございまして、公益法人会計原則というものがあろうとございまして、お役所の会計と同じようになり厳格な規定をされているというふうな何ってございします。そこで、お尋ねしたいのは、ここに言っているところの「予算に基づいて行うこと」というのは、公益法人会計原則のような厳密なものを要求していることではないだろう。いわゆる社団、財

団というのは相当大きい財政規模、人的配置等もある。そういうものに比べますと、NPO法人というのは最低十名からできるわけでございまして、会計予算規模等も特に要求されておられない、非常に零細な、本当にそれこそボランティアでやっておられる法人も含めて申請される、そして認証されるということが往々にしてあろうかと思うわけでございします。そうしたときに、公益法人並みの会計書類を要求されるのであつては、それに忙殺されて本来の活動ができないなどということになっては困るわけでございまして、そういう意味合いではないかという点についてぜひ御確認をいただきたいと思うわけでございします。

そして、状況に応じて臨機応変に、日本海で重油の流出といえは、もう予算があろうかなんかが飛んでいってその活動に当たるといことがNPOのNPOらしさでございしますから、そういうものを妨げるものではない。補正予算の手続がないから日本海に行くに当たっての支出ができなかったとかそんなものではなくて、まず行動ありき、その上で後にしかるべく手当てがされるのであればされる、あるいは当初立てた予算と結果の決算がかなり違う場合だってあるだろうと思うわけでございします。

そんな意味合いで、収支は予算に基づいて行うということとは、いわゆる財団法人、社団法人のような役所並みの厳格なものを要求しているものではないんだというあたりを御説明いただければ、各NPOも安心されると思うのです。よろしくお願いいたします。

○熊代議員 基本的に、私どもは、NPO法人、市民活動法人に財産要件とか人的要件とか金費要件の厳しいものは要求いたしておりません。しかし、きっちり法人を運営するといふ事務的能力はあつていただきたいというふうな考えているわけなんです。そういう意味でも、公益法人の会計原則などは関係ないんだというよりも、しっかり参考にしていただきたいというふうに思ひます。それで、確かに複式簿記でなければならぬと

法文に明確に書いてございしますが、「財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明らかに表示したものとする」というふうに三号にもはつきり書いてございしますので、これを守つていただければ、非常に小さな法人で、複式によるなくても、正規の簿記の原則によれば立派にこの三号が守れるということではございしたらば、複式簿記に特にこだわらないというのも一理あるということではございします。これも今後の当委員会での議論を通して柔軟に対応してまいりたいというふうに思ふ次第でございします。

それから、予算主義でございしますが、委員御指摘のように民法法人がそれほど予算に縛られて動けないというふうには私どもは思ひません。かなり弾力的に対応していると思ひます。

予算というのは計画でございします。それで、客観的情勢の変化に応じて臨機応変に対応できるのが市民活動法人であり民法法人であらうと思ひます。ですから、事後に、決算の前に予算を直すとか、余りそれが接近すれば決算書できつちりと対応する、しかしその間の経緯ははっきりさせておくということであれば、機動的な対応というのはいささかも差し支えないというふうに思ひます。

○金田(誠)委員 複式簿記につきましては、正規の簿記の原則ということでございしますから、複式簿記をやった方がよい法人もありましようし、あるいは、そうでなくて、役所方式の、大規模方式といひますが、要は、収支が不正がなくきちんとするということとは当然でございしますけれども、必ずしも複式簿記にこだわらないということも含めて、ぜひひとつこの辺を法律に、本来であればこの種のものには施行令というのでしようか、省令等にゆだねられる点なのかもしれせん。ただ議員立法という性格もあつて、法律に複式簿記から提出書類からすべて書き込まれていて、明確に複式簿記という記載がございしますので、ぜひひとつこの辺のところをたまたまの御答弁によつて御検討

いただきたいな、これは御要望申し上げておきたいと思ひます。

いと思ひます。

会計の原則でございしますが、役所的にまず予算を議決していただく。これは、予算の議決ということに議会の意思イコール国民の意思、主権者の意思、市町村であれば市民の意思というものが入ってくる。その市民の意思に基づいて予算を執行していくことが予算主義ということにならうかと思ひます。

役所は議会を通して間接的に市民に責任を負うという予算主義でございしますが、NPOの場合の予算主義は、あくまでも、NPO法人といへども、できることならと思ひますが、原則として計画的にということだろうと思ひます。恐らくNPOにも総会等があつて、会員、社員に対しては予算という形で承認をいただいて責任を負つていくということにはなるかと思ひますが、NPOの場合、やはり企業とかなり類似をしていて、事業計画よりも、決算として黒字を出すか赤字を出すかという結果を問われる要素が強いのではないかと。あらかじめ予算の議決がされていってそれを忠実に執行するという感覚よりも、一つの事業をやつていって結果としてどうなるかという色合いの濃い組織体、事業体であらうと思ひかけてございします。

そういう立場から、「収入及び支出は、予算に基づいて」といった記載がしやくし定規に解釈されますと、現場の段階で困つたことになりはしないかなという思いで質問をさせていただきまして、今の御答弁で理解が合つたのかどうなのか、私自身もちよつと定かではございせんが、また機会を見ながらこの辺もたださせていただければと思ひます。

時間がございせんので、あと、残つた二点をまとめて質問させていただきます。

立入検査の際の書面でございしますが、所轄庁が立入検査をする場合、相当の理由を記載した書面を市民活動法人の役員等に提示しなければならぬということになっているわけではございしますが、これについては、本来、この立入検査等々こうい

う規定自体いかなるものか。これから解散命令まで進んでいくという規定があること自体に、準則主義なんというものを踏まえて考えれば、いささか管理的色彩が強いという思いも実はあるわけでございますけれども、そういう中でも、民法の特別法ということで、ある意味ではやむを得ない面もあるということも理解するとしても、この提示をする書面を、理由を記載した書面を交付という形で御検討できないものかと思うのが一つでございます。

それから、もう一つこの評判の悪い条項がございます。所轄庁に対する申し出制度というのがございまして、四十四条、「所轄庁に対し、その旨を申し出て、適当な措置を採るべきことを求めることができる。」という場でこういう発言をしていいのかわかりませんが、市民運動団体の中ではいわゆるチクリ条項とかそういう言葉で呼ばれている四十四条でございます。これについてはひとつ御検討をいただいて、ここまでその法律に条文を設ける必要はないんじゃないかと思うわけでございまして、ぜひひとつこれについてはしるべく措置をとっていただければと思うわけでございます。

以上でございます。

○辻元議員 ます一つ目の御質問の立入検査、監督の部分です。

これは随分議論があったところで、いいますのは、私も長く何時間も議論しました。心配する側もあるんですね。市民運動をやっている皆さんは、立ち入りなんかそんな、いやあ何かちよつとでもしたらあるのやろか、それでも一つの場合は、そんなこと言っても、怪しかつたらやつぱり立ち入りせんとやな、法人格とええんからと、この両方の意見を随分いろいろな方々と聞かせながら私たち提案者の方で考えました。

その結果、現在のところ立入検査というのはあります。ただ、「相当な理由があるとき。」めつたやたら、何かちよつと言われたから役所がそこに立ち入って市民団体の皆さんに書類見させない、

そんなことは毛頭考えておりません。「相当な理由があるとき」というのが一つ明記されている点。それから、その市民活動団体に万「相当な理由」があつて立ち入る際には書面を提示する、こういう理由で立ち入るということを提示するというこの二つでこの項目は今法律の中に入っているというところなんです。

ただ、議員御指摘のように、希望があればこれを交付、所轄庁の方も、「相当な理由がある」際ということですから、単なる疑いでそういうことはいたしませんので、立ち入る際には、この書面の希望があればですけども、交付ということも考えられるのではないかと、リーズナブルなのではないかというふうな御意見もちょうだいいたしておりますので、まだこの後審議がございしますので、皆さんから積極的な意見をいただきまして検討させていただきますと思います。

それから、四十四条については熊代議員の方にお願いします。

○熊代議員 四十一条は今御答弁あつたとおりでございますが、一つだけ、御心配の向きもあると思いますので。

「相当な理由」というのは大した理由じゃないというように思われるかもしれませんが、相当因果関係といえますか、これがあつたらばまずこれがあるのは間違いないと、これだけの根拠があるんだからまず法令違反はしているとか、これだけの根拠があるんだから定款違反で全然違うことをやっているとか、そういうはっきりした理由があるときのことです。もう客観的に十二分に疑いに足るということですから、御心配要らないというように思います。

それから四十四条の関係でございます。チクリ法というお話もございましたが、行政庁の関与とできるだけ最小限にして、市民相互の自主管理というふうなことでこういう条項を入れたわけでございます。確かにいろいろな議論が巻き起こりまして、地方公共団体の方もヒアリングをしたわけでございますけれども、もしこの条項がなくて

も、あの法人はおかしいという話は必ず地方公共団体に来るわけでございますが、この条項が入ると、それに「相当な理由」があれば手段を講じなければならぬと書いてあるものですか、一件一件全部理由を見なきゃいけない。そうなりますと地方公共団体もこれ大変でありますので、いろいろ議論を重ねるところでもございしますが、これも本内閣委員会の御意思を尊重したいと思ひますけれども、確かに、御指摘のような問題点もございしますので、やはり、これまでどおりの現実の流れに任せるというの、一つの対処の方法かなと考えているところでございます。

○金田（誠）委員 時間が参りましたので終わります。

○伊藤委員長 次、木島日出夫君。

（委員長退席、倉田委員長代理着席）

○木島委員 日本共産党の木島日出夫でございます。私どもの党も、当委員会に非営利法人一般法提案をしております。提出者の一員であります。これから、質問者としての立場でお聞きをさせていただきます。

最初に、NPO法作成、成立を求めて頑張つてこられた多くの市民団体の皆さんの本当に長い間の御努力に、我が党としても心から敬意を表したいと思ひます。いい法律をつくっていききたいというだけじゃなくて、これらの皆さんは、日々、営利を目的としないで、すばらしい日本社会のために活動されている。そういう蓄積の上に立つて、それを法的にもう一段引き上げるため法人化を求め、そして財政上の基盤を求める税制上の優遇措置を求めて努力されてきたわけでありまして。今、この内閣委員会として国会には、この皆さんの努力にこたえる義務があるだろう、そして、少しでもいい、すばらしいNPO法案をつくつていく責任があるんじゃないかと思うわけであります。私も信ずるところに従ひまして法案を提出

しておりますが、基本的には、この法案に固執することなく、徹底した議論を深めて、最大限できるところを一致点を見つけ出して、そして国民の皆さんの理解が得られるような法案をつくつていきたい。

運動団体の皆さんの中にもいろいろな意見があります。早くつくつてほしいということ、そういう意見もあります。また、拙速はいかぬ、こまにきたんだから、どうせつくんなら少しでもいいものをつくつてほしい。いろいろな意見があるだけに、拙速主義ということではなくて、十分に煮詰めたものをできた各党派合意の上で生み出していきたい、そういう立場に日本共産党は立っていることをまず申し添えておきます。

そしてもう一つ、私は朝から提案者としてずっとこの意見を聞いておりました。感ずるところがございます。議員立法であります。三つの法案が出ております。与党さんからの法案、新進党さんからの法案、そして我が法案、議員立法が三つもそろつたというのは大変珍しいわけであります。私も長い間弁護士をやってきました。法律をつくるときには、余り議員立法、我々経験ないんですが、その法律が成立したときにどのように使われるか、どのように運用されるか、その法律がつくられたときに日本社会にどういった影響を与えるか、運動をやっている皆さんにどういった影響を与えるか、そこまで考え抜いて考え抜いて、そして、団体の皆さんがつゆほども疑問点がないような姿勢に立法者は立つべきではないか。私も法案の提案者であります。心してそういう立場に立つてひとつこれからの質問、答弁をやっていたきたい、これを法案の提案者に対して心から、前もってお願ひをしておきたいと思ひます。

NPO法をつくつてほしいという運動団体の皆さん、国民の皆さんの願ひ、要約をいたしますと私は二つだと思ひます。

一つは、でき得る限り官庁の支配や介入を排除して、そして、でき得る限り、準則主義という法律上難しい言葉ではありますが、官庁の許可主義

ではなくて、一定の組織を備えている団体には法人化を認めてもらいたい。ゆめゆめ百年の日本を支配してきた公益法人の制度、官庁の許可がなければ成立できない。そこに政官財癒着、特にこれは官庁と公益法人との癒着、そこに政治が介入してくるその温床になっているわけです。厚生省をめぐめるあの疑惑を見れば明らかだと思うので、そういうことを経験しているだけに、法人の設立、その後の運営、そしてまたこれに対する監督、それからいろいろな処罰、解散、取り消し、そういうものもろろについて、可能な限り官庁の支配、介入を排除して、自主性を最大限認めてもらいたいというのが一つだと思ふのです。

もう一つは、財政上の基盤を認めてもらいたい、これが税法上の優遇措置ということになるわけでありすが、私は、この二つだと思ふのです。恐らく、長い間努力されてきた法案提案者の皆さんも、何とかこの二つの要望にこたえていこうという立場で努力されてきたことを感じるわけでありすが、

きょうは、時間の許す限り、そういう観点から、与党の法案、そして新進党さんの法案について、幾つかの点をお聞きしたいと思ふのです。私、率直に言いまして、与党が出した法案、そして新進党の法案、基本的には民法三十四条、これを基本法として考えている。一定の条件が満たされなければ法人化ができない、そして官庁の許可がなければ法人化ができない、これが日本の法人化法のある結社に法人格を与える法律の基本法だ。これを乗り越えないことには何とも仕方がない。しかしこれは乗り越えられない。だから、この民法三十四条の公益法人、許可主義に抵触しないように何とかすみ分けて、すみ分けた上で、国民の皆さん、運動団体の皆さんの要求にこたえよう、そういう苦勞をなさってきたと思ふんです。私も、立法作業に従事してみても、それを本当に感じました。

しかし、私どもは、法制局が何と言おうとそんなものは乗り越えて、準則主義に基づいて法律つ

くることはできるんだという立場で実は提出したのが、私どもの非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律案なわけでありすが、徹底的な準則主義を貫いている法律であることは、お読みいただければわかるわけでありすが、

私は、与党案にも、新進党案もそうなんですが、民法三十四条が日本の法人化法の基本原則なんだというのは間違いないか、その呪縛を取り除いてもらいたいということでも最初に御意見を申し上げ、質問をいたします。

実は、民法三十四条が基本じゃないんです。日本の民事法体系の基本は民法三十三条です。一つ前の条文なんです。この法律、民法です、みずから、この法律もしくはほかの法律で認めるときにのみ法人化を認める、そういう条文があるんです。三十三條に、それが法人に関する基本なんです。コンメンタールにも、そのことがる書かれています。

コンメンタールの一部を私、抜粋して持ってきました。もっと正確に言いましようか。民法三十三條コンメンタールには、日本の最高権威があるコンメンタールには、それに法人設立の準則と表示しています。そして、「法人基本法」、民法、自分のことなんです。「其他ノ法律ノ規定ニ依ルニ非サレハ成立スルコトヲ得ス」と書いてあります。要するに、何か。民法、自分が認めた場合とはかに何か法律ができた場合には法人化を認めてもいいです、そういう条文で、これが基本なんです。そして、この解説はる書いてあります。

どういふ団体は法人格を認めるかに大まかに言つて三つある。一つは、許可主義、官庁の許可がなければ法人格を与えないという、日本の公益法人がそうです。官僚支配を基本とする考え方。二つは、準則主義、一定の組織を備え、かつ、行政庁の認可を受けることによって成立するもの、法律の定める一定の組織を備えることによって成立するもの、準則主義。これは、官庁の許可があるいは認証なんて全く必要としません、一定の法律の定める組織があれば無条件に法人格を与え

る。しかし、勝手に与えるわけじゃありません。その団体には、一定の法律上の要件に沿った団体でなければならぬという縛りがかかっております。もう一つ、自由設立主義というのがあるんです。もうそんな縛りもかけない、どんな団体だろうといふ、どんな団体だろうといふんです。

うとい、どんな団体だろうといふ文章を書いてあるんです。それで、まあ自由設立主義までは認められないんじゃないのかという言い方なんです。だから、どういふことかという、許可主義はもうろんいいますね、それから準則主義はいんだという、そういう法律さえてきれば法人格を与えてもいいんだ、そういうことを、この民法三十三條はまず国家の基本として樹立したということを書かれております。ヨーロッパなんかもう百年前からほとんど準則主義でありまして、スイス民法なんかは自由設立主義だなんとも言われています。

ですから、私どもは、今回の法案を出すに当たつて、民法三十四條の公益主義の呪縛から離れました。この三十三條のこれを基本法にして、民法が認めているんだから、この国会で準則主義に基づいて法律が成立すれば、それは立派に、民法と矛盾するどころか、民法が認める枠の中にあつて国民の期待にこたえられる、そういう立場に立つて法案をつくり上げたわけでありすが、

じゃ、何で民法は、せっかくそういう原則を掲げながら、三十四條という変な条文をつくつて、公益なんという概念を持ち出してきて、所轄官庁の許可がなければ法人格を認めない、そういうことを持ち込んできたのか。そこがまさに政策だったと思ふのです。民法ができたのは百年前です。百年前はどいう時代だったか、明治憲法の時代です。

でこの社会もそうですが、社会を形づくっているセクターとして大きく三つあると言われている

す。一つは公的セクター、国や地方自治体。もう一つは民間セクター。民間セクターの中は二つに分けられる。一つは営利団体、もう一つは非営利団体なんです。

それで、百年前の明治憲法のときにつくられたこの民法がどいう態度をとったかという、民間団体のうち、営利法人は準則主義で認めただけです。会社をつくるときには、官庁の許可なんか要らなくて、一定の、法律に定める要件さえあれば無条件に株式会社をつくりたいという準則主義を認めたのです。それなら非営利法人だって準則主義でつくれたはずなんだけれども、そこが政策なんです。明治政府の政策だったわけなんです。どんなもんうけることは準則主義で会社をつくらせるけれども、国民の自主的な結社、自主的なまとまり、そして社会活動、それは禁圧したわけなんです。それは基本的には認めないで、所轄官庁の許可がなければ法人格を認めない、そういう原則を打ち立てて、これをこの百年間守り続けてきたのです。

本来、この民法三十四條というのは、戦後、新しい憲法ができて主権が天皇から国民に変わったときに、主権者が国民なんです、国民の自由な結社には法人格を付与する、という、五十年前前にヨーロッパでは当然のように行われていた法制度につくるべきだったの、そういうけれども、残念ながら、この五十年間、そういう法律をつくり出すことなく、日本の政治をして官僚は、引き続きすべての法人に官僚支配の網をかぶせるということと公益法人の原則を守りつつ、学校法人法とか福祉法人法とか、官庁の、官僚の支配が貫徹できるように個別法をいろいろつくつて、その個別法の分野にだけ法人格を与えてひもをつけてきたというの、日本の戦前戦後百年間の法人格付与に関する大きな流れだったのではないのでしょうか。

ですから、私は、昨日の趣旨説明でも述べましたが、ここまで市民団体の皆さんの自主的な活動が進んできているわけでありすが、この際、

公益法人の縛りを取り払って、そして、でき得る限り準則主義に基づく優しい法律を力を含わせてつくりあげないかと呼びかけたいのですが、与党の皆さんのこの基本に対する御認識をお伺いしたい。

○熊代議員 いつもながら共産党さん、よく勉強されていて、感服するところもあるわけですが、演説もお上手で、知らない人が聞いたら本当かというふうに思うところでございいます。

これは議員と議員同士の議論でございいますから、議員と役人じゃないから、少しリラックスした冗談も許していただきたいと思いますが、三十三条で準則主義を認めている、当然のこととございまして、商法、既に準則主義であるわけとございいます。

それで、何が問題かというと、商法は準則主義でやりすけれども、これは税法と関係しているわけですね、繰り返して申し上げるように、商法は原則課税で、あらゆるもの、寄附をしても必ず課税されます。余れば課税はされるわけですね。ところが、日本の民法、法人制度、これは一八九六年ですからおっしゃる様に百一年前にできましてけれども、これは、今ですと民法という古めかしい言葉ですけれども、シビルローです、ね、英語でいえば、間違いなくシビルローで、民間の法律の基本法であらう、そういう建前で書かれている法律であるのですよ。

そういうことでありますから、なぜ公益に限定したかという、日本の税制は、公益法人を取れば原則課税ではない。直ちに軽減税率が適用されるし、そして、みなし寄附金、二〇%はもともと寄附したとみなすとか、あるいは、金利でございしますが、公益部門の金利を非課税にするとか、非常に多くの特典があるわけですね。それから、特定公益増進法人になれば、寄附した人の所得控除とか、損金算入とかあるわけですね。そういうことでございまして、法制の根本的違いでござい

ますから、いいところだけとおっしゃいますけれども、もし準則主義に公益法人をすれば、いわば公益法人も原則課税であるということ、先ほどなたかに申し上げましたけれども、非常に厳しい法制でございまして。その厳しい法制を覚悟でやるならば、私もそれを検討することにいささかもちゅうちよするものではないとございせんけれども、それをよく御認識いただいた上で御提言かどうかということをおっしゃると疑問に感じるところでございいます。

○本島委員 法人格付与の問題と、法人に対して税制上どういう処遇をするかという問題は、私はずっと後の段階で徹底して詰めようと思つたのですが、そういう御答弁でありますから、述べます。

熊代提案者は、法人格付与と税制の優遇措置とリンクしています。そうでしょう。準則主義にしたら税制上の優遇をさせてはいかぬ、税制上の優遇措置を与えるのなら、だから公益法人で縛りをかけたんだとリンクさせていますね。先ほど来の御答弁の中に、アメリカはそうじゃない、アメリカ力を見ろという御答弁がありました。アメリカは準則主義でみんな法人格を認めてしまふ、しかし、税法上の優遇を与えるのは課税庁だ、それは厳しいんだという御答弁がありました。承知をしております。

しかし、法の基本原則の問題ですから私はお聞きしますが、どういう団体、結社に法人格を付与するか。登記簿上、法人として一人前にさせるかというのと、法人格を与えた団体にどういう税制上の優遇措置を与えるか、与えないか。まともに税金を全部払ってもらうか、決定的に優遇してやろうという措置をとるか。税法上の優遇とは全然別問題だ。政策的にそんなものは切り離せばいいじゃないか。リンクしなければならぬというのは根本的に間違っているんじゃないか。法人格付与と税法上の優遇とは違った観点の問題だと思うのです。

ら、余り私に質問されませんでしたからちよつと言いますと、日本共産党は三ランクに分けているのですよ。非営利法人は、準則主義でみんな法人格を与えて一人前にしよう。しかし、即それで税法上の優遇をすべて与えようなんということを我々、考えています。三ランクにランクづけをする。基本的な非営利法人と、俗っぽく言えば、社会のためにちよつと立派な活動をしているから税法上の特典をやや有利にしてやろう、免税非営利法人。もっといい活動をしている、みんなが拍手喝采を送っている、そういう法人にはもっと税法上の免税を与えようじゃないか、寄附金控除とかいろいろありますが、特定免税非営利法人。読んていただければおわかりのとおり、三ランクに分けて法案を提出しているのですよ。

ですから、私も、団体に法人格を与えることと税法上の処遇とは、全然別問題だと。政策としてリンクさせてもいいですけども、切り離して考えることもできるんだと。

それで、熊代委員には、ぜひ、税法上の優遇措置を与えるのなら準則主義の法律はつくれない、何とか官庁の縛りをかけなきゃだめなんだという、それも私、一つの呪縛だと思つたのです。固定観念だと思つたのです。それを取り外してほしい。いかがでしょう。

(倉田委員長代理退席、委員長着席)

○熊代議員 委員の御趣旨とたがってはないと思ふのですけれども、要するに、準則主義にするのと税法上の優遇を結びつけることは直ちにイコールではないということ、おっしゃるとおりでございいます。

準則主義にしまして、それで税法上の優遇措置を与えることもできるし与えないこともできる。ですから、もし現在のよう日本の公益法人制度で、準則主義にして税法上の優遇を直ちに与えれば、同じ商法で、かたや、私は公益の方でとにかくやると宣言しただけで完全に非課税になるわけですね、寄附金や会費は。かわつて、こちらは完全に課税になる。極めて不合理な制度ができ

ます。それから、公益ということが認定されて初めて非課税ということが出てくるということですから、平等ということが考えれば、やはり準則主義にすれば原則課税にしなければならぬというふうに思っています。ところが、既に宗教法人と公益法人で、原則として税法上は優遇措置があるというのが長い間定着しているわけですから、先生、ぜひ京都に行かれて、その説を強力に主張していただければどういふ反応が出るかわかると思いますが、そういう問題だと思ひます。

○本島委員 今回の日本の法人格付与の法制度と税制優遇の法制度は、一応理屈としては切り離されるものだということをお認めになりました。その上で、しかし、現実には、宗教法人に対する法人格付与や税制でリンクしてはいないか。おっしゃるとおりです。それは、一つ一つの法律や税法が、その時々政治的力関係やいろいろな背景を持つてつくり上げられているから、理論とおりについていないということだと思ふのです。ディフォームだと思ふのです。いびつだと思ふのです。

ですから、私は、今度のこの内閣委員会、頑張っている結社、団体には基本的には法人格がい与えようではないか。法人格を与えるということとは、人として一人前になるということです。登記がされて、代表者の名前で行動ができ、土地の所有権もとれる、一人前になることです。そして、そのぐらゐ認知してやろうではないか。そしてその上で、では熊代委員が心配なら、そういう法人格を認めた団体に、全部税法上の優遇措置をすぐ与えるかどうかはみんなよく議論して、ちよつとこれは早まらない方がいいのではないかと、このぐらゐのレベルは認めてもいいのではないかと、あるいはランクをつけて段階ごとに税法上の優遇をつけてもいいのではないかと、それはいろいろな税法ですから、操作できるわけですから、それをやろうではありませんか。

私は、現行の宗教法人に対する課税とか、学校

法人に対する課税をすぐ変えろなどと言いません。それはそれで、いろいろな歴史を経て、国会の論議を経てつくり出されたものであります。いろいろな矛盾もあるでしょうけれども、この内閣委員会でもそんなところまで首を突っ込んで、いいとか悪いとか論評すべきことではありませんから、そこはさわらないで、法人格付与だけはできるだけ広くして、税制優遇についてはみんなでいい案を考えようではないかと提起しますが、熊代委員、どうですか。

○熊代議員 私どもは、二年半にわたりまして実に真剣にこの問題を検討いたしまして、このNPO法人、市民活動法人についてだけ準則主義で原則課税ということはできないだろうかということも検討したのです。しかし、寄附金とか会費とかは既に非課税になっている。それから、人格なき社団もそうなりますと当然原則課税になりますね。それから、やはり公平の観点からいえば、ほかの法人だつて同じではないかということになつていく。

これはすごい問題だ。確かに一つのアイデアではあるけれどもすごい問題だというのが、これをやっていては何年たつてもこの法律はできないというところでございまして、やはり法人格を与える法律をつくって、それから法人格をとつても人格なき社団と同じ扱いなんだということをはつきり法律に書いて、とりあえず一步前に出ようではないか。一步前に出て社会的信用を得る。そしてまたいろいろな登記もできるし、国際的にはリーガルステータスを持つて活動できる、これで非常に大きなメリットがある。一步前に出て考えましよう。しかし、考えるのも余りゆつくりではなくて、すぐに検討を始めて、期限を切つて検討しましょうというところでございますから、十二分に私どもも検討した上での決意でございまして、どうか共産党さんも積極的に賛成していただきたいと思ひます。

○木島委員 私どもも、徹底して詰めて議論をしてきたのです。私どもは、広く準則主義で法人格

を与えて、その与えた法人は、基礎ベースとして公益法人並みの課税にしたらどうかというのが私どもの案なのです。優遇は二段階で、さらに上乗せする。しかし、どういう税体系をつくるか。委員おっしゃるように、これは本当に大変なことです。国家の徴税権にかかわる問題でもありますし、それは国民の暮らしに直接はね返ってくる問題ですから、徹底して慎重に論議して、みんなが納得できるような税体系をつくるのが大事です。しかし、それは徹底して論議すれば合意できる話なのです。二年もかかるということはないと思ふのです。それには踏み込みましょう。私は、それをお願いして、こればかりやっていますと法案審査ができませんから、次に移ります。

私、先ほど来の論議をずっと聞いていまして、与党案の一つの大きな問題、きょうはそれしか触れられませんが、言います。やはり十一分野に絞つたという根本問題があると思ふのです。私は、これには二つの大きな問題があると思ひます。

一つは、範囲が狭いということです。しかし、それは政策判断ですから、いいか悪いかの問題だと思ふのです。我々日本共産党は、もう広くしてしまつた場合と、それはまずいというので一定の絞りをかけて、ある一定の要件に満たされた活動をしている団体に法人格を付与するというのは、それはそれで政策判断ですから、いい悪いです。それから、それは国民の意見を聞きながら選ぶべきこととしよう。しかし、その問題、狭さは、我々は指摘します。これからの指摘します。

もう一つは、単に狭いというだけではなくて、その概念が非常にあいまいで線引きができないというところ。不明瞭だ。ここまでの団体は法人格が付与されてこいう団体は法人格が付与できない、区分けがなかなかわからないということです。法的にいえば、法律の言葉の概念が非常に不明瞭だ、それは広い狭い問題とは別の大問題で、それこそ私は国会がつくり出す、そして国民に縛りをかけるのが法律ですから、もうと

ことんその概念は明確にしなければならぬと思ふのです。これは立法者としての責任だと思ふのです。

例えば、先ほど熊代委員はこう言いました。十一分野の中の第一項目に、「保健福祉の増進を図る活動」という言葉がありました。それで、では医療活動はどうなんだという質問をされたでしょう。熊代委員は、医療という概念は保健という概念の中に入っている、だから「保健福祉の増進を図る活動」というこの言葉で、医療活動をやっている団体、エイズの問題その他、そういう団体は認められるのだという答弁をいたしました。

熊代委員は、長い間厚生省の中にあつて医療のペテランでありますから、日本の厚生省は、保健という概念には、そういう言葉が使われれば、もう黙つていても医療が入るという認識なのかもしれない。しかし、一般国民はどうでしょう。そんな認識にきつちり立っている国民が何人おるでしょう。普通は、医療、福祉、保健と三つの言葉を羅列します。普通はそうでしょう。医療、福祉、保健。医療は医療法、福祉はいろいろな福祉団体、保健は保健所その他の保健活動、分けていますね。

だから、与党案の別表第一号、「保健福祉の増進を図る活動」に法人格を与えようという法律をもしこの国会でつくり出して国民の前に提示したら、医療活動に従事している皆さんは、ああ、おれたちはだめだ、捨てられたと思うと私は思ふのです。そういう概念の非常なあいまいさがあることはよくないと思ふのです。これは、単に自分たちの団体がこの法律によって法人格をもらえるかどうかの分かれ道に立つただけではなくて、大変なことを引き起こすから私は言うのです。

例えば、県知事がこれを認証するといふのでしよう。そうすると、ある県の県知事は、熊代委員がおっしゃったように、医療活動はこの保健福祉に入るから法人格を与えましようという判断で、認証して法人格を与えたとします。そうしたら県知事が選挙でかわつてしまつて、新しい県知

事が生まれて、医療と福祉と保健は別物なのだ、この法律は医療が入っていないからだめだ、あなただの団体は、前の知事は医療を認めて法人格を与えたけれども、おれは認めないぞなんといふようなことになる。

それで法律違反だなんといふことで、そうするとどうなるかといふと、立入調査もできるわけでしょう。医療活動をやめなさい、福祉、保健に限定しなさいと改善命令を出せるのでしよう。改善命令に従わなかつたら、私は後で徹底して質問しますが、恐ろしいのです。刑事罰が入ってくるのです。罰金五十万。罰金はやめてもらいたいと思ふのです。五十万といふのは、というのは、警察が関与してくるからです。過料ならいいのです。警察も入ってくる。そういうことになつてしまふのです。

私、たまたま一つだけ例を挙げました。先ほども別の同僚から、地球環境と、地球を取り除いた環境はどう違うかといふので、地球という言葉をとり除いてほしいといふような御意見もあつた。この十一項目は、そういう問題が山と出てくるを得ないのです。

それで、私は新進党の河村委員が根掘り葉掘りそこを明らかにしようとしたのは本当に国会議員として当然の立場であり、それを徹底して、ガイドラインといいますか、線引きをはつきりさせておかなかつたら、危なくてこの法律を国民の前に渡すわけにいかないと私は思ふのです。

それで、一つだけちょっとお聞かせ願ひますが、先ほども出ましたが、御存じのとおり、官官接待を追及することを専らとする市民オンブズマン活動がずっと広がっているでしよう。では、この官官接待追及を主目的として徹底して頑張っている市民オンブズマン活動といふのはどうなんですか。さっきの答弁だと、何かこの十一項目に関する官官接待追及は認めるがこれに關しないオンブズマンは認めないなんといふ、そんな趣旨の答弁に私は聞いたのですが、そんな答弁でいいのですか。

○熊代議員 解釈の問題でどうかという話でござい
ますが、医療が入るといふ話はこの議事録にも
残りますし、それから、電話一本、経企庁さんに
聞ええ、その議事録なんてすぐわかるでしょう
し、今、木島議員が大きな声で言われましたの
で、議事録にもひときわ太い字で入るかもしれま
せんね。そういうことで、それほど御心配なされ
ることはないと思うのです、コモンセンスと申し
上げたことですね。

それから、官が官がと何か徳川時代みたいな話
が多いのですけれども、やはり市民というのは政
治家を選んで、政治家は役人を監督するわけで
しょう。ですから、やはり市民の意思に従わない
役人がいたら、これは首にしないといかぬのです
ね。首にすべき役人を恐れて全然何の権限
も与えないとか、そういう物の考え方自身が聞
違っているけれども、共産党さんが言われるなら
そのとおりかなと思うけれども、なかなか共産党
さんのように官を恐れるという人は多いのです
ね。私は、恐れてはいけない、官というものはい
いものにして使わなければいけないわけですね。
それが本場の市民であつて、市民は強くなけれ
ばならないというのが私の信念でございます。
そういうことでございまして、いろいろなもの
もコモンセンスで十分に解釈ができるということ
でございます。

○木島委員 日本共産党は官を全然恐れてはお
りません。本場に官を国民に奉仕する官にしたい、
国民こそが主人公の官僚制度をつくりたいとい
う立場で頑張っているのですよ。だから、天下一
やつてはやはりだめではないかということと言っ
ているのです。

それで、コモンセンスとおっしゃいました、常
識とおっしゃいました。そのとおりです。常識で
判断するんですよ。しかし、このコモンセン
ス、常識というものは人によって違うのですよ。私
は、見地によって違うと思うのです、思想によっ
て違うと思うのです、政治的立場によって違つて
くると思うのです。

さらに言えば、新進党さんが追及しておりまし
たように、県知事と経企庁長官も違うと思うので
す。国家の官僚たる経企庁長官と地方自治体の首
長たる知事は、おのずと微妙に違うと思うのです
よ。違つても当然だと思ふのです。それが同じ
だったらまた逆に私は恐ろしいですね、本場に同
じだったら逆に恐ろしいですよ。違うのです。そ
ういう人に運用を預けるんですよ、認証権者に
預けるんですよ。だからこそ、つくり出される
法律というものは人によって違ひがないように明確
な基準がなければだめだ、そういう法律は欠陥商
品だと私は思うのです。どうですか。

○熊代議員 官官接待オンブズマンの答弁がな
かったという、答弁落ちでございまして、

先ほど申し上げましたように、これは行為で規
定しておりますので、何を目的にするかという
ことで規定しておりますので、規定の仕方が違つ
たわけですね。ですから、オンブズマンというよう
な行為を決めるわけにはいかない。しかし、この
十一項目あるわけではございませんで、行政のこの
分野とこの分野について推進していくんだ、その
一環として厳しくオンブズマンとして行政を監視
する、それは当然のことではございまして、やつて
いけることでございまして、それを禁止するもの
は何もないわけではございまして。

それからもう一つは、解釈が違つたということを
大変恐れていらつしやいますけれども、地方自治
であれば違ひが出なければおかしいと委員も言わ
れたわけですね。違ひが出て、その違ひがどうし
て出たのかなとお互いに情報交換しながら正して
いく、それがコモンセンスであり、それが民意を
反映していくことではないかと思ひます。

私も与党は、いろいろ検討しております、
内部で考えておりましたけれども、不認証になつ
た場合、少子化の問題ではないのですよ、認証さ
れなかったという問題ですね、認証されなかった
ときに、その理由がわからないというのはよくな
いだろう。理由をはつきりと文書で提出する、こ
ういうことも場合によっては御議論をいただい

て、それで、理由を見ればどこがおかしいとい
うこと、だから、その解釈が違つたというようなこ
ともわかれば、その解釈は全国的に見ておかしいの
ではないだろうか。知事も、選挙で選ばれたる知
事でございまして、十分民意に敏感に反応され
るというふうに向つていただきたいと思います。

○木島委員 ある程度の、違ひの幅が狭ければ許
される範囲内だと思ふのです。しかし、余りにも
認証権者によって違ひが大きくなつたら、それ
は問題なんですね。どこに問題があるかといつた
ら、やはり法律そのものの概念が、余りにもあい
まいな概念をふち込んでくるから、もしそこに原
因があつて、場所によって違つて、また経企庁と地
方が違つたということになるのではないかと。こ
の法律はそういう問題を物すくなくさん秘めて
いると思ふのです。

憲法擁護団体はどうかなんという質問だつて、
本場に難しいですよ、この別表のどこに当たるの
か。それから、例えば地方で一生懸命頑張つてい
る町内会とか自治会は、この十一項目でどこに該
当するのか、町づくり推進を図る活動と本場に町
内会が言えるのか。本場に難しい問題が物すく
あるのですよ。

だから、私は、こういう欠陥を持った法律は
ちよつとみんなで議論しながら欠陥を是正して
いきたい。こういうのをやめて準則主義にすれば
欠陥は全然ないわけですから、そういう方向に向
かつて、新進党さんの方はほとんど限りなく準則
主義に近い案だと私は認識があるのですが、議論
をしていきたいと思ふのです。

そういう政治上のイデオロギーの問題と政策の
問題も切り離せるものではないのです。自由主義
を標榜する、それだけで政治活動をやっている団
体なんてどこもないでしょう、そんなばかな団
体。必ず政治活動にはイデオロギーが基本にあつ
て、それから政策が出てくるので、基本的な立場
と政策というのとは一体不可分でしょう。基本イデ
オロギーがないところもあるかもしれぬが、基本
的には一体不可分。それを二つにすつぱり割つ

て、政治上の主義を唱える団体はだめで政策を唱
える団体はいいだんという、そういう理屈が通
用するはずがないのです。そういう問題もこの法
律は秘めているといふことを指摘しておいて、
徹底審議をこれから図られんことを期待をい
たしまして、時間が来ましたから終わります。

○伊藤委員長 次に、保坂展人君。

○保坂委員 社会民主党の保坂展人です。

私は、二十一歳のときに、若者が教育や学校を
いろいろ考えようと、かまぼこ板に育生舎、これ
を安アパートの玄関に打ち据えて、いわばそうい
う市民団体をつくつたわけですね。それから二十
年間、アジアの人権にかかわる団体、あるいは子
供、特にいじめの問題で悩んでいる子供たちをサ
ポートする、そして、子供たちの声を聞いて、こ
れを届けていくという団体やグループ、直接ある
いは間接、これをほとんど二十年間続けてきた立
場、まさに現場から出てきた議員として、今日
ここで市民という言葉が国会にて堂々と語られ
そして、三つの法案がここに本場に火花を散らし
ながら語られているということをまず喜ばないと
思ひます。

その上で、まず、私どもの同僚議員も本場にこ
の半年間粉砕身でつくり上げた、この与党案に
ついて、市民活動の場から見えてくることをす
ばり申し上げるということから質問を始めていき
たいと思ひます。

まず、やはり立入検査というところに反応をし
てしまつてですね。この立入検査というところが、
「違反する疑いがあると認められる相当な理
由があるとき」という表現の中身は一体どうい
うことなんだろうか。立入検査ということがある日
やつてくるという内容というのは、市民団体から
見れば極めて異質な感覚、非常に拒否反応もはつ
きり言つてあるわけですね。この中身について、き
ちつとその説明をしていただきたいと思ひます。
○辻元議員 保坂さんも、長年の経験をされて、
その中からの御質問ということでお答えさせてい
ただきます。

先ほども話にありました立入検査の件なんですけれども、相当な疑いがあるというのは、普通、ちよつとあそこ、おかしいという、そういうことでは立ち入ることはできない。

それから、先ほどから、書面の提示と、それから交付も検討しているのかという回答をさせていただいているんですけれども、所轄庁の担当者が書面を提示、交付するというのは、相当な覚悟がないとできないと思うのです。

そういう意味で、だれが見ても客観的におかしいという、そういう理由を、自信を持って所轄庁が文書として出せる、そういう理由があるときのみというふうに考えていますので、めったやたら役所の人が、理由もないのに、相当な理由をこうやでこうやでというふうに役所の方がするほど、勇気がないと言ったら変なんですけれども、相当な覚悟を持って役所も踏み切るときというふうに考えられますので、普通に市民活動をやっている、それが、たとえばいろいろな意味で反対賛成あったとしても、それが理由で立入検査を行うというものではないとせん。この法律の系統にのっとって運営されていなくて、これは別ですけれども、それ以外の理由でめったやたら立ち入りするものではないというふうに提案者の方は議論いたしました。

○保坂委員 さまざまな市民活動があるわけで、その中には、国あるいは行政と、協力あるいは情報交換をすることでその目的が達成される活動もあります。

ただ、例えばの例なんですけれども、私、三多摩に住んでおりまして、私の家から出るごみも日の出の処分場というところに行くわけです。この日の出の処分場に、谷を埋め立ててビニールシートを敷いて、そこにごみを処分しているわけです。

これは、私自身の生活も問う問題なので、そういうことを踏まえながらお話ししたいと思っておりますけれども、実は、そのビニールシートが破れているのではないかとということで、住民が非常に危険

を抱えている。そして、この地下水の水質汚濁について、地方公共団体なんです、三多摩の市や町でつくる地方公共団体のごみ処分組合がこれについて情報を持っているわけです。住民がこの情報公開を求めて裁判を起こしたところ、八王子地方裁判所はこれに対して、情報公開命令という決定を出したわけですね。

ところが、ここからおもしろくなるのですが、地方公共団体でありながら裁判所の命令を拒否するというところで、現在のところ、まだ情報は開示されていないのです。どういう形で開示されていないかという、間接強制という罰金を一日十五万、それでもだめだからというので一日三十万、そして今、その金額が積み重なって二億円に達している。

つまり、これは二つの意味でおかしいと思うのですけれども、裁判所の命令に地方公共団体が従わないという点、そして、税金をもって住民の健康にかかわる情報にふたをしていく、都政から隠し事をなくしますという、青島さんがリサイクルの青島を打ち出したところが本間に問われるというところになっていると思います。

そうすると、例えばこういうごみの問題を考え、情報公開してほしいというのは、これは一種の地球環境保全にかかわる活動ですか。我々からすると、市民活動側から見ると当然そういう項目に入るだろうというふうに思うのです。が、例えば都道府県がその種の活動に認証を与えないという決定をする危険というのはないのでしょうか。そこをちよつと伺いたいと思います。

○辻元議員 今、ごみ問題というのは、全国各地で重要な問題になっているかと思えます。地域の住民の方々が、そのごみ問題の指摘とともに、それだけではなくて、自分たちでリサイクル等をやって、この解決にも取り組んでいこうという積極的な活動をされていることは、皆さんも御承知だと思います。

議員御指摘のように、今の問題でありました

ら、例えば環境のカテゴリに入るという解釈もありますし、町づくりのところに入るという解釈もあるかと思うのですが、それは、やはり個々の団体の方が、自分たちの活動はどの分野に入るのかということ優先することになるかと思えます。

それから、先ほどから何回も繰り返して申し上げているのですけれども、それぞれの施策については、さまざまな意見を含んだ活動というのはございますので、それはこの法律に触れることではないということも申し上げていますので、その範疇であればオーケーということになります。

○保坂委員 例えは認証の取り消しとか、そういうことがいわゆる決定として出てきたときに、市民活動の側からあらがう手段として、特別聴聞ですとかいうようなことが盛り込まれていると思うのです。「市民活動法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならない」というふうにあるわけですが、これは、万が一公開できないという事態が発生することがあるのかどうかという点について、伺っておきたいと思えます。

○熊代議員 原則はあくまで公開でございまして、恐らく九九・九%まで公開されると思えますが、まれに、公開した場合に、例えば証人を呼んだときに証人の命が危ないとか、それで正直な証言が得られないとか、そういう非常に危機的な状況が相当因果関係として、そういうようなことがあるというのが相当な理由としてわかるというふうな非常にまれな例は、やはり公開しない方がいいだろうということ道を残しているわけではございません。

○保坂委員 たびたび同僚議員からも語られているように、例えば、行政をチェックするオンブズマン活動、認証をする側の利益とその時点においては相反する、長期的な視野においてはいい問題提起だったということになるかもしれませんけれども、やはりその一%のところを担保するため、今後の議論の中で、行政のオーバーコントロール

ルールをきちっとバランスをとっていくために、第三者機関としていけば一種の審査委員会のようなことをお考えにならないのかという点について、伺いたいと思えます。

○辻元議員 この法律をつくっていくに当たっては、その件も議論が出たことは事実です。

ただ、今回、この法律、運用していくという中でどういふものが必要なかということを見定めて、第三者機関についても検討を加えていきたい。そのために見直し条項というのは先ほどから入れているのですけれども、そこではしっかり考えていきたいと思っておりますが、現在のところはございません。

○保坂委員 最近、社用族というのも減ったようなんですけれども、しかし、そういう方たちのよくいらつしやるお店では、ビールお願いしなすと言つと、銘柄はというふうにな聞かれるわけですね。その銘柄はという言葉の裏にあるのは、有名になっている言葉ですけれども、日本語で世界で通じる「ケレツ」というものなんです。

その系列ということに絡んで、これも、不安点を取り払っておきたいので、ぜひ突っ込んで伺いたいのですけれども、市民活動法人を申請をする団体がある、そして、申請をしない、こんな特に要りませんという団体もやはり生じてくるわけですね。恐らく選ぶ団体と選ばない団体が出てくる。そのときに、やはり、市民活動法人団体をとった方が扱いがぐんと違うのだ、いわゆる市民活動法人系列というふうなことが起きる心配があるのではないかとこのように思うのです。

ですから、NGOあるいは民間団体ということであれば、法人格がどうあれ活動の中身で、区分、差別なく扱っていかねるかという点について確かめておきたいと思うのですが。

○辻元議員 今、保坂議員が御指摘の点も随分議論があった点です。

この市民活動法人を取った団体と取らなかった団体に何らかの形で、例えば何かの基金を申請した折に、ここは取っているからとか取っていない

からということが審査の対象に入っている。それは、個々の団体が、入りたい団体は入られるという自主的な判断で、入っていないからといって何かそれが不当な扱いを受けるようなことがあつては困るというのが立法者の意図です。

ですから、これはこれから広めていって、この活動法人にたくさん入っていただくたいと思ひますけれども、それが理由で何か不当な扱いを受けることのないよう、運用していく人々には強く提案者として申し上げたいと思うのです。

○保坂委員 今回の、きょうここに至るまでに、多くの市民活動、民間活動のグループ、団体と意見交換をしてきたわけなんです。その中で、大きく分けて極めて気になるところで、一番最初のところに出てくる「不特定かつ多数のもの」の利益の増進」という項目が、こちら先ほど配られましたけれども、例えば会員制の組織というところが対象外になるのではないかと。

これは繰り返し御答弁されていますから、本場に簡単に触れていただくだけでいいのですけれども、このところはやはり会員制ということと、市民団体が自前の財源を持って活動してきたところとは当然対象であるということを確認をしたいと思ひます。また、その三年後の見直しの中に、やはり税制の問題をきちと道を開いてほしい、それでなければこの法律の意味はないんだという声がいっぱいありました。

その点について、これは簡単に一言お願いしたいと思ひます。

○辻元議員 先ほどから自民党の議員の方も、御自分の活動、地道な活動を例に挙げていただきました。そのような活動はぜひこの市民活動法人を取って活動したいという御指摘もございました。先ほどの例示にございますような団体は、私たち提案者としてはぜひ活用していただきたいということはお答えいたしましたので、それと同じです。ですから、先ほどから熊代議員は三千円とか千円とかい入金金云々と言っておりますけれども、そのような団体につきましては、ぜひ積極

的活用を望んでおります。

それから、税制の優遇措置についても、見直しのときにしっかり議論した結果を踏まえ結論を出していきたいと思ひますので、保坂議員もぜひ経験に基づいて協力いただきたいと思ひます。

○保坂委員 与案は、各党の立場、歴史、伝統あるいは思考回路、いろいろ多様に違つて、一つの党の中でもかなりの違いがあると思ひますが、そこを乗り越えていろいろとすり合わせていく中でまとめられつづつある。そして、この委員会の審議を、質疑を経て、より磨かれたものになつて、そしてその市民活動の現場で本場に新しい時代が開かれるように運用されていくことを私としては非常に望んでいるわけなんですけれども、一方で、共産党案として新進党案という、それぞれの特色がある案が出てくるわけなんです。

そこで、日本共産党の木島議員にこれはお願いしたいのですけれども、共産党から見ても、あるいは木島さんからごらんになって、率直に言つて新進党案というのはどのように評価されるのか、そしてどの辺が一緒で、これはだめだということと、ろがどのあたりかというのをきちとお答えいただきたいと思ひます。

○木島議員 法の提案者として、他党の法案をこちら側から評価するというのはできるだけ差し控えたのですが、新進党の河村委員がお許しを与えてくださいますので、率直に言わせていただきます。

法人格付与の問題と税制優遇の問題、二つに絞つて、ちよつと私なりに感じていたのですが、法人格付与の問題では、一言で言つて、可能な限り準則主義に近づけたという苦勞の跡がにじみ出ている法案だという印象を持ちます。しかし、何でこんな苦勞しなければいけぬのかという根本に触れますと、さっき私が質問でやつたように、やはり新進党さんも、民法三十四条、公益法人主義、許可主義というその基本に立っておりますので、何とかすみ分けをしたい、しかし準則主義でつくつてあげたい、それで苦勞しているんじゃないかなと感じておりますが、準則主義に本に限りなく近づけているんじゃないかというふうに思ひます。

それから、それは設立の問題ですが、監督の問題と罰則の問題です。監督はだれがやるかという、新進党の案は認証庁がやるのです。都道府県知事がやるのです。認証を与えている都道府県知事が監督するのです。ちよつと曲がったら立入調査もやつて、認可取り消しもやる。私も日本共産党の案は、私も準則主義ですが、やはり基本は、認可を与えるのが都道府県知事でもいいとして、それを取り消したりするのはやはり別の機関、できれば裁判所の方がいいんじゃないか。それが一緒だと、やはり憲法、県知事に頭が上がないということがありますから、そこがちよつと問題かなと。

それともう一つは、罰則規定があるのです。いろいろな言ひませんが、是正命令に対して、それに従わなかったら懲役六月、罰金五十万以下というのが入つてくるのです。それから、法五十八条、九条でやはり罰金というのが入つてくるのです。これはできた、警察の介入の余地を残すので、こういう法人格付与法ですから、警察関係ないですから、過料、科料だと罰金で警察が入りますから過料にしてもいいなと。ほかは新進党さんの案も全部過料になつてくるのです。過料ですと裁判所だけが関与するので、警察関係ありませんから、そうしていただきたいな、希望であります。

税制優遇については、前向きな立場で、財務の面でも援助しようということが位置づけられておりますので、これは我が党の案と一緒に、前向きじゃないかなと感じております。

○保坂委員 それでは続いて河村さんに伺いたいと思ひますが、もう本場にミスターNPOというところで、情熱には本場に頭が下がる思い。それから、この与案案に対して先ほどからもずっとあふれるばかりの御指摘があるのは十分存じ上げた上で、日本共産党の案についてお触れになつて

ないので、つまりそのところ、今度は逆に、河村議員から見て日本共産党案はいかにという、ここが違う、あるいはこはいいいというところでお答えいただきたいと思ひます。

○河村(た)議員 準則主義をとられるということ、やはり基本的には準則主義なんですけれども、もう一段階ちよつと考えるところがあるところ、これはアメリカは準則主義でいいけれども、あれは営利法人でも届け出だけでいいんです。資本金要らぬのですよ、向こうの法人は、届け出ということなんです。法人は、だから日本で、じゃ営利の方だけ準則をとった場合、営利の方は株式会社は一千万とか、有限会社は三百万とか、やはり日本の法人というのは法人格を取った時点で既に取引の安全を図っているわけですよ。だから、このところをちよつとどうするかという問題があります。

非営利だけ別という考え方もあります。非営利は一切担保のない届け出だけでいいのか、いろいろやり方があると思ひます。有限会社と同じに三百万担保にするとか、例えば個人がある程度保証する制度をつくるのか、ちよつと、まずそこをちよつとクリアして準則主義の問題に入らないといかぬかと思ひます。

それから次は、まあそこはどうするとしても、法人格を取った時点でやはり一応課税になるでしょうね。やはり課税にして、アメリカのシステムだった課税が公益判断をするということ、それがいいかどうかの問題をちよつとやらなにかぬかぬかと思ひます。

それから、やはり民法改正がどうしても要る。民法改正で、大したことはないんですけれども、それぞれ宗教法人とか私立学校法とか、例えば農協法とか、一つずつと全部調整していくということなんです。

だから、本場にこれは思い切つてやりたいことはあります。こんな変な法律をつくるより、こう言つてはなんですけれども、税法も入れて、本場に何遍も言つて悪いけれども、保坂さんわかっ

てみえるから。本当に若い、十人おれば十分ですよ、国会の中に本当のNPO社会をつくらうという人間が十人おれば。それで、ちよっとお年寄り連中をみんな口説くのですよ、ずっと。うちの党でもそれは大変だったんだから。そういうことですよ。

だから僕は、そういう方針でいくということでは共産党さんは一つの方向性を示された、そんなふうに思っております。

○保坂委員 続いて、再び河村議員にお尋ねしたいのですが、先ほど与党案で言った点と同じなんですけれども、いわゆる立入検査に関して、やはり新進黨案でもあるわけですね。この場合、職員は身分を示す証明書を携帯し提示するという形で立ち入れるということになるわけですねけれども、先ほど事例を挙げましたよね、都道府県と対立をしていくというか、まさに情報を隠す側と明かしてくれという側での現場の市民団体もあるわけですね。そういった場合に、この条項というのが実際上どうなのかという点についてお答えいただきたいと思ひます。新進黨の河村議員、お願いいたします。

○河村(た)議員 どうなのかということとは、何ですか、ちよっと今、しばらく見ていなかったものですか。

○保坂委員 つまり、それだけで立入検査ができちゃうのですかということなんです。

○河村(た)議員 一応要件は絞っていますよね、立入検査の場合も。具体的に絞っていますね、民法はたしか、いつでもどこでも立入検査ですね。だけれども、私の法律は「法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認める」場合に限ってという要件を付しております。民法一般法よりはぐっと絞った規定になっております。民法はいつでもどこでも、それよりは大部分絞っております。しかし、取引の安全がありますから、やはり一定のものは要るであろうということになると思ひます。

○保坂委員 じゃもう一点だけ伺いたいのですが、それこそ情報をめぐって、これは例えば「もんじゅ」の事故あるいはこの間の動燃の事故、原子力施設に関する情報、あるいは先ほどのごみの環境問題、いわゆる公共と言われるところが情報の本物をなかなか出さないということ、現場、県とかそのレベルでは市民団体と都道府県が極めて対立をしているというケースがありますよね。そのところで、例えばいろいろな妨害、設立の際の嫌がらせ等があったときに、新進黨案では例えばどのように公平性を担保されようとしているのか、そこについてお答えいただきたいと思ひます。

○河村(た)議員 一言で言えば、私どもの案の特色は、寄附金控除があるということ、もう一つは、目的審査をしない、これが極めて特色なんです。だから「もんじゅ」でも何でもそういう批判するものは全部オーケーですから、公益であれば、自分たちの利益はだめですよ、釣りクラブとかそういうのは困りますけれども、あとはオーケーです。だから、そんなのをアウトにした。これは明確な法律違反です。全部法人格を取れます。ここははっきりしておりますね。ここが特色です。

○保坂委員 請求があったときには公開審理ということがあるとわかっていますね。つまり、認可の取り消しにかかわる審理においては公開審理ということを考えておられる。法案に載っているわけですね。これを、先ほど木島議員からの指摘もあつたように、いわゆる認可をする都道府県がこれを主催するあるいはとり行うということではないのかどうか、そこで公平性が担保できるのかどうかという点についてはいかがお考えでしょうか。

○河村(た)議員 ちよっと、そのところ、これはつくつたときは覚えておつたのですけれども、また後日きちつと返事させていただいていいですか。そうさせていただきます。

○保坂委員 三つの議員立法が同時に出てくると

いうのはこれまでの国会の歴史の中でも極めて画期的なことだというふうに思ひます。これを市民団体もそれぞれの三法案に参加をしたり、あるいは意見を聞いたり、多分同じ顔ぶれでのシンポジウムを多々開催されたというふうに聞いています。その議論をぜひあす以降も生かして、しっかりと、市民団体がこれを追い風にできるような内容にしていくことを望んで、私の質問にかけたいと思ひます。

○伊藤委員長 次に、奥田敬和君。

○奥田(敬)委員 午前中からの集中審議で大変答弁側はお疲れと思ひますけれども、しんがりの質問ですから、しばらくお願いをいたします。

今度の法案審議に当たりまして、率直な感想を述べさせていただきますと思ひます。

各党それぞれ、市民団体の指導者として大変勉強された上に提出を見た各党提案であります。それぞれ努力の結果があらわれていることは私も認めますけれども、この法案の持つ意義は大変大きいと思ひます。ようやく我が国にも市民社会の大変革の時期がやってきたんだという感じがあります。北欧諸国を例にとるわけではありませんが、成熟した民主国家への道程をたどっているのかな、その成否をかけた内容を持った法案だという認識でございます。

私は、今日までの市民社会は、はっきり言ってお見合い型市民社会だと思ひます。地域社会における各種市民団体、福祉なりあるいは文化、教育、環境、その他もろもろの公益性を持った団体は行政が何らかの形でこれに関与をしてまいりました。お互いに遠慮し合うということが当てはまるかは別として、そういった形では官主導型で運営されてきた、主体であるべき市民が受け身の立場であつたということが指摘できるのじやなからうかと思ひます。

しかし、今度のこの法案の目指すところは、恋愛型市民社会と申しますか、つまり、官に頼らない自己責任による、市民主導型のボランティアグループを法人格で認証して、多様かつ活力のある

市民社会の形成を目指すところにあるのじやないかなと私なりに理解しているところであります。本法案の趣旨を今のように理解して間違っているのか、それでいいのかということを熊代議員、与党提案者としてお聞きいたします。

○熊代議員 奥田委員御指摘のとおり、三党が市民の活動につきまして法案を出した、画期的なこととてございまして、やはり市民というのは恐らく、市民社会、その市民社会がつくり出した国家のあり方をどうすべきか、市民が主になってそれを守り運営するためにはどうしたらいいののかという自覚を持った人々であろうと思ひます。そういう市民の自主的な活動を推進していく法律ということ、先生御指摘のとおり趣旨の法律というふうに我々理解しているところでございします。

○奥田(敬)委員 先ほどから論議を聞いて大體理解したわけですが、法人格の認証手続は主として府県知事にあるということですね。二県にまたがる広域的な問題は別として、主として地域性に立脚して府県知事。これは、ある意味においては地方分権化の一方の促進というものに風穴をあけていくということ、大変すばらしいことだと思ひます。

メリットとして、いろいろな団体に対するアンケート調査を経営あたりでやったようでありますけれども、これらの法人化によつて、いろいろな意見が寄せられておりますけれども、社会的に信用性が高まると申しますか、また寄附金を受けやすいとか、あるいは営利目的でない団体で金もつけの目的の怪しげな団体でないという一つの証明になる等々の点を考えれば、今後のこの種の活動というものは一歩も二歩も前進するだろうな、市民社会に溶け込んでいくはずだと思ひます。

しかし一方、新進黨提案によると、税法上の優遇措置には何にも触れてないじやないか、税制優遇がなければ意味がないじやないかという批判も提起されて、先ほど来論議の経過の中にもござい

ました。この点で、与党案の先ほどの答弁を聞いておきますと、まずこれでスタートさせようじゃないか、経過実態を見て三年以内に検討を加えて必要な措置を講じよう、まあ二年の間に何かとそういった意味の必要措置を講じたいという旨の、これは附則部分で対応を約束されているわけでありまけれども、実態経過を見ながら前向きに対応する、特に今回は触れられなかった税のそういった優遇措置等についても当然この中に重要な部分を占めていると思うのですけれども、そのように理解してよろしいのか。

○辻元議員 お答えいたします。
今の奥田議員がおっしゃったとおりの理解で結構だと思えます。

ただ、第一歩と申しましたけれども、私も市民活動を十四年間やってきたのですけれども、やはり社会的信用というところで随分困難がありました。そういう自分の活動の経験も踏まえまして、やはりたくさんの方がそういう活動をしていくに当たりましては、まずやはり何らかの法人格を付与することはとても大事なことで思っておりますので、それが第一歩。そして、一步一步進んでいく中で、税の優遇措置については早急に検討したいと先ほどから何回も申しておりますので、その理解で結構だと思えます。

○奥田(敬)委員 あわせて聞くのですけれども、ちよつと教えてほしいのだけれども、通称市民活動団体という形で理解しますけれども、これは市民公益活動団体というように理解してもいいのですか、いわゆる法人格を与えようというそういう形の団体に関しては、公益性も加味して市民公益活動団体、これとはイコール通称市民活動団体、そのように解してよろしいのでしょうか。

○熊代議員 与党案は、名称といたしましては市民活動法人、市民活動団体と言わせていただいております。新進党案は市民公益法人というふうに命名しておりますが、私どもの市民活動団体も、法の目的に公益の増進を目的とすると書いてございますので、公益を目的とする法人であるこ

とは変わりないわけでございまして、いかなる名称がいいかといういわば趣味の問題も入っていると思えます。

○奥田(敬)委員 市民活動団体、市民公益活動団体、帰するところ、認識度においては大体同じ内容の意味を持って理解していいんだというぐあいに考えておきます。

いろいろなサークルがあるわけですが、特にノンガバメントのNGO組織において、やはり北欧諸国は私たち大変うらやましいぐらいの気持ちにさせられたことが多くございました。いわゆる貧困という開発途上国あたりの奉仕活動においても、小さい国でありながら、北欧のスウェーデンやデンマークの各諸国の人たちがいろいろな生活レベルの厳しい条件の中で頑張っておられる姿を見て、しかも、それがいわゆるNGOというか、そういった組織の中で活躍されているのを見たときに、日本の国もこのレベルまで達するのはいつの日かなど。何かというと言製で、すぐ公が先に立つていく形のことはやりますけれども、そういった意味合いでは、彼らの、彼らと言つていいか、ああいった個人の自由かつ社会的参加が伝統的に受け継がれている国に対しての尊敬の念も含めて、特に感じてまいりました。

特にスウェーデンあるいはデンマークの市民活動で私は感ずるわけでありまして、話はまた飛びますけれども、一例を挙げますと、成人教育のサークル活動なんかは大変盛んです。いわゆる成年年齢に達した人たちが、若い人から年寄りに至るまで何らかの教育サークルに参画されている。そのデータはどれぐらいか、大体二人に一人は参加しているだろうということでもございましたけれども、これらは全く自発的な社会参加でございます。美術、音楽、歴史、科学、大変広範な学習的なネットワークを通じて、社会的関心につながりを持つていくというか、多様な分野の中で生きがい社会を形成しておるといふ、そういった実態を見たときに、二十一世紀には我が国もそういう方向で行つてほしいものだという願いを持つておたわけでありまして。

今後は、いろいろな多様なこういった形に関しても、この法が目指すところもそういう、これは一分野に關したことですけれども、福祉の面においても、あるいは地域づくりの面においても同じことが言えるのじゃないかと思ひますが、市民参加が多様な形で進んでいくということに、その活動を側面から支援するという意味に解釈してよろしいのでしょうか。

○熊代議員 先生御指摘のとおり、先進諸国、あるいは先進諸国に限らないかもしれまじけれども、海外での青年の活動とか、本場に活発でございまして、深く敬意を表するところでございまして。

私もこの一月に、NGO活動の先進国でございまして、フィリピンのマニラに行つてまいりました。日本のOISCとかセーブ・ザ・チルドレンとか、それからAMDとか、あるいはNGOそのものではございませぬが日本版のピースコーの青年海外協力隊とか、外国の団体にまじりまして、日本の青年も非常に活発に、そして継続的に活躍している姿を見まして、法人格をまだ持っていない団体、AMDなどは持つておりませぬので、ぜひ国際の舞台でいわれるリーガルステータスを持つて活躍してもらいたい、そのためにこの法律というのは大変に役に立つということを感じてまいりました。先生の御指摘のとおりでございます。

○奥田(敬)委員 この三党提案とも目指す方向は、頂上は一緒だと私は思つてゐるのですよ。

ですから、各党提案の中で、これは自分の党から出したのが最良だと思つて出しているのは当たり前ですけれども、これが絶対最良だという、絶対的という言葉、オール・オア・ナッシングの態度は、私はやはりこの際もうちよつと大乗的な、大幅修正なりを目指すという方向の中で、本当は各党一致法案として画期的な法案成立に向けてやりたかつた。そのためには、河村さんらも言われるように、もっと時間をかせ、もっとやれば、もっとと一歩前進して、妥協の余地あり、これはこんなことを言つてはいかぬけれども、木島さんもそういう気だろ。だから、そういった意味合いにおいては、本場に完璧のベキまでつくものにはしたいということもやまやまあります。しかし、私はやはり今度のこの審議経過を含めて、どうかひとつ、今審議の途中ですから、どの法案に賛成するとかという結論を出すわけではありませぬけれども、NPOの基本法の制定を、やはり先ほどから言つと、概念的に認証形態なりあるいは取り消しの裁判でやれとかなんとかという、そういった議論の形態も残つていますから、それらを含めて、今認証も取り消しも任せていくという形は、これはまた官製型のそういったものに陥る弊害なしとしない。

ですから、そういう点の検討も含めて、やはり皆さん方、現在の市民活動に、今まで十数年のキャリアをお持ちの提案者の各位が、超党派でやはりこのNPO基本法の制定という形に努力することを目標としてほしいなというのが第三者の、外から議論の経過を見ていて特に感ずることあります。

そして、これは先ほど言うように、経過修正、二年間なら二年間の実態経過を見て、積極的な前向き対応で修正を担保するという形も、本委員会の附帯決議等々で具体的にその面に触れられていくことは、本案附則の面で行つていくという形は時間的に無理かもしれまじけれども、そういった形の附帯決議を各党超党派でしっかり担保していくことがやはり大事であらうかと思つております。

これらについて、三党各代表の御意見というものを承つて質問を終わりたいと思ひます。

○辻元議員 貴重な御意見をありがとうございます。こういう本場に市民活動を促進していくという法案ですので、できるだけいいものを、そしてすぐ活用していただけるものを、各党が議論を積み重ねてつくることは大変大事だという認識に立つております。

それと同時に、市民団体から私たち与党案の方にはさまざまな意見が寄せられました。この間、一週間で五百団体以上の方々が早期の成立をというファックスがどんどん入ってきているのも一方である事実ですので、早期な成立も目指さなければいけない。そこで、この審議が重要になります。実際に、大阪での公聴会、東京での公聴会も、何かパリやロンドン、ニューヨークもというよう意見もあつたようなのですけれども、国内で二カ所の公聴会も行われるということですので、私は、できるだけこの国会での成立を目指しながら審議を見守っていきたいというふうに考えております。

○河村(た)議員 私も全く奥田先生の御意見と同じでございまして、あえて対立する気持ちは全くありません。せつかくこうやってみんなで新しい世の中をつくるのですから、もう少しうまく折り合えば折り合つて、本当に二十一世紀の日本の仕組みをこの内閣委員会がみんなで作ったな、そういうふうになければぜひほしい、そんなふうに思っております。

○本島議員 先ほど質問のときにも述べましたが、この法案の性格上、何とか一致していいものをつくり出して成立させたいな、各党百点はとれないしろ、各党から見ても八十点ぐらいのところでもいい一致点を見出して成立させたいと思っております。

私ども、それに加えて、この部分だけはどうしても認めるわけにはいかない、逆に現状よりも大変な官の支配とか問題があるという点が幾つかあるのです。それは取り除いていただきたい。後で、質疑で提起しますが、例えばNPOの皆さんがもし一回でも選挙運動をやったらだめなのです。これは公害をなくす運動にしろそうなので、政治を棄てようというところは、当然一定の目的で活動をやられている団体の皆さんはお持ちなのです。しかし、例えば与党案の第二条の第二項の二

のハにはそういうことが規定されているので、幾つかそういうのがありますから、そういうのはぜひ削除してもらって、我々が賛成できるような姿に、修正に踏み込んでいただきたいとあえてお願いを申し上げまして、そういう努力をこの委員会でも積み重ねながら合意を目指したいと考えております。

○奥田(敬)委員 今ほども三党提案者からそれぞれ大乗的な見地に立って、今後とも内容を充実した形でこのボランティア活動、市民公益活動団体の活動が本当に新しい世紀の主役になっていくように努力したい。その気持ちを大切に最後までこの法案審議に当たっていただきたいと願っています。

しかし、共産党さんの、こんなことを言うとなかなか長くなりますからこれでやめますけれども、やはり政治行動の自由は個人的には保障されているわけですから、法人格を上げて、一政党支持に、もう一つ赤い旗に染まった形の団体がどんどんできると私はこれはやはりちょっと困るわけで、その点の形については、そこをもう一歩大乗的にやるようにお願いをして質問を終わります。

○伊藤委員長 次回は、明三十日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時五十九分散会

市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律案
市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 市民公益法人の設立(第九条―第十八条)

第三章 市民公益法人の管理(第十九条―第三十四条)

第四章 市民公益法人の解散及び合併(第三十五条―第四十四条)

第五章 市民公益法人に対する監督(第四十五条―第四十八条)

第六章 市民公益法人センター(第四十九条―第五十二条)

第七章 雑則(第五十三条―第六十一条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、地域社会においてその住民が自主的かつ積極的に参加して行う市民公益活動を推進するため、市民公益活動を行う団体に對して法律上の能力を与える手続を整備するとともに、市民公益活動を支援する等の措置を講じ、もって多様な価値観を有する住民が地域社会の構成員としての自覚と責任に基づいて公益の増進及び地域社会の特色ある発展に貢献する多元的な社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 この法律は、多様な価値観を有する住民の自発的意思に基づいて行われる市民公益活動の発展が、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に不可欠なものであることにかんがみ、市民公益活動を行う団体の自主性及び自立性を尊重して運用されなければならない。

2 市民公益活動を行う団体は、市民公益活動が多様な価値観を有する住民の自発的意思による参加を基本とするものであることにかんがみ、その組織及び運営については、民主的かつ公正なものとするようにしなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「市民公益活動」とは、住民が一定の地域を基盤として行う教育若しくは科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献、環境の保全又は国際的理解の増進を目的とする活動(これらの活動に関する連絡又は助成を行う活動を含む)その他の公益を目的とする活動をいう。

2 この法律において「市民公益法人」とは、市民公益活動を行うことを目的とし、かつ、営利を目的としない団体であつて、次の各号のいずれにも該当し、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 社員の数が、十人以上であること。
二 第三十三条の規定により基本基金として保有する財産の価額が、五十万円以上であること。

三 社員の過半数が、当該団体の主たる事務所の所在地の都道府県の区域に住所を有する者であること。
四 役員(の三分の二以上)が、当該団体の主たる事務所の所在地の都道府県の区域に住所を有する者であること。

五 主として活動を行う区域が、当該団体の主たる事務所の所在地の都道府県の区域内にあること。

(名称の使用制限)

第四条 市民公益法人以外の者は、その名称中に、「市民公益法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

(収益事業)

第五条 市民公益法人は、その行う市民公益活動に係る事業に支障がない限り、その収益を当該事業に充てるため、収益を目的とする事業(以下「収益事業」という。)を行うことができる。

2 収益事業に関する会計は、当該市民公益法人の行う市民公益活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(住所)

第六条 市民公益法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

第七条 市民公益法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。
2 前項の規定により登記しなければならない事

項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

3 登記した事項は、登記所において遅滞なく公告しなければならない。

(民法の準用)

第八条 民法明治二十九年法律第八十九号(第四十三條及び第四十四條の規定は、市民公益法人について準用する。

第二章 市民公益法人の設立

(発起人)

第九条 市民公益法人を設立するには、その社員にならうとする十人以上の者が、発起人となることを要する。

(創立総会)

第十条 発起人は、設立趣意書、定款、事業計画書及び発起人名簿を作成し、これらを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会議開催日の少なくとも二週間前までにしなければならない。

3 発起人が作成した定款の承認、事業計画の決定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の定款を修正することができ、ただし、社員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、社員たる資格を有する者でその会議開催日までに発起人に対し社員となる旨を申し出たものの二分の一以上が出席して、その出席者の三分の二以上で決する。

(定款記載事項)

第十一条 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 役員に関する事項
- 五 社員の資格の得喪に関する事項
- 六 社員総会に関する事項

七 第三十三條の規定により基本基金として保有する財産その他資産に関する事項

八 会計に関する事項

九 収益事業を行う場合には、その種類その他その収益事業に関する事項

十 解散に関する事項

十一 定款の変更に関する事項

十二 公告の方法

2 前項第十号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、同一又は類似の目的を有する他の市民公益法人その他公益を目的とする活動を行う法人(営利を目的としない者に限る。)のうちから選定されるようにしなければならない。

(認可の申請)

第十二条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、主務省令で定めるところにより、申請書に定款、事業計画書その他主務省令で定める書類を添付して、その設立しようとする市民公益法人の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出し、設立の認可を申請しなければならない。

2 前項の申請書には、併せて役員及び社員の氏名及び住所を記載した書面その他第三條第二項各号に掲げる要件に該当することを証する書面を添付しなければならない。

3 発起人は、当該都道府県知事の要求があるときは、市民公益法人の設立に関する報告書を提出しなければならない。

(認可の基準)

第十三条 都道府県知事は、前條第一項の申請があつたときは、設立しようとする市民公益法人が第三條第二項の要件を欠くと認められる場合及び定款の内容又は設立の手續が法令の規定に違反すると認められる場合を除いては、その設立を認可しなければならない。

(認可の期間)

第十四条 都道府県知事は、第十二條第一項の申請があつたときは、申請書を受理した日から三

月以内に、発起人に対し、書面により、認可又は不認可の通知をしなければならない。

2 都道府県知事が前項の期間内に同項の通知をしなかつたときは、その期間満了の日に、第十二條第一項の認可(以下「設立の認可」という。)があつたものとみなす。この場合には、発起人は、当該都道府県知事に對し、認可に関する証明書の交付を請求することができる。

3 都道府県知事が第十二條第三項の規定により報告書の提出を求めたときは、その提出を求めた日からその報告書が当該都道府県知事に到達するまでの期間は、第一項の期間に算入しない。

4 発起人が不認可の取消しを求める訴えを提起した場合において、裁判所がその取消しの判決をしたときは、その判決確定の日に設立の認可があつたものとみなす。この場合には、第二項後段の規定を準用する。

(認可の失効)

第十五条 設立の認可は、当該設立の認可があつた日から六月以内に主たる事務所の所在地において設立の登記の申請がされないときは、その効力を失う。

(事務引継)

第十六条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事に引き継がなければならない。

(成立の時期)

第十七条 市民公益法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

(民法の準用)

第十八条 民法第五十一條第一項(法人設立の時間に関する部分に限る。)、第六十五條及び第六十六條の規定は、市民公益法人の設立について準用する。

第三章 市民公益法人の管理

(役員の定数)

第十九条 市民公益法人には、役員として、理事

三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

(理事の職務)

第二十条 理事は、すべて市民公益法人の業務について、市民公益法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

(業務の決定)

第二十一条 市民公益法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

(監事の職務)

第二十二条 監事は、次に掲げる職務を行う。

一 理事の業務執行の状況を監査すること。

二 市民公益法人の財産の状況を監査すること。

三 前二號の規定による監査の結果、市民公益法人の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会に報告すること。

四 前號の報告をするために必要がある場合には、理事に對して社員総会の招集を請求すること。

五 理事の業務執行の状況又は市民公益法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

第二十三条 監事は、理事又は市民公益法人の職員を兼ねてはならない。

(役員欠格事由)

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、市民公益法人の役員になることができない。

- 一 禁治産者又は準禁治産者
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 この法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 前号に該当する者を除き、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者

五 第四十八条の規定により設立の認可を取り消された市民公益法人の設立の認可の取消し当時の役員で、設立の認可を取り消された日から三年を経過しないもの

(役員等の親族等の排除)

第二十五条 役員のうちには、それぞれの役員について、当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることにはならない。

(役員等の選挙等)

第二十六条 理事は、定款で定めるところにより、社員総会において、社員のうちから、これを選挙する。ただし、設立当時の理事は、創立総会において、社員にならうとする者のうちから、これを選挙する。

2 監事は、定款で定めるところにより、社員総会において、これを選挙する。ただし、設立当時の監事は、創立総会において、これを選挙する。

3 役員が欠けた場合において、社員総会を招集することができない特段の事情があると認められるときは、前二項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、役員を選任することができる。

4 前項の場合においては、選任後最初に招集される社員総会において、その承認を得なければならぬ。この場合において、社員総会の承認が得られないときは、その役員は、解任されたものとみなす。

(役員等の欠員補充)

第二十七条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の任期)

第二十八条 役員の任期は、二年以内において定款で定める。ただし、再任を妨げない。

(役員の変更の届出等)

第二十九条 市民公益法人は、その役員又は社員の氏名又は住所に変更があったときは、主務省令で定めるところにより、その変更があった日の翌日から起算して、役員にあつては二週間以内に、社員にあつては一月以内に、その変更に係る事項を、当該市民公益法人の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

(定款の変更)

第三十条 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、総社員の二分の一以上が出席し、その出席者の三分の二以上の多数をもってしなければならない。

3 定款の変更(主務省令で定める事項に係るものを除く)は、その市民公益法人の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

4 第十二条から第十四条までの規定は、前項の認可について準用する。

5 市民公益法人は、第三項の主務省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その変更に係る事項を当該市民公益法人の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

(会計年度)

第三十一条 市民公益法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。ただし、定款で特別の定めをする場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、その会計年度の開始の日から末日までの期間は、一年としなければならない。

3 市民公益法人の最初の会計年度は、第一項の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わる。ただし、同項ただし書の場合においては、その最初の会計年度は、その成立の日に始まり、その後最初の

会計年度の末日に終わる。

(事業報告書の備置き、提出及び閲覧)

第三十二条 市民公益法人は、毎会計年度終了後二月以内に、主務省令で定めるところにより、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書(収益事業については損益計算書)及び役員(これに準ずる者として主務省令で定める者を含む)の報酬に関する事項を記載した書面を作成し、これらを各事務所に備え置かなければならない。

2 理事は、前項の書類を監事に提出しなければならない。

3 市民公益法人は、毎会計年度終了後二月以内に、主務省令で定めるところにより、第一項の書類の写しを当該市民公益法人の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

4 社員その他の利害関係人は、理事に対し、第一項の書類の閲覧を求めることができる。この場合において、理事は、正当な理由がなくて、これを拒んではならない。

5 第一項の書類のうち会計に関する書類については、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算し、これに基づいて作成されるものとする。

(基本基金の保有)

第三十三条 市民公益法人は、主務省令で定める確実な方法により、一定の財産を基本基金として保有しなければならない。

(民法等の準用)

第三十四条 民法第五十四条から第五十七条まで及び第六十条から第六十六条まで並びに非訟事件手続法明治三十一年法律第十四号第三十五条第一項の規定は、市民公益法人の管理について準用する。この場合において、民法第五十五条中「定款、寄附行為」とあるのは、「定款」と読み替へるものとする。

第四章 市民公益法人の解散及び合併
(解散事由)

第三十五条 市民公益法人は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 定款で定めた解散事由の発生
- 二 目的とする事業の成功又はその成功の不能
- 三 社員総会の決議
- 四 合併
- 五 破産
- 六 第四十八条の規定による設立の認可の取消し

2 前項第二号に掲げる事由による解散はその市民公益法人の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を、同項第三号に掲げる事由による解散は当該都道府県知事の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 第十二条から第十四条までの規定は、前項の認定及び認可について準用する。

4 清算人は、市民公益法人が第一項第一号又は第五号に掲げる事由によつて解散した場合に、遅滞なく、その旨を当該市民公益法人の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

(残余財産の帰属)

第三十六条 解散した市民公益法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除き、当該市民公益法人の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対する清算終了の届出の時において、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないとき又は定款に定める残余財産の帰属すべき者が存在しないときは、解散した市民公益法人の残余財産は、当該解散した市民公益法人の目的と同一又は類似の目的を有する他の市民公益法人(その主たる事務所の所在地が当該解散した市民公益法人の主たる事務所の所在地と同一の都道府県の区域にある者に限る)のうちから、当該都道府県知事が選定した者に帰属する。

3 前二項の規定により処分されない残余財産

は、解散した市民公益法人の主たる事務所の所在地の都道府県に帰属する。

(合併)

第三十七条 市民公益法人は、他の市民公益法人と合併することができる。

(合併手続)

第三十八条 市民公益法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、総社員の四分の三以上の多数をもってしなければならない。

3 合併は、合併後存続する市民公益法人又は合併によって設立する市民公益法人の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

4 前項の認可をした都道府県知事は、当該合併によって消滅することとなる市民公益法人が他の都道府県知事の設立の認可(当該市民公益法人が合併によって設立された者である場合には、当該合併に係る同項の認可。第四十六条から第四十八条までにおいて同じ。)を受けた者であるときは、遅滞なく、当該市民公益法人が合併によって消滅することとなる旨を当該他の都道府県知事に通知しなければならない。

5 第十二条から第十五条までの規定は、第三項の認可について準用する。

第三十九条 市民公益法人は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日(前条第五項において準用する第十四条第二項又は第四項の規定により、前条第三項の認可があつたものとみなされたときは、当該認可があつたものとみなされた日)から二週間以内に、主務省令で定めるところにより、財産目録及び貸借対照表を作成し、これらをその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 市民公益法人は、前項の期間内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、

二月を下回ってはならない。

第四十条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、市民公益法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者が弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

第四十一条 合併により市民公益法人を設立する場合においては、定款の作成その他市民公益法人の設立に関する事務は、各市民公益法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第四十二条 合併後存続する市民公益法人又は合併によって設立した市民公益法人は、合併によって消滅した市民公益法人の一切の権利義務(当該市民公益法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(合併の時期)

第四十三条 市民公益法人の合併は、合併後存続する市民公益法人又は合併によって設立する市民公益法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

(民法等の準用)

第四十四条 民法第六十九条、第七十条、第七十三条から第七十六条まで、第七十七条第二項(届出に関する部分に限る。)及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十六条から第三十七条ノ二までの規定は、市民公益法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十七條第二項及び第八十三條中「主務官庁」とあるのは、「主たる事務所所在地を管轄する都道府県知事」と読み替へるものとする。

第五章 市民公益法人に対する監督(報告及び検査)

第四十五条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において事業を行う市民公益法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款が遵守されているかどうかを確かめるため必要があるとき、その業務若しくは会計の状況に關し報告をし、その業務若しくは会計の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、当該市民公益法人の事務その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令等)

第四十六条 都道府県知事は、その設立の認可を受けた市民公益法人が、第三条第二項の要件を欠くに至つたときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該市民公益法人に対し、期限を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

2 市民公益法人が前項の規定による都道府県知事の命令に従わないときは、当該都道府県知事は、当該市民公益法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員

の解職を勧告することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により役員

の解職を勧告しようとする場合には、当該市民公益法人に、当該都道府県知事の指定した職員に対して弁明する機会を与えなければならない。この場合においては、当該市民公益法人に対し、あらかじめ、書面をもって、弁明をすべき日時、場所及びその勧告の原因となる事実を通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた市民公益法人は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

5 第三項の規定による弁明を聴取した者は、聴取書及び当該勧告をする必要があるかどうかについての意見を付した報告書を作成し、これを同項の都道府県知事に提出しなければならない。

6 都道府県知事は、他の都道府県知事の設立の認可を受けた市民公益法人で当該都道府県の区域内において事業を行うものに対し、当該都道府県の区域内における業務に關し、第一項の規定の例により必要な措置を採るべき旨を命じ、又は第二項の規定の例により業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

7 都道府県知事は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を当該市民公益法人の設立の認可をした都道府県知事に通知しなければならない。

(収益事業の停止)

第四十七条 都道府県知事は、その設立の認可を受けた市民公益法人が第五条第一項の規定により収益事業を行う場合において、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該市民公益法人に対し、その収益事業の停止を命ずることができる。

一 当該市民公益法人が定款で定められた収益事業以外の収益事業を行うこと。

二 当該市民公益法人が当該収益事業から生じた収益を当該市民公益法人の行う市民公益活動に係る事業以外の目的に使用すること。

三 当該収益事業の継続が当該市民公益法人の行う市民公益活動に係る事業に支障があること。

(設立の認可の取消)

第四十八条 都道府県知事は、その設立の認可を受けた市民公益法人が、第四十六条第一項若しくは第二項の規定による命令に従わない場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき又は正当な理由がなくて二年以上にわたつてその目的とする事業を行わないと

きは、当該設立の認可を取り消すことができる。

2 前項の規定による設立の認可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該市民公益法人から請求があったときは、公開により行わなければならない。

第六章 市民公益法人センター

(市民公益法人センター)

第四十九条 市民公益法人は、全国を単位として、市民公益法人を会員とし、その名称中に市民公益法人センターという文字を用いる民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 市民公益法人センター(以下「センター」という。)は、全国を通じて一個とする。

(名称の使用制限)

第五十条 センター以外の者は、その名称中に、「市民公益法人センター」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

(加入)

第五十一条 センターは、市民公益法人がセンターに加入しようとするときは、正当な理由がなく、その加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を付してはならない。

(センターの業務)

第五十二条 センターは、市民公益法人の適正な運営に資することを目的とし、次に掲げる業務を行う。

一 市民公益法人の運営に関する連絡、助言及び指導

二 市民公益法人に関する情報の提供

三 会員たる市民公益法人から提出された第三十二条第一項の書類の写しの管理及びその内容の公開

2 センターは、前項第三号に掲げる業務を電子情報処理組織により行うよう努めなければならない。

(会員名簿の閲覧)

第五十三条 センターは、会員の名簿を一般の閲覧に供しなければならない。

第七章 雑則

(税制上の優遇措置等)

第五十四条 国及び地方公共団体は、市民公益活動を推進するため、市民公益法人が一般からの寄附金を募集することを容易にするための措置等必要な税制上の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、市民公益活動を推進するため、必要な財政上及び金融上の措置を講ずるよう努めなければならない。

第五十五条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、市民公益活動に関する国民の理解を深めるための措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第五十六条 この法律において主務省令は、市民公益法人が行う市民公益活動に係る事業を所管する大臣の発する命令とする。

(主務省令)

第五十七条 第四十六条第二項若しくは第六項(同条第二項の規定の例による部分に限る。)又は第四十七条の規定による命令に違反する行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(罰則)

第五十八条 第四十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して各本条の罰金刑を科する。

第六十条 次の各号の一に該当する場合においては、市民公益法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

(罰則)

一 第七条第一項の規定に基づく政令の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

二 第十八条において準用する民法第五十一条第一項の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 第二十九条又は第三十条第五項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第三十二条第一項の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

五 第三十二条第三項の規定に違反して、書類の写しを提出せず、又は不実の記載をした書類の写しを提出したとき。

六 第三十二条第四項の規定に違反して、正当な理由がなく書類の閲覧を拒んだとき。

七 第三十九条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

八 第三十九条第二項又は第四十条第二項の規定に違反したとき。

九 第四十四条において準用する民法第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求をしなかったとき。

十 第四十四条において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

第六十一条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

(罰則)

一 第四十四条又は第五十条の規定に違反した者

二 第五十三条の規定に違反して、正当な理由がなく名簿の閲覧を拒んだ者

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律による市民公益法人制度の実施の状況を勘案し、必要があると認めるときは、公益法人制度その他営利を目的としない法人制度の全般に関する検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 この法律の施行の際現にその名称中に「市民公益法人」若しくは「市民公益法人センター」又はこれらに紛らわしい文字を用いている者については、第四条又は第五十条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(認可等の期間に関する経過措置)

4 この法律の施行後六月を経過する日までの間にされる第十二条第一項の申請に係る第十四条(第三十条第四項、第三十五条第三項及び第三十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第十四条第一項中「三月以内」とあるのは、「この法律の施行後九月を経過する日までの期間内」とする。

理由

多様な価値観を有する住民が地域社会の構成員としての自覚と責任に基づいて公益の増進及び地域社会の特色ある発展に貢献する多元的な社会を実現することの重要性にかんがみ、地域社会においてその住民が自主的かつ積極的に参加して行う市民公益活動を推進するため、市民公益活動を行う団体に対して法律上の能力を与える手続を整備するとともに、市民公益活動を支援する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成九年六月十七日印刷

平成九年六月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局